

議長／皆さんおはようございます。
これより、本日の会議を開きます。
まず、諸般の報告をいたします。
昨日、知事より追加提出議案の送付がありましたので御報告いたします。
本日の議事日程は配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。
日程第1の議案1件を議題といたします。
これより、知事から提案理由の説明を求めることにいたします。
知事杉本君。

杉本知事／ただいま追加上程されました議案について御説明を申し上げます。
今回の補正予算案は先月22日に閣議決定された国の総合経済対策に対応し、物価高対策や
防災・減災、国土強靱化対策を実施するものであります。
物価高対策については、子育て世帯を対象とした県産米の購入支援や、医療機関、福祉施
設、学校等への食材費支援、生活困窮者の相談対応、物資配布を切れ目なく実施してまい
ります。
また、経営に大きな影響が生じている事業者等について、国の支援に併せ、電気料金、燃
料価格等の高騰分を支援してまいります。
防災・減災、国土強靱化対策は、トイレカー等の導入等による避難所の環境整備のほか、
社会基盤の整備を前倒しして実施してまいります。
以上の結果、12月1日追加補正予算の規模は291億円。
一般会計の累計額は5,452億円となります。
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長／以上で、提案理由の説明は終わりました。
ここで、全員協議会開催のため、休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
これより、ただいま議題となっております日程第1の議案1件と合わせて、日程第2の議
案24件及び報告5件を議題とし、5日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政
全般にわたる質問に入ります。
よって、発言は、発言順序のとおりに願います。
なお、資料の使用について、細川君、西本恵一君、北川君、時田君、渡辺大輔君より申出
があり、許可いたしましたので御了承お願いいたします。
堀井君。

堀居議員／皆様、改めましておはようございます。
ふくいの党の堀居哲郎です。

一般質問、トップバッター、元気よく発言通告に基づきまして質問をさせていただきます。どうか県民の皆様方が勇気づけられるような、前向きで愛情のある御答弁をよろしく願います。

それでは、まず子どもたちの声を聞き支える政策について伺います。

言うまでもなく、我が国全体、そして本県の子どもたちは国、地域の宝であり、未来でもあります。

この大事な子どもたちを大切にしない国や地域があるとするならば、その国や地域に未来はなく、衰退の一途をたどることは目に見えております。

コロナ禍を経て、我が国の少子化や子どもたちの生きる環境が非常に心配される数字を目にします。

例えば、2019年に出生数が約86万5000人だったのが、今年2024年は70万人を割り込む公算であり、国や専門家が当初想定していた予測をはるかに上回るスピードで少子化が大きく加速しております。

このような未来を担っていく子どもたちが減っていく現状の中、全国で自ら命を絶つ小中高生の数が高止まりをしており、2024年も1月から6月までの数字を見ますと、過去最多を更新しかねない状況とのことです。

また、文科省の2023年度の小中高生の不登校調査結果では、全国で34万6482名に上り、過去最多であり、前年と比べ16%も増えている状況であります。

本県も2023年度不登校の児童や生徒は1567名で、前年度と比べ163名増加して過去最多となっております。

また、県内のいじめ認知件数も1750件に上り、過去5年で最も高い状況です。

こういった現状の中で、国もこども家庭庁を2023年4月に設立し、こどもまんなかを掲げ、様々な政策を推進しております。

また、本県もこどもファースト意見発信事業という新しい取組をし、子どもの意見を政策に反映させる仕組みづくりを行ったり、2024年度に校内サポートルーム設置校を5校から50校に拡大するなどの努力をされていると感じております。

民間に目を向ければ、こども食堂や登下校の地域の見守りの方々など、本当に子どもたちのことを思い、頭が下がるボランティア活動をされている方々がたくさんいらっしゃいます。

そのような地域の宝である子どもたちを大切に考え、各分野の方々の努力が多くの子どもの支えになっていると考えますし、実際に大部分の子どもたちは日々大変なこともあります。たくましく元気に学校を含め生活が送れていると認識しております。

しかしながら、やはり冒頭述べたように、国全体においても、本県においても一定数深刻な問題を抱える子どもたちや助けがもっと必要な子どもたちがいるのも事実であり、そこにはしっかりと光が当たる政策をさらに推進していく必要があると存じます。

そこで、まず、知事に質問ですが、現在、本県が取り組んでいる様々な子ども、あるいは子育てに関するこれまでの政策についての知事の総合的な評価や手応え、また現状を鑑みたと上でも今後の対応について意気込みも含め伺います。

約1年前の令和5年10月に、文部科学省は令和4年度の全国の小・中学校の不登校児童生

徒が約130万人と過去最多年になり、そのうち学校内外の専門機関等で相談指導を受け入れていない児童生徒数が約11万4000人に上りました。

いじめ重大事態の発生件数は919件と過去最多となり、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組の緊急強化が必要であるとの考えで、不登校・いじめ緊急対策パッケージを策定しました。

この緊急対策パッケージの中で、現在、繰り返し学校現場で推進するように示されているスクールカウンセラー等の活用事業があり、国3分の1、県3分の2の予算の負担割合で市町教育委員会に配分し、子どもたちが直接悩みを相談できるスクールカウンセラーの配置を行っております。

スクールカウンセラーは、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する公認心理師などといった方々を福井県教育委員会が任命し、現在県内の小中学校に配置をしているのですが、その配置時間が十分でなく、子どもたちの話や悩みを聞く時間が不足しているとお声を聞いております。

例えば、私の地元の敦賀市では、2023年度の当初の配置時間は2110時間であり、その年度の12月に当初の配置時間では足りず、市内の小中学校からの追加希望の時間を確認しますと、合計180時間の追加希望がありました。

しかし、実際、予算的な理由や他市町との兼ね合いもあり、県からの追加配置時間の配分は23時間だけであり、希望に対しての県からの追加配置時間が157時間足りず、足りない時間は敦賀市独自で補正予算を組み、126時間分を追加し、対応したとのことであります。

この敦賀市として、実際希望していた180時間の追加配置時間については、県教育委員会の義務教育課で把握はされておりました。

また、同様に、時間の関係上、詳細は割愛しますが、鯖江市も当初の配置時間が十分でなく、独自で追加配置時間の予算を組んでおります。

ここで質問ですが、スクールカウンセラーについて、県教育委員会としても毎年度、県内の各市町教育委員会が実際どれくらいの当初の配置時間では不足しているか、正確に把握できるように相互が情報交換できる仕組みを考え、それに基づいて国に対して、本県のスクールカウンセラー配置の予算獲得に向けて努力すべきと考えますが、御見解を伺います。また、実際、今年度、国と分担しているスクールカウンセラー配置事業の予算規模では、市町教育委員が希望する配置時間に不足が生じているのであれば、まずは第一に児童生徒に対する十分な相談時間の確保のため、そして、保護者及び教職員の相談などの役割を果たし、特に教職員の負担軽減につなげるためにもスクールカウンセラー配置事業の予算を県独自としても十分に予算計上し、本県全体での配置時間をできるだけ増やし、児童生徒や市町教育委員会の希望に答えていくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、校内サポートルームの今後の取組について伺います。

今回、質問をさせていただくに当たり、県内小中学校の校内サポートルームを視察させていただきましたとともに、校長先生や市教育長にもお話を聞かせていただきました。

結論から申しますと、校内サポートルーム制度は非常に機能をしているとの見解でありました。

不登校気味の児童生徒や、学校に行けるけど自分のクラスには入れないときに、一旦サポ

ートルームで少し自分の気持ちを落ち着かせ、支援員のサポートの中で自分なりに学習や活動することができ、そして、また、教室に戻っていけるケースが少なくないようです。また現在、校内サポートルームが設置されていない学校では、そのような結果を見て、ぜひ設置したいとの声が多いとのことでした。

このように学校現場から評価され、子どもたちから不登校になるケースを軽減できる施策はさらに積極的に拡大すべきと考え、誰一人取り残さない思いで県内全小中学校に校内サポートルームを設置すべきと考えますが、教育長の御見解を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／堀居議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、これまでの子ども・子育て政策の総合評価と、手応え、今後の意気込みについてお答えを申し上げます。

福井県におきましては、これまで、例えば日本一の不妊治療であったりとか、あと、男性育休の支援であるとか、さらには2人目からの子どもたちの保育料、高校の授業料の無償化、さらに、全ての市や町で全天候型の遊び場を整備する。

全国に比べても、大変先進的と言われていたりとか、大胆な子育て政策を次々と打ち出しをさせていただいて、進めさせていただいているところでございます。

おかげさまで合計特殊出生率も全国トップクラスの状況を維持しておりますし、待機児童もゼロの状況を維持いたしております。

また、経済的負担も減ってきているということもありましたし、男性育休も以前は全国平均を下回っておりましたけれども、それを上回るような状況になってきている、こういうことでもございまして、県民の皆さんにアンケートを取らせていただきましても、このふく育県につきましては、全ての世代で非常に高い評価をいただいて、全体でも7割を超えるような評価をいただいているということかと思っております。

次の子ども・子育て応援計画、今、策定をいたしておりますけど、この中でも、例えば1万2000人の県民の方にアンケートも取らせていただいております。

そうしますと、やはり子どもがほしいという思いと、現実の間に一定の解離があるというような結果も出てきているところでございます。

また、このアンケートの中で、6割が子どもだったり、小中学生、高校生、若者、こういう方々がお答えをいただいておりますと、中を見ますと、貧困がみんななくなって御飯が食べられるといいとか、両親の子育ての負担を軽減してほしいとか、若者の新たなチャレンジを支援してほしいとか、障がいなど持っても関係なく過ごしやすいまちになるといいとか。

とても読んでいて、子どもたちが福井の未来は明るくなってほしいという思いをしっかりと込めて、行政に対して要請もしてきている。

そういうことを感じて感銘を受けたというところでございます。

こうしたことを踏まえまして、次期の子ども・子育て計画、これも今、検討中でございますけれども、この中で、一人親とか多胎児、同じ親御さんの環境の中でも大変厳しい状況

に置かれているような方、そういった様々な御家庭に伴走しながら支援ができるような、こういうような状況をつくっていく。
また、子ども子育ての喜びを社会全体で育てて、それを次世代につないでいけるようなふく育県、こういったことにしていきたいと考えているところでございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から3点、お答えを申し上げます。

まず、スクールカウンセラー配置時間の把握及び国への予算獲得に向けた努力についてお答えをいたします。

現在スクールカウンセラーは92名、全ての公立小中学校248校に配置をしております、児童生徒、保護者へのカウンセリングですとか、教職員への指導助言を御尽力いただいているところでございます。

スクールカウンセラーの配置時間につきましては、毎年度末、市町の担当者から御要望を聞き取りまして、それをもとに次年度の計画を立てて、国に補助金申請を行っております。県は、国からの補助金の額をもとにしまして、各校の不登校生の割合に応じて時間配分を行っております。

各校や市町からの要望については、緊急的な案件での対応も考慮しながら、年度途中に追加で時間配分ができるように対応しているところでございます。

しかしながら、御指摘もありました、国の予算額に制限がありますことから、各市町の要望する配置時間を十分に満たしているとは言えない面もございます。

今後もスクールカウンセラーの配置時間の増加に向けまして国に対し、予算の増額を求めてまいります。

次に、スクールカウンセラーの配置を県独自に増やすことについてお答えします。

小中学校のスクールカウンセラー配置事業につきましては、令和6年度で配置時間が約2万6000時間、予算額にしますと1億4000万円を計上しております。

令和2年度と比較しますと、配置時間では、約2,800時間増えておりますし、予算額も約1500万円増額するなど、これまでスクールカウンセラーの配置拡充に最大限努めているところでございます。

そのほか、県では、さらにサポートルーム支援員事業も50校に拡大いたしまして、児童生徒や保護者の悩みに寄り添う体制を整えております。

県としても、できる限り取り組んでおりますけれども、予算の制約もありまして各市町の全ての配置要望に応じるのは難しい面も確かにございます。

市町にも御尽力をいただきまして、協力しながら、児童生徒や保護者のための支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、県内の全小中学校に校内サポートルームを設置することについてお答えします。

御紹介もございましたけれども、校内サポートルームの設置校からは、安心して過ごせる居場所となっているですとか、児童生徒の在校時間が長くなったなど、非常に効果が高いというお声を聞いております。

このため、県では、今回、新たに各校で実践している児童生徒との関係づくりや寄り添い方、適切な学習支援の方法などをまとめました校内サポートルーム事例集というものを新たに策定いたしました。先日各学校に周知をしたところでございます。

設置校はもとより、未設置校におきましても参考にさせていただきまして、対応の充実を図っていただきたいと考えているところです。

今後は各市町に対して、まずは全ての学校に教室にいつらさを感じている児童生徒の居場所となる部屋を設置するように働きかけてまいります。

さらに支援員の確保ですとか、費用の負担といった課題もございますけれども、これについても市町と協議をしながら設置校拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

議長／堀居君。

堀居議員／御答弁ありがとうございます。

今回、質問をさせていただくに当たりまして、実際に、こども食堂さんや校内サポートルームの現場で子どもたちと話をさせていただく機会があって、他愛もない会話の中で楽しい時間を過ごさせていただいたんですが、改めて子どもたちの本当の心の声を聞ける場所だとか、時間はとても重要であると認識をしました。

また、この時間と場所の確保のためには、やはり十分な行政支援が重要と感じましたし、また、そのスクールカウンセラー、今後の配置時間の拡大を含めまして、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいことをお願いをしまして、次の質問に移ります。

次に、県民の負担軽減と行政事務の最適化について伺います。

先の国政選挙を経て、減税を通しての国民負担の軽減が活発に議論をされております。

2024年の国の税収は約73.4兆円に上ると公表され、5年連続で過去最高になる見通しであり、また、過去4年間は毎年平均4から5兆円程度の税収が上振れしている状況であり、明らかに国は税金を予定より取り過ぎている現状であると考えます。

その中で、国民の可処分所得は低迷し続けており、2023年通年では前年度比2.8%も減少しております。

日本経済の失われた30年と言われる中、諸税、社会保険料は増加の一途をたどり、国民負担率は約50%で推移し、所得の半分を徴収されている状態です。

30年前より物価が大きく上がっているのに世帯収入は100万円以上下がっており、まさに国の懐は豊かになる中で、国民の生活は厳しくなり続けております。

現在、多くの国民、県民、特に現役世代の方々は少しでも減税を通して生活全般の負担軽減、可処分所得の増加を望んでいるのは明らかであり、さきの国政選挙の結果にも反映されていると存じます。

国において、現在、活発に議論をされております所得税の103万円の壁、すなわち基礎控除額を増やし、178万円まで非課税にする案につきまして、知事は地方公共団体の税収現分について、国が補填すべきと御認識であると理解しており、私も同意見であります。

国として現行のルールである地方財政法や、地方交付税法の中、地方交付税と臨時財政対策債で地方公共団体の財政状況に悪影響を及ぼさないように補填する方法があると、私も

認識、確認をしており、そうであれば県が試算した非課税額を178万円にした場合、県と県内市町の歳入が310億円減るということは、同時に県民の懐には310億円使えるお金が残るとのことだと存じます。

よって、ぜひこの法案を国に強く進めていただきたいと感じております。

そこで、副知事に質問ですが、この法案が地方公共団体の財政に悪影響が出ない形で成立し、実行された場合、県民の使えるお金が増え、県民の負担軽減や消費増加による経済の活性化につながると考えますが、その経済効果はどのようなレベルになると想定しているのか、想定していないのであれば効果を把握しておくべきと考えますが、中村副知事の御所見を伺います。

次に、県行政の最適化を通しての県民負担の軽減について議論をさせていただきます。

県政におきましても、納税者である県民の負担をできるだけ軽減し、幸せに生活ができ、この福井県に生き生きと住み続けていただけるかを行政目標として掲げていると考えております。

本県が現在「福井県から日本を変える」を掲げておりますDXの推進を含め、何点か質問をさせていただきます。

まず、県発注の公共事業については、令和7年度より電子契約、電子保証、電子請求が開始され、ペーパーレスなど、事業者にとって大きく業務が効率化されますが、工事の中間検査についてオンライン化するなど、まだまだDX化できる部分があると考えますが、今後の取組を伺います。

また、公共工事の優良工事等事業者表彰につきましては、現在自薦されたものを県が選択する形になっておりますが、自薦のためのデータ作成など、事業者の負担は大きいのではないかと考えます。

他県で実施しているように、自薦ではなく、発注者である県が自ら丁寧な審査をして、優良工事事業者を選択すべきと考えますが見解を伺います。

最後に、アナログ規制見直しや行政手続のオンライン化による行政DXについて。

県民の負担軽減のため、どんどん推進すべきと私は考えております。

また、進める上では、住民サービスを提供している市町と一緒に推進していくことが非常に重要だと存じます。

県、市町、一体となった行政DXの推進について、今後の取組と意気込みを伺います。

以上よろしく願いいたします。

議長／副知事中村君。

中村副知事／私からは、非課税額を178万円にした場合、これは地方自治体に影響が出ないという前提ということでございますが、その経済効果についてお答えをいたします。

仮に、この75万円の控除額の引上げが実施された場合、本県では、市町を含め、個人住民税で約250億円、普通交付税で約60億円、合計して310億円の減収というのが見込まれております。

この減税としては、個人住民税で250億円に加えまして、普通交付税の原資となるいわゆる

所得税ですね、ここが約140億円の合計で390億円が県民の手取りの増になるというふうに試算をされます。

新聞報道でも出ておりますように、与野党の議論で示された国の試算によりますと、6.1兆円の減税によりますと、1.3兆円の名目GDPの増になるという記事が出ていたと思いますが、これに基づきまして単純計算いたしますと、県分としては約80億円の増加があるだろうという計算式になります。

国の試算では、103万円の壁の撤廃がどのように波及して、経済的な影響がどこに出るかというのがちょっと不明確でありまして、ここは引き続き、国がどのように議論を進めていくかというのを注視していきたいと考えております。

最初的前提にちょっと戻るんですが、一方で、県と市町の減収額が約310億円のこれが補填されないということになりますと、これはこの分の行政サービスが無理と、困難ということになりますので、公的支出の減少に伴う大きなマイナスの影響というのも懸念をされるわけでございます。

今後も恒久的な財源措置など、地方財政への影響を考慮した丁寧な検討を求めていきたいと考えております。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、今後の県、市町一体となった行政DXの推進についてお答えをいたします。

県では、県民の負担を軽減するため、検査、閲覧などのアナログ規制7区分、399項目につきまして、令和5年度から見直しに着手をしております。

来年度末にはデジタル化が可能と整理をいたしました265項目のうち、66%で対応が終了する見込みとなっております。

行政手続のオンライン化につきましては、令和4年度から着手し、既に99%がオンライン申請可能となっております。

また、市町に対しましても、アナログ規制見直しの支援のほか、窓口業務改革の勉強会の開催でありますとか、システムの協働導入を進めております。

来年1月には、県、それから南越前町、美浜町、高浜町、おおい町の4町におきまして、出産や引っ越しなどのライフイベントごとに必要な手続を案内するシステムの運用を開始する予定となっております。

さらに今後は、県民の属性や状況に応じたプッシュ型の情報発信に取り組むなど、一人一人の県民にとって利便性が高い行政を目指し、市町とともに行政DXに取り組んでまいります。

議長／会計管理者野路君。

野路会計管理者／工事検査につきましては、会計局の所管になってございますので、私から2点お答え申し上げます。

まず1点目、県発注工事の中間検査などのDX化について、お答え申し上げます。
県発注工事の検査につきましては、これは平成27年度から検査書類の電子化を進めてございます。

現在は、電子データだけで検査するというのも可能な体制になってございます。
一方で、お話にありましたオンラインによる工事検査につきましては、現在は、例えば材料試験など、一部の検査で県外の工場で製品化されているというところもございますので、こういった場合にはオンラインを導入しているという場合もございます。
今年度、国土交通省がウェブカメラによる遠隔検査を本格的に開始しているところでございます。

9月に県の工事検査の職員ですね、これが中部縦貫道の検査にウェブで参加いたしまして、国の検査の様子を確認したというところでございます。

今後、国の遠隔検査のよい点、利点ですとか、課題を検証いたしまして、これは建設業の関係団体の御意見も伺いながら、オンライン検査の実施について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、優良工事等事業者表彰についてのお話がございました。

優良工事表彰につきましては、これは昭和26年度に制度が始まりました。

平成16年度に、議員おっしゃいました受注者自らの推薦に基づき県が選定するという方式に変更してございます。

この方式では、工事検査の評点だけでなく、例えば品質、施工性、加えましては安全性、さらには若手女性などの担い手の育成、環境景観配慮の観点、こういったところからいかに創意工夫をしたかということ、事業者自らがアピールできるという形になってございます。

こうしたことが事業者の技術の向上、あるいは、意識の改善につながっていると考えているところでございます。

一方で、自らの推薦によらないという県が多いということも承知してございます。

こちらも建設業の関係する団体の御意見も伺いながら、今ほど申し上げました自薦方式のよい点、利点を生かしながらも、例えば、申請書類の簡素化など、事業者の負担の軽減を図りまして、より公正で効率的な制度運用に努めてまいりたいと考えてございます。

議長／堀井君。

堀居議員／御答弁ありがとうございます。

いわゆる103万円の壁の議論につきましては、国の税収が上振れしている中におきまして、繰り返しになりますが、本県のような地方公共団体は今の既存のルールの中というんですかね、地方財政法や地方交付税法の中で、非課税額178万円に引き上げた場合、補填をされていくルールになっているというふうにいる調べまして、私も認識して、最終的にどういう形になるかというのは分かっていないんですが、こういった議論については、県民にとってプラスの側面、先ほど80億円の経済効果があるというところもおっしゃっていただきましたので、そういったプラスの側面もあるという御認識を持っていただきまして、

発信もしていただけたらとお願いをさせていただきまして、私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

議長／以上で、堀井君の質問は終了いたしました。
田中三津彦君。

田中（三津彦）議員／おはようございます。
自民党福井県議会の田中三津彦でございます。
今日は2項目、通告書に従ってお聞きしますのでよろしく願いをいたします。
まず、県立大学恐竜学部開設に向けて伺います。
学部開設まで3か月余りになりました。
学生は、最初の1年は永平寺キャンパスで学びますが、2学年以降は恐竜博物館の隣に開設される勝山キャンパスで学ぶことになり、地元の勝山市は大きな期待を寄せています。
ただ一方で、「恐竜学部なんて初めて聞くようなところに、志願する人が集まるんか」「定員30名っていうけど大丈夫か」そういう声も聞こえてきております。
私は「初めての学部だからこそ、そこで学びたいという人が絶対にいる」「小さいときから恐竜が好きで、恐竜を学びたいという人も必ずいる」と思っていますが、悲観的な意見を聞くと不安にもなります。
ただ、報道によりますと、県立大学は10月1日から8日の間、定員30名のうち6名を募集する総合型選抜の出願を受け付けましたが、県内8人、県外55人の63人が出願して、倍率が10.5倍となり、県立大学の総合型選抜で倍率が10倍を超えたというのは初という人気ぶりでした。
また、11月に6名が募集された学校推薦型選抜及び若干名募集の特別選抜には、10名が出願されましたが、これらの選抜結果は12月2日に発表され、後日発表される特別選抜の外国人留学生以外の14名が選抜されました。
そこでまず、ここまでの広報活動等、来春の学部開設に向けた準備と、実際の出願状況、選抜結果を受けどのような手応えを感じておられるか、知事の所見を伺います。
また、年明けには一般選抜が実施されますが、その準備状況、選抜試験の要領等はどのようになっているのか伺います。
ところで、私は以前、県立大学と県立恐竜博物館の研究スタッフに、県内出身者が一人もいないことをこの場で紹介し、「国内で他を圧倒する数の化石が発見され、新種の恐竜も多く見つかるなど、我が国の恐竜研究のメッカである以上、恐竜に興味を持ち、恐竜大好きな県内のお子さんが県立大学や恐竜博物館で恐竜を学び、第一人者と言われるような研究者に育っていただきたい。そのためにも恐竜学部は必要で、恐竜博物館の近くに設置していただきたい」ということを要望しました。
そして、その思いは今も変わっておりませんので、恐竜学部が開設されるからには、ぜひとも県内から一定の数の方が出願し、難関を突破していただきたいと願っています。
そこで、恐竜学部の募集人員30名の中に、県内出身者向けのいわゆる地元枠というようなものを一定程度設けるべきだと思いますが、どうなっているのかお尋ねいたします。

初めに述べましたとおり、選抜試験に合格した恐竜学部1期生は、2年目から真新しい勝山キャンパスに移り、そこだけでなく、隣の恐竜博物館や勝山市北谷町の発掘現場でも、恐竜をはじめとする古生物、あるいは当時の地質などについて学び、研究することになります。

そのためには、現在建設工事中の学部棟をはじめ、勝山キャンパスの整備が順調に進み、予定どおり令和8年春に開設されることが不可欠です。

報道によりますと、学部棟の設計を担う隈研吾氏が、10月11日、建設現場を訪れて、地層を表現する外壁のサンプルを確認した上で、「ほぼイメージ通りで一安心。世界で初めての学部なので、世界に発信する力のある建物にしたい」という意気込みを語られたといえます。

私のような素人でも知っていることですが、隈さんは新国立競技場など、国内外の有名な施設の設計を手がけておられ、国産材を巧みに使って特徴的なデザインに仕上げるなど、完成後は多くの人から愛される、そういう施設を完成させていますから、出来上がりが本当に楽しみです。

ただ、私は以前、建設業関係の知り合いから、「隈さんが設計する建物は、施工する立場の者にとっては非常に難しい。建設に携われることはうれしくもあるけれども、「厄介だな。できればやりたくないな」という気持ちになるのも、正直なところだ」というふうに聞いたことがあります。

「恐竜学部学部棟につきましても、やはり難しい工事になる」と聞かされていたので、順調に進んでいるのかどうか少し心配です。

学部棟の工事は、今年5月に入札が行われ、6月には落札者が決定して契約が結ばれて着工。

令和8年度の供用開始に向けて工事が進められているということですが、工事は順調に進んでいるのでしょうか。

ここまでの進捗状況と、完成までの工事予定、竣工時期などを伺います。

また、教育・研究に必要な教材や機材、教室などに設置する備品類などの購入、学生教育を担当する教官や研究員、学部やキャンパスの運営・管理を担当するスタッフの手配等についても、計画的に進められているのか併せて伺います。

快適に生活できるということも、学生が勉学に集中するためには欠かせない要素ですが、学生が1年目を過ごす永平寺町には、既に県立大学の他学部もあり、福井大学医学部もありますから、改めて心配する必要はないでしょう。

一方、勝山キャンパスはどうでしょうか。

自然豊かで閑静な地域、こういったところは学生の心を豊かにし、それ自体は勉学に集中しやすい環境だと言えますが、ワンルームマンションのような学生向けの賃貸集合住宅、お茶をして「ホッ」と一息つくようなカフェ、あるいはファストフードなど、学生が好んで足を運ぶような飲食店、時には羽目を外せるような居酒屋さんなどの飲み屋さん、あるいは、学費や生活費の足しになるアルバイト先など、こういったものが勝山市に十分あるとは残念ながら思いません。

そして、それが足りないというふうに感じると、学生は日々の生活を退屈に感じ、恐竜の

研究に打ち込もうとして入学した大学での毎日も、つまらなく思うようになりかねないと危惧します。

もちろん、勝山市もそこは織り込み済みで、学生向け賃貸住宅や飲食店出店を促す補助制度を設け、市内の事業者の背中を押すなどしているほか、キャンパスに至る新たな道路の整備や交通手段の検討など、官民協力して進めています。

ただ、人口僅か2万1,000人余りの勝山市は、財政規模も小さく、広範な事業を進めるには県の支援が欠かせません。

そこで、県には勝山市が実施している様々な受入れ事業について、これまでも支援、協力していただいていると認識しておりますが、勝山キャンパス開設の令和8年春に向け、引き続きしっかりと応援をお願いしたいと思います。

知事の所見を伺います。

ところで、私は令和5年2月定例会でインフラツーリズムを取り上げ、県内にある有名な建築家などが設計した施設や珍しい構造のダム、橋などを巡るツアーを造成して、誘客の一助としてはどうかという提案をさせていただきました。

その際、知事は「恒常的に多くのお客さんを集めない民間では利益が出ず、ツアー造成は難しい。旅行事業者などとよく相談していきたい」という旨の答弁をされました。

私もそのときはなるほどと思ったわけですが、業者の手を借りなくても観光客が興味をそそられて、ついでに行ってみようと、そう思ってもらえる仕掛けをつくってはどうか。

そうすれば、観光客は自分で足を運び、結果として県内を巡って、その滞在時間が伸び、さらには宿泊客も増やす、そういう一助になり得ます。

また来ようというリピーターも増えるかもしれません。

例えば、恐竜博物館の出入り口など、館内の目立つ場所、入館者の多くが足を止めるというスポットに、恐竜博物館の設計者や建物の特徴・価値、完成までの工事過程などの情報を、例えばQRコードなどで読み取れる、そういう機材を置き、そこに県立大学恐竜学部の設計者や建物の特徴等の情報も入れた上で、「歩いて行けますよ。すぐそばだからついでにどうですか」というようなメッセージを添える。

恐竜学部に足を延ばした人には、そこで新たな情報を得て、楽しめる仕掛けも用意する。

また、県内にある有名建築家による施設、ほかでは見られないような珍しい建物や構造物など、こういった情報も入れた上で、「時間があったら、足を延ばしてみませんか」「次の機会に行ってみませんか」というようなメッセージを添えてもいいでしょう。

年縞博物館など、県内のほかの地域にある観光などの施設、インフラ施設などでも同様にすれば、そこから県内を周遊する観光客が増えるかもしれません。

そこで、このような、観光客が自分で情報を取って自分で巡ってみようと、そう思えるような仕掛け、そういう仕掛けづくりやってみませんか。

いかがでしょうか。

次に行きます。

最近、街から本屋さんがどんどん消えていっています。

本屋が一つもない市町村が全国で28%にもなっているそうで、県内を見ても、昔は福井駅

前に複数あった本屋さんがなくなっておりますし、私の住む勝山市でも、本屋さんの数が極端に減っています。

その大きな要因が、スマホなどの利用に押される読書離れです。

文化庁が9月に公表した2023年度の国語に関する世論調査によりますと、1か月に1冊も本を読まない人は、5年前の47.3%から62.6%と大きく増えています。

一方、本を読まない人にSNSやインターネットの情報を見る機会、これがどれぐらいあるか質問をしたところ、「ほぼ毎日」という人が75.3%にもなっています。

文化庁の担当者は「ネットやSNSの文章は短く、簡単に読める。思考力を身につけるには、本でまとまった量を読むことがとても重要だ」と問題視していますが、経済産業省もこの春、書店減少は単に店が減るということだけではなく、書店を文化の発信拠点と捉えた上で、それが減って本の流通が滞れば、国家の存立基盤や競争力さえも左右するとして、書店振興プロジェクトチームというものを設置しました。

しかし、この問題は多岐にわたるため、10月になってようやく課題の概要が取りまとめられて、発表されました。

例えば、魅力的な店づくり、図書館との協力、出店者の育成など、課題解決には具体的な支援策が必要です。

そして、それは国任せでは駄目で、まちづくりや子どもの教育を担う自治体が大きな役割を果たすべきだと考えます。

そこで、県は私が指摘したような問題について、どのように認識しておられるのか、所見を伺います。

また、書店振興プロジェクトチームの報告を把握するなど、しっかり情報収集できているのか、併せて伺います。

さらに、国は今後、課題解決の方向性、具体的な支援策などを検討して打ち出していくと思いますが、県はどのように対応していかれるのでしょうか。

読書離れの流れを止め、大人も子どもも文章を読む楽しみを思い出せるよう、県には国の一歩先を行くぐらいの対応をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

本屋さんの減少というのは、教育とも深く関わっておりまして、紹介した文化庁の担当者の心配、これは既に顕在化し始めています。

今年実施された全国学力テストでは、中学国語の平均正答率が過去最低になり、特に読む力が必要な問題や記述式、これらを苦手とする傾向が顕著になりました。

「授業で長文を読ませても、すぐ諦める」「文章を読む忍耐力が年々下がっている」などの中学校教員の声。

「最近の大学生のレポートでは、文脈を読む力が弱まっている」という大学教授の声。

こういった声を伝え、スマホやSNSの悪影響を指摘する報道もあります。

このまま教育のデジタル化を押し進めて、本当に大丈夫なんでしょうか。

ちなみに、IT先進国と言われるスウェーデンでは、2006年に学習用端末の1人1台配備が広まり、教科書を含めたデジタル教材への移行を進めてきましたが、昨年、学習への悪影響があるとして、紙の教科書や手書きを重視する脱デジタルに転換しました。

その結果、スウェーデンの教員は「端末を使う授業の頃は子どもの集中力が続かない。考

えが深まらない。長文の読み書きができない」という状況から、「紙の教科書や鉛筆を使う授業を増やしたら、子どもの集中力や考える力が伸びた」と効果を実感していて、今や端末を使う授業は月に1時間程度まで減ったということです。

そこで、教育のデジタル化を推進する中、学校現場で顕在化してきた問題点、IT先進国の方針転換などについて、どのように受け止めるのか、教育長の所見を伺います。

また、必要であれば、国に現場の声とそれを踏まえた意見、こういったものも届けるべきではないのか併せて伺います。

以上、よろしく願いをいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／田中三津彦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からまず、恐竜学部開設に向けた準備や出願状況、選抜結果の手応えについてお答えを申し上げます。

これまで、県内外におきまして、まずは進学相談会であるとか、また恐竜のイベントなんかでもいろんなブースを設けたりとか、それから情報発信もしております。

例えば、受験雑誌なんかに出したりとか、それからSNSへの発信なんかもさせていただいておるところでございます。

結果として、大変多くの反響をいただいております、例えばオープンキャンパスを実施いたしますと、100名定員でやったんですけども、数日で予約が埋まってしまうとか、オンライン参加の説明会もさせていただきましたが、もうこれは500名以上の方が閲覧していただくというところになったところでございます。

さらに、SNSの発信は閲覧者が200万回を超えているということもございますし、いろんな恐竜のイベントでブースを出しますと、大学のブースを出すと、見たいという人が長蛇の列ができる、これぐらい大変な好評を博しているというところがございます。

今ほども、議員からも御指摘いただきましたが、総合型選抜のときには10倍を超えるような応募がございまして、それで合格者の中、7割が女性というところも大変うれしいというふうに思っております。

若干、県民向け、県の高校生向けの学校型推薦、これは6名の募集定員でしたけれども、応募が2名というところありましたけれども、留学生とか社会人向けの特別選抜のほうは6名ところが8名の応募ということで、いずれも順調だというふうに思っております。

そういうところで、一つには、恐竜学部というのは恐竜だけ勉強するのかなっていうところが多分、県内の皆さんにまだ浸透していないなというところがございます。

現実には、地質学であったりとか、それから古い環境なんかについても学んだりとか、非常に幅広い学問でございまして、そういう中で恐竜について深く学べると、こういうところがございますので、就職も非常に多岐にわたるというところも、これから県内にも十分に分かっていたらこうと思っております。

そういうことで、オンリーワンの学部でございますので、全国からさらに注目を集めさせていただいて、今までは地方から都会に出て行く人が多かったんですけども、都会から地

方へ人が流れてくる、そういう新しい流れというものをこの大学で、恐竜学部でつくって
いけたらというふうにも考えているところでございます。

2つ目の勝山市が実施する受入れ事業への支援について、お答えを申し上げます。
今年の3月に県と、それから大学、勝山市の間で、勝山キャンパスについての覚書という
のを締結させていただきました。

この中で、例えば県や大学との関係でいいますと、勝山市から学校の敷地のところの無償
貸与であったりとか、また、上下水道を整備しますと、こんなお話もいただいております。
特に学生さん向けに、例えばアパートを借りたりする、そういうときの経費も(?) 結構
な金銭的な支援をしていただくということもありますし、授業に合わせてバスを運行して
いただくとか、それからアルバイトなんかの行き先の確保。

逆に、街ではそういった人を求めているというところもありますので、こういった間の応
援もしていただけるということでございます。

県や大学といたしましても、こうした市の取組についても、いろんな形で宣伝もさせてい
ただいて、また、実際に来た学生さんたちに対してのサポートもさせていただこうと考
えているところでございます。

また、恐竜学部はフィールドワーク、これを中心にやっというようにされておりますので、
例えば学生さんと地元の企業とか、小中高校、こういうところの交流会、こういったもの
を設けていくということもあるでしょうし、また、学生さんに地域に出てきていただいて、
いろんなイベントなんかにも参加していただく、こういうことで勝山市の活性化にも結び
つけていければと考えているところでございます。

そのほかにつきましては、担当より御答弁を申し上げます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、県立大学恐竜学部開設に向けて、3点お答えを申し上げます。

まず最初に、一般選抜試験の状況についてお答えを申し上げます。

恐竜学部につきましては、文部科学省の認可を受けた翌日に、入学者選抜要項を発表いた
しまして、また先月には、一般選抜の具体的な募集要項を発表したところです。

その一般選抜の主な内容について申し上げます。

まず、入学定員につきましては、前期日程で15名、後期日程で3名の計18名を予定してお
ります。

また、出願期間につきましては、前期後期日程、いずれにつきましても令和7年の1月27
日から2月5日まで、そして、選抜の日程でございますけれども、前期日程は2月25日、
後期日程は3月12日でございます。

試験会場につきましては、前期日程では県内のキャンパスに加えまして、県外の東京、名
古屋、大阪にも会場を設ける予定でございます。

後期日程は福井県のみで行います。

選抜方法は、大学の入学の共通テストを受けていただきまして、前期日程が個別の学力検
査、そして、調査書、後期日程が面接、調査書、自己推薦書を総合して選抜とさせていた

だくというふうにしております。

続きまして、恐竜学部の地元枠についてお答えを申し上げます。

令和7年度入試の恐竜学部の地元枠につきましては、募集定員が30名のうち8名としております。

全国的に恐竜学部を積極的に発信する一方で、地元枠を一定程度設けさせていただきました。

今回、それぞれの選抜試験の出願状況なども参考にしまして、引き続き次年度以降の地元枠の人数等についても検討してまいりたいと考えております。

3点目に、新学部棟の建設工事についてお答えを申し上げます。

恐竜学部棟につきましては、今年6月に工事契約を締結し、現在は建物の基礎工事を実施中でございます。

来月には予定どおり、この基礎工事を終える見通しとなっております。

順次工事を進めまして、来年の12月頃までには外構工事も含め、工事が完了する予定でございます。

そしてその後、備品等を順次搬入しまして、来年度中には作業を終えるという予定をしております。

教員につきましては、古生物学、地層学、古環境学などの分野で20名の体制となりまして、そのうちの12名を新たに採用する予定であります。既に採用手続を行っております。

また、今後、職員の配置等についても協議してまいります。

引き続き、令和7年4月の恐竜学部の開設、さらに翌8年4月の勝山キャンパスの供用開始に向け、着実に準備を進めてまいります。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、観光客が自分で情報を取って自分で巡る気持ちにさせる仕掛けづくりについてお答えを申し上げます。

県内には、恐竜博物館のほかにも、一乗谷朝倉氏遺跡博物館ですとか、年縞博物館、** *など、有名建築家の設計によります建築物が幾つもございます。その独創的なデザインや構造は、学生や専門家など、建築に関心を持つ層はもちろんですが、一般の観光客も引きつけております。

これまで、観光施設の案内パネルですとかパンフレットにQRコードを掲載することで、観光客自らが施設の特徴や、御提案の建築家などの詳細な情報を入手できる仕組みを増やしてきておりますが、設計者、建築家などの情報掲載がされていない施設につきましては、設置者の意向も確認しながら、積極的に掲載するよう促してまいりたいと思っております。また、観光連盟のふくいドットコムにおきましても、有名建築物やインフラ施設を一まとめにした情報というのは現在ございませんので、今後は特集ページを制作、発信することなどに寄りまして、建築に興味を持つ方々や一般の観光客の知的好奇心を刺激いたしまして、県内周遊につなげてまいりたいと考えてございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、街から本屋さんが消えていくということにつきまして、2点お答えをさせていただきます。

まず、書店の減少に対する認識について申し上げます。

書店と申しますのは、単に本を売買するだけではなくて、人々が様々な本に偶然会うことによりまして、知的好奇心がくすぐられ、人生が豊かになるきっかけの場でもございます。

書店の減少はこうした機会を減らし、人の創造性や独創性を育むことにも影響が生じる可能性があるというふうに認識をいたしております。

同様の考えから、国におきましては、本年3月にプロジェクトチームを立ち上げまして、先般、書店活性化のための課題を取りまとめたところでございます。

県といたしましても、11月にこのチームと意見交換を行いまして、敦賀のちえなみきでございませうか、エルパのAKUSHUなどの事例を紹介してまいりました。

国は、長期的な産業の構造改革も視野に入れながら、まずはビジネスモデルの課題を明らかにするとしております。

このチームにつきましては、来年春には国としての今後の対応方針をまとめていくとしておりますことから、県といたしましても、引き続きこのチームと意見交換を行いまして、書店振興の方向性について情報収集に努めてまいります。

次に、書店の減少に対する県の対応について申し上げます。

書店には、販売動向に合わない配本制度や、注文書籍の到着に数日かかる流通制度など、古くから続く制度、慣行がございませう。

書店が減少している要因には、こうした制度にとらわれないインターネット書店にシェアを奪われているということもあると考えております。

まずは、国の対応を見極めた上で、県といたしましても、県民が身近に本を感じるができますよう、市町におきます書店の立地状況を踏まえつつ、人口減少ですとか新たなメディア登場など、社会環境の変化に応じた書店支援の在り方について検討してまいりたいというふうに考えます。

しかしながら、書店の減少の背景には、議員御指摘のとおり、スマートフォンの普及等に寄ります、そもそも本を読まなくなっているということも大きな要因になっていると認識しております。

読書離れへの対応につきましては、子どもの読書活動推進計画を今年度中に改訂いたしまして、子どもたちが多くの本に出会い、読書を好きになるよう、作家を招いた講演会や親子での読み聞かせ会の実施など、大人も一緒に読書を楽しむ環境づくりを進めてまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、教育のデジタル化における問題点やIT先進国の方針転換等への受

け止めについて、お答えを申し上げます。

授業におきまして、タブレット端末を活用することによりまして、クラス全員の意見を一齐に画面で共有するということができるようになっておりまして、様々な考え方に触れることができます。

また、個人個人に応じたレベルとか、ペースに合わせた学習をすることができるなど、これまでになかった授業づくりが可能になっております。

一方で、考えを整理して思考力を高めたり、確実に知識を習得したりする場面では、紙に書くことが適しております。

また、紙の教科書は一目で学習の内容が目に入ってくるので、全体を把握しやすく、重要なページをすぐに開くことができるなどの利点がございます。

国におきましては、現時点では、デジタル教科書と紙の教科書を併用する方針を示しております。

まだ、デジタル一辺倒の教育になっているわけではございませんので、懸念されるような影響が生じているというふうには認識してございません。

県といたしましては、デジタルと紙とそれぞれのよさがございますので、上手に組み合わせまして、子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、学力を身につけられる授業づくりを引き続き推進してまいりたいと考えております。

議長／田中君。

田中（三津彦）議員／ありがとうございました。

インフラツーリズムの件ですが、それぞれの施設に、それぞれの施設に関する情報が取れるような工夫は既にある、それは承知しています。

ただ、今申し上げたのは、例えば恐竜博物館で、その隣にある恐竜学部の情報も取れると、そういうふうにした上で、歩いて行けるからちょっと時間があったら寄ってみませんかというようなメッセージをちょっと添えると。

そういうようなことをすることによって、真つすぐ帰るつもりだった人が、じゃあ足伸ばしてみようかというようなこともあるんじゃないのかと。

ですから、そういうことによって予定外の周遊を促すとか、そういったことも面白いんじゃないですかねと。

それを恐竜博物館の例で言いましたけど、年縞博物館とか、一乗谷の博物館とかでもやってみると、さらに回っていこうというお客さんが増えるんじゃないでしょうかということですので、またよく御検討いただければありがたいと思っております。

私から申し上げたいことは十分述べさせていただきましたので、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、田中三津彦君の質問は終了いたしました。

藤本君。

藤本議員／越前若狭の会、藤本一希でございます。

午前中の最後ということで、皆様空腹もあるかもしれないですが、どうか最後までお願いを申し上げます。

斉木さんが県議会を辞められまして、若干、議場の静けさに寂さを覚えているこの頃でございますが、私も自分らしさを損なわず、議場をにぎわせたいというわけではないんですけれども、自分らしく、まずはトランプ政権の影響についてということで、知事のお考えを伺うところから質疑をさせていただきます。

さきのアメリカ大統領選挙では、アメリカの三大メディアが取り上げていた選挙情報のうち、なんとハリス陣営の報道は全体の78%、一方、トランプ陣営はわずか15%という、まさに偏向報道がありながらも、トランプ氏が圧勝をいたしました。

さらに、共和党は上院議員選挙において過半数を奪還、下院議員の過半数も維持という、まさに完勝でございました。

さらに民主党のエースと呼ばれたロバート・ケネディ・ジュニア氏、そして元民主党員であったイーロン・マスク氏がトランプ陣営に加わり、アメリカの大統領選挙はかつての民主党対共和党の戦い、それを超えて、グローバリスト対ナショナリストの戦いとなり、マスメディアがグローバリストらに支配されている偏向報道の中でもナショナリストが勝利を収めたと言えます。

さきのパンデミックをきっかけに、多くのアメリカ国民がグローバリストによる行き過ぎた支配構造に気づき、自らの生活を守るために立ち上がった歴史的な瞬間であると同時に、これほどの支配構造の中でも、愛国心を持った市民の投票によって国家元首を生み出せることを証明した快挙でもあると感じております。

トランプ政権においては、関税の引上げや不法移民の強制送還、石油・天然ガスの採掘、これまでのアメリカの政策が180度転換されるような事態となり得ます。

日本に対しても、かつてのトランプ氏の発言からも、軍備や貿易等、厳しい交渉が迫られることは予想されます。

また、日本とアメリカの関係においては、日米地位協定やそれに基づく日米合同委員会が設置されていたり、食糧や軍備、薬品等、多くのものをアメリカに依存していたりと、多くの影響を受ける環境にあることは、皆様御案内のとおりでございます。

そこで知事に伺います。

トランプ政権の誕生は、私たちに大きな影響を与えます。

そして、福井県もその影響を免れることはできません。

これを受けて、福井県のトップとして、我が県に対して懸案している影響や、現在備えておくべきだと考えていることなど、知事のお考えを県民にお示しく下さい。

さらに、トランプ政権では、ロバート・ケネディ・ジュニア氏が厚生長官に就任をします。彼はコロナのパンデミックやワクチンについて、かねてから訴えてきた人でございます。例えば、コロナワクチンの接種者が数か月後以降は、むしろコロナウイルスに感染しやすくなるという論文結果や、コロナによる死亡率が低かった国の多くは、コロナワクチンの接種率が極めて低かった事実。

集団ワクチン接種の後、世界的に死者数が増加した結果などを訴えてきました。厚生長官に就任するにあたって、ワクチンの安定性と有効性を直ちに調査する方針を表明していて、これからアメリカでも国を挙げた大規模な調査が始まります。我々、福井県においても、アメリカから購入した同じコロナワクチンを大量に接種している状況です。それらを踏まえ、伺います。福井県でも同様のコロナワクチンを県民が大量に接種したことを踏まえ、アメリカでこれから大規模に行われていくワクチンの安全性と有効性に関する調査を、十分に注視することが求められると考えますが、所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／藤本議員の一般質問にお答えを申し上げます。私からは、まず、トランプ政権誕生を受けて、我が県について懸念されることや備えるべきことについてお答えを申し上げます。今、いろいろと御指摘いただきましたけれども、トランプ政権の誕生に寄りまして、報道等によりますと、これまでの彼のいろんな政策についての言及なんかを聞いておりまして、まずは米国第一主義ということで、アメリカファーストを実現しようということを訴えておられたというふうに思っております。具体的には、今もお話が一部ありましたけれども、まず、アメリカの法人税、これを引き下げていこうというようなお話もございます。また、いろんな化石燃料、これをどんどん増産をしていって、エネルギー価格を引き下げていく、こういうようなお話をされておられたと思います。また、全ての輸入品に追加関税をしていく。例えば中国だったら10%、まず上乘せしていくとか、カナダとかメキシコは今まで関税ゼロだったかと思っておりますけれども、25%にしていく。さらに高い関税を求めていくとか、また、同盟国に対して負担を求めていくんだとか、こういった様々な発言をされているというふうに認識をいたしているところでございます。具体的に、実際に来年1月に就任されて、どんな政策を打たれるのか、ここが重要なところだというふうに思っておりますけれども、例えば今おっしゃられたようなことが起きますと、例えば関税が上がれば、アメリカの国内の物価は基本的には上がるという傾向にありますので、そうすると物価を下げようということで、多分、金利を上げていくような、そういうような自体にもなりかねない。でも、一方で、アメリカの金利が上がると、日米の金利差が広がって、そうすると円安ドル高になっていって、日本にとっては輸出がしにくくなる。こういうようなことが起きてくるということが一つ予想されます。一方で、トランプさんは、ドル高は望んでいないと。ドル安にするんだというようなことも言われていますので、一旦、現実にはどのような影響、もしくは効果のある政策を打ってくるのかというところは、正直言ってまだ良くわ

からないところもあるというところがございます。

そういうことを踏まえて、県内でも、今は様子見という状況が多いんだというふうに思いますけれども、一つにやはり輸出がしにくくなるというようなことで、そこを懸念されるというところもありますし、アメリカの今の車なんかの製造の過程なんかも見て、メキシコなんかには工場があったりとか、そこにもものを出したりというところがあって、影響が大きいということもあります。

一方で、中国が輸出がしにくくなるということを見越して、逆に勝機があるんじゃないかと、自分のところの会社の製品が売れるんじゃないかということで、輸出が増える可能性があるなど感じていらっしゃる企業さんもいらっしゃるというのが、私どもで今、県内いろいろ聞いてみている状況だというふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、4年前までの状況もそうですけれども、ある意味でアメリカファースト、いろいろ競争を、アメリカ中心にいろいろ考えていくということが非常に多いと思いますので、そういう意味では影響が非常にいろんなところに出てくるというふうにも感じております。

今すぐ福井県内に大きな影響が出るというところを見通せるわけではありませんけれども、いずれにいたしましても、県内の企業、それから日銀であるとか、それからJETROとか、様々なところからも情報を得ながら、必要があれば、それは果敢に、もしくは機動的に対策も講じていきたいと考えているところでございます。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／アメリカで大規模に行われるワクチンの安全性と有効性に関する調査について、お答えをいたします。

新型コロナワクチンの接種につきましては、その有効性と安全性について、国の関係審議会でも科学的知見に基づき議論された上で、接種の判断が行われております。

県内でもこうした国の方針に基づきまして、ワクチン接種が行われ、これまで多くの方が新型コロナワクチンを接種してきております。

今後も新型コロナワクチンの有効性と安全性の評価に関する国の動向を注視いたしまして、科学的根拠に基づく新たな知見が得られた場合には、速やかに県民の方に情報提供していきたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

まさに知事や部長さんが国際情勢について目を向けていただいて、そして、それに対して機動的に手を打っていくという御発言がある中で、県民も勇気づけられる部分があると思いますし、そういったリーダーの背中を見ることができると思いますので、どうか引き続き、国際情勢にも目を向けていただいて、機動的な行財政を行っていただけたらというふうにお願いを申し上げます。

続きまして、福井アリーナの見直しについて伺います。

もともと、民設民営で発議をされていた福井アリーナですが、今となつては建設費の約半分を公金で賄い、さらには、運営費の約4割を公金で30年間補填し続けるという、まさに半官半民の事業を提案されている状況となりました。

県費を投入するからにはと、福井県議会でも、福井アリーナ事業に関する多くの懸念点について、ほぼ全ての会派から質疑がなされました。

福井アリーナへの県費の投入を、初期費用15億円、運営費は30年で60億円、合わせて75億円の規模で検討を行っており、杉本知事も、1日も早く進めたいという意思を代表質問の答弁でも示しているところであります。

県都のにぎわいづくりと、そして、スポーツ振興に対して、それほどの規模の予算余力があるとすれば、それはうれしい限りでございます。

しかしここに来て、経済界から詳細な事業計画や収支の検討期間を半年から1年先送りにするとの報告がなされ、国への交付金申請も1年先送りとなりました。

この状況を踏まえ、伺います。

この際に、県都のにぎわいづくりやスポーツ振興を目的とする取組について、同規模の予算を念頭に、庁内において福井アリーナ以外の事業案も同時に模索をしてみたいかがかと考えますが、所見を伺います。

スポーツ振興は非常に重要です。

今年は福井県スポーツ推進計画の策定年度であり、本会議にも骨子案が示されているところであります。

骨子案にも県有施設の老朽化対策や長寿命化について記載がありますが、これはとても深刻な問題です。

スポーツを楽しみ、励もうとされている県民の皆様が、今現在、老朽化による施設の設備不良などで大変な不具合をこうむっていると認識をしています。

ここに十分な予算を確保し、現在スポーツを行っている県民の皆様が不自由なくスポーツを楽しみ、励むことができる環境の整備こそ、1日も早く求められるのではないのでしょうか。

福井アリーナ事業を推進するにしても、その整備ではカバー出来ない競技もありますし、何よりステークホルダーも多く、現在、事業計画が示されず、開業後の見通しが立っていません。

このような状況で、県内のスポーツ環境の老朽化対策や長寿命化が明確に示される前に、興行を含む、新規投資であるアリーナの話の前向きに議論することは、スポーツを楽しもうとする県民も納得しないのではないのでしょうか。

そこで伺います。

スポーツ振興に当たっては、既存施設の老朽化対策や長寿命化などを先に行い、スポーツを楽しむ県民の福祉の向上を行わなければ、興行のための新たな箱物の建設は、民意を得ないのではないかと考えますが、この点、御所見を伺います。

福井アリーナについて、最後に伺います。

福井市役所が主導して、地元住民である豊島地区の皆様と対話を重ねられていることは承

知をしております。

一方で、県費の投入に当たっては、福井県として、広く県民の声に耳を傾ける必要があります。

私の周りにいる福井市在住の方からも、福井アリーナに県費を投入しないでほしいという要望が多く上がっております。

福井市内在住の方でもそれほどの声があるのであれば、奥越や丹南、嶺南など、ほかの地域の県民の皆様はどのように思われているのだろうか、不安にもなりました。

そこで伺います。

経済界から検討期間を先送りにするという報告を受け、時間が出来た今こそ、アリーナに対して累計75億円規模、そして期間は30年という県費の投入について、広く県民の声を募るために、開かれた機会を設けるべきではないでしょうか。

御所見を伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私から、ただいまの3点についてお答えを申し上げます。

まず、アリーナ以外の事業案の模索についてお答えを申し上げます。

アリーナ構想は、県と市及び経済界で構成いたします県都にぎわい創生協議会において、北陸新幹線福井・敦賀開業のチャンスを、県都のにぎわい創出に積極的に生かしていくため、令和4年8月に、様々な選択肢、検討の中から、核となるプロジェクトの一つとして合意がなされたものでございます。

福井駅に近いという立地のよさを最大限に生かし、スポーツ、興行、コンサートなどによりまして、県内外から多くの人を呼び込めることから、県都のにぎわい創出や交流人口の拡大が期待されます上、年間56億円の経済波及効果も見込まれておりまして、地域経済の発展に大きく寄与する構想であります。

今回の経済界からの延期の報告は、地元からの声に丁寧かつ真摯に対応していきたいとの考え方と受け止めており、経済界の意向を尊重いたしまして、事業計画が取りまとめるのを待ちながら、1日も早く計画が進むよう、市とともに協力してまいりたいと考えてございます。

それから、箱物新設への民意の獲得について、お答えを申し上げます。

県の公共施設の管理につきましては、持続的に行政サービスを提供していくために、予防保全の考え方に即した長寿命化対策を計画的に行っておりまして、長期間にわたり施策を良好な状態に保ちつつ、経費の削減、平準化を図ることとしてございます。

また、利用者等に影響のあるもの、法的な義務や点検結果によるもの、直さないと施設の利用自体が困難となるものなどにつきましては、優先して修繕できるよう対応を行ってございます。

一方で、アリーナ構想につきましては、今ほども申し上げましたが、県都のにぎわいづくりと地域経済の活性化のため取りまとめたプロジェクトの一つであり、民間が主体的に整備や運営を先導していくことを前提としております。

この構想の趣旨に沿って、経済界による事業計画がまとまり、スポーツを初め、県民がアリーナで盛り上がる日が1日も早く来ることを期待しております。

3点目、建設延期の時間を活用して、広く県民の声を募る機会を設けるべきではないかについてお答えを申し上げます。

令和4年9月、県都にぎわい創生協議会におきまして、県都グランドデザインの取りまとめに当たり、プロジェクトの一つとしまして、アリーナに関しても広く意見を募っておりまして、現時点で改めて広く県民の意見を募るということは、想定はしておりません。

引き続き、旭地区自治会で開催しております地元説明会等に県も参加いたしまして、意見を伺いながら、地域住民の懸念が解消され、理解が得られるよう、市とともに経済界に対し助言していくとともに、今後、具体的な支援の在り方につきましては、県議会と相談しながら検討してまいりたいと考えてございます。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

そうですね、その、いわゆる県都にぎわいに関する協議会で合意がなされたということをもって、県民に広く、それ以上、あえてさらに意見を聞くことを想定せず進めるということの進め方に反発があるのだと、私は受け取っております。

もちろんそこに参加出来ない県民の方が多くいらっしゃる中で、また、私がこの話をする、知らなかったという声が多いたということがその原因だと思います。

ですので、ぜひそういった機会について改めて御検討をいただければ幸いです。

続いて、宿泊税導入について伺います。

北陸新幹線の福井・敦賀開業で福井県のメディアへの露出も増え、さらには北陸グステイネーションキャンペーン、あるいはJapanese Beauty Hokurikuキャンペーンなど、観光誘客のために数多くの事業を実施いただいています。

それらにより、福井への観光客数は増えているため、この効果を最大化する取組が今まさに求められているところでございます。

一方で、福井県政が当面する課題は多岐にわたり、それらと十分に向き合っていくためには、財政についても1年単位までこだわって予算を計上して行う必要があります。

国費の受入れができなかったことに際しても、知事も通常ではできない努力のところまで深掘りをしてしっかりお金を生み出していくという意気込みも語っていらっしゃいました。福井県の財政を鑑みながらも、一方で観光振興のために前向きな投資を行う財源を覚悟したいと考えたとき、宿泊税の検討は一考に値するかと考えています。

そこで伺います。

福井県が現在掲げている観光誘客目標を達成した場合、かつ、福岡県と同様に一律200円程度の宿泊税を設定した場合、それによって期待される税収は幾らとなりますか。

また、宿泊税によるその規模の税収確保について、行財政の観点から所見を伺います。

先日の9月定例会において、笹原議員から宿泊税の導入について検討してはいかがかと質問がありました。

これに対し、西川交流文化部長の答弁を聞くと、宿泊税は観光公害やオーバーツーリズム対策等、問題が起きた際の対応のための財源確保と捉えているような言い方に聞こえました。

しかし、既に宿泊税を設定している地方自治体の条例目的を見てみると、いずれも地域のさらなる魅力発信や観光振興とされています。

福井県においても、ほか自治体にならい、同じ目的で宿泊税についての検討を進めるべきだと考えます。

これらの財源確保について、持続的に観光振興に係る事業を運営していただきたく思います。

そこで伺います。

宿泊税の検討に当たっては、地域のさらなる魅力発信や観光振興を進めるための財源確保も目的となると考えていただけないでしょうか。

御所見を伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／宿泊税導入による税収について、また、地域の魅力発信や観光振興目的の宿泊税導入の検討について、一括してお答えを申し上げます。

宿泊税につきましては、先の議会や検討委員会の御意見も踏まえまして、今議会で御説明させていただいております新たな観光ビジョンの骨子案に、新たな観光財源の確保と記載いたしまして、検討していく方針としてございます。

仮に県内全市町が福岡県と同様の一律200円の宿泊税を導入した場合、令和5年の県内宿泊者数の実績で単純試算いたしますと、約6.5億円の額となることとなります。

宿泊税の導入につきましては、市町単位の導入の事例がほとんどでございまして、全国で、都道府県単位で導入をしているのは、東京都、大阪府、福岡県の大都市3都府県でござい

ます。

本県において、県下一律で導入するには宿泊者が多い市町と、そうでない市町の地域バランスなどに対する意見が出る可能性がござい

ます。

また、課税による実質的な値上げに対する宿泊者の負担感、あるいは宿泊意欲への影響、税の徴収に伴う宿泊事業者の事務的負担の増加なども発生いたしますため、市町や宿泊事業者など、関係者との丁寧な協議が必要と考えております。

いずれにしましても、他県の状況などを踏まえまして、関係者と慎重に検討してまいりたいと、このように考えてございます。

議長／藤本君。

藤本議員／今の答弁で、後半もいただいているという認識でよろしいですね。

今、新たに北海道も道単位で宿泊税を検討しておりますのと、1点、これは部長のお考えを伺いたいんですが、宿泊税による宿泊者の経済負担、これは例えば100円とか200円とか

そういった規模だと思うのですが、少なくとも私は旅行する先で宿を取るときに、宿泊税が200円だからこの市区町村に行くのはやめようと思って旅先を変えたことは一度もないんですけども、実際に宿泊者がこの経済負担によって観光客数の減に影響を与えるとお感じになられるか、改めて教えてください。

議長／再質問ですね。

藤本議員／再質問です。
お願いします。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／観光客の方がその税についてどのように感じるかということ、私がこの場で申し上げるのは余り適切ではないと思いますが、今、議員おっしゃった点も踏まえて、様々な意見をお伺いしながら検討を進めていきたいと考えてございます。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。
よろしく願いいたします。

最後に、教育のデジタル化の見直しについて伺います。

国は、GIGAスクール構想を推進し、新型コロナウイルス感染症の流行期である令和2年度から、iPadなどのデジタルデバイスが教育現場に導入され始めました。

福井県でも令和3年度以降、県内全ての小中学校に全生徒分の端末が用意され、それらの活用を前提とした授業が行われるに至りました。

現在では、小学校1年生、つまり人によっては6歳の頃から一人一台の端末を持ち、それを使って学習していく環境となりました。

次期教育振興基本計画の骨子案にも、デジタル技術を活用した個別最適な学び、教育DXのさらなる推進が掲げられています。

そこで、まずは伺います。

学校教育における一人一台端末の導入による主な成果と課題について、教育長の御認識をお聞かせください。

特に、ICTを活用した事業がどのように生徒の学びに寄与しているかについて教えてください。

これらのデジタル環境が進むことは、利便性が向上するメリットがある一方で、子どもたちの発達に悪影響を及ぼし得る側面があることを見過ごしてはいけません。

我が国では子どもたちのデジタル環境を推進していますが、先ほど田中三津彦議員が述べたように、海外では逆にデジタル化の問題を捉え、脱デジタル化へと方向転換する国々も現れ始めています。

同じ事例になりますが、スウェーデンでは2010年から教育の徹底的なデジタル化を推進し、2014年時点で、一人一台端末を実現しています。

紙の教科書を廃止し、デジタル教科書に完全移行されました。

しかし、スウェーデン最大の研究教育機関であり、ノーベル理学・医学賞の選考機関であるカロリンスカ研究所から衝撃的な声明が出たことを契機に、大きな方向転換を行うに至っています。

その声明では、デジタルツールが生徒の学習を向上させるのではなく、むしろ妨げるという明らかな科学的根拠がある。

デジタルメディアは生徒に利益をもたらすどころか、明らかな害悪であると断言をしています。

画面上での読解力と記憶力は従来の学習方法と比較して30%以上低下し、インターネットで資料を検索する生徒は、従来の学習方法による生徒と比べて、明らかに学習成果が劣ると主張をしています。

スウェーデンでは、これらの科学的知見を踏まえ、2023年8月の新学期からはICT活用時間を削減するという方向に転換を図っています。

そして同年、紙の書籍に再び重きを置き、教科書と書籍の購入に約90億の予算を計上し、2024年、2025年、近年も合わせて約132億の予算を計上し、紙媒体への回帰をさらに加速させる計画とのことです。

さらに、2023年にユネスコが発表したグローバルエディケーションモニタリングレポートでは、200か国以上からの報告を分析し、デジタル教育の在り方についてまとめられていますので、一部を紹介いたします。

デジタルテクノロジーの付加価値について、確固たる根拠はほとんどない。

長時間のデジタルデバイス使用は、自尊心と感情コントロールに悪影響を及ぼし、不安とうつ病を増加させる可能性があるという指摘でございます。

また、健康面では、視力の低下も深刻な問題として報告をされています。

現在、文部科学省の学校保健統計調査によれば、裸眼視力1.0未満の小学生の割合は調査開始時の1979年には約17.9%でありましたが、最新の令和7年では37.8%に達しています。中学生では0.1未満の視力は60.9%、高校生においては約67.8%というふうに報告がなされております。

さらに、学力や視力の問題だけでなく、1日5時間以上デジタル機器を使用する子どもは、1時間未満の子どもと比較して、精神的苦痛や自殺念慮を抱くリスクが20%以上高まるという報告もございます。

東北大学による7万人以上の子どもを対象にした調査結果で、スマホの使用時間が長くなるほど学力の低下が見られるという報告もあります。

今説明してきたような重要な知見を踏まえていただきますと、子どもたちのデジタル活用には健康面、特に視力、学力への悪影響、ネット依存、メンタルヘルスへの悪影響といった懸念がされます。

これらの研究結果を踏まえ、伺います。

ICT活用時間を削減する方向に取り組んでいる先進事例や、デジタルデバイスの使用に

よるデメリットに関する研究結果などについて、福井県としても調査を行っていただき、その知見を子どもたちの適切な発達に生かしていただきたく存じますが、御所見を伺います。

教育現場において一人一台端末を導入するに当たっては、そのメリットが強く発揮される活用方法に限定して端末を使用することが肝要だと感じています。

言い換えれば、子どもたちを不用意にデジタルデバイスに依存させることは当然避けなければならないと考えております。

しかし、現場の実態を見てみれば、安易にネットで検索し、表面的な情報で学習を進めてしまい、深く探求する、自ら考える力が養われていなかったり、休み時間や放課後もみんななデバイスに夢中で、友達同士の間関係が希薄になったり、コミュニケーション能力が養われなかったり、ひどいケースではデバイスを使って学習とは関係のないことに時間を浪費する児童もいます。

さらに、家に持ち帰ることを認めている場合は、家庭での時間でさえ、デジタルデバイスを肌身離さず依存する生徒もいらっしやると伺っております。

私の周囲の子育て世代の方々も、依存や悪影響に関する不安の声が多く上がってきている現状がございます。

そこで伺います。

一人一台端末の導入後、現場での具体的な使用状況に関する実態調査を行うとともに、児童生徒による不適切な利用をどのように防いでいくかを検討いただけないでしょうか。

御所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から3点、お答えをいたします。

まず、学校教育における一人一台端末の導入による主な成果と課題、特にICTを活用した授業がどのように生徒の学びに寄与しているかについてお答えをいたします。

タブレット端末は、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期に導入をされまして、当時は休校時や災害発生時などの遠隔授業の実施など、当初は子どもたちの学びの機会の確保に寄与したというふうに考えております。

その後、徐々にこうした授業が定着をしてきておりまして、小中学校においてはデジタルドリルやデジタル教科書の活用により、子どもたち一人一人にあわせた学びが可能になっております。

また、高校では、探求活動におけるその生徒の興味に沿った幅広い情報収集がしやすくなったり、また、プレゼンテーション資料の作成や、それに伴う発表、質疑応答などに活用されております。

一人一台端末が子どもたちの個別最適な学びや、協働的な学びの実現に大いに役立っているというふうに考えております。

タブレットの活用につきましては定着してきておりますけれども、教員間や学校間、市町間での活用頻度に差があるなどの課題もありますので、引き続きさらなる活用を促し、子

どもたちの学びの質の向上につなげてまいります。

次に、ICT活用時間の削減に取り組む先進事例や、デジタルデバイスのデメリットに関する研究結果の所見について、お答えをいたします。

今、様々なデメリットといたしますか、いろんな研究について御紹介いただきましたけれども、一方で、国からは、課題解決に向けてICTを活用していると正答率が高い傾向があるといったような分析も示されております。

また、国におきましては、各教科の資質能力を育成するために、デジタル機器と紙の教科書を併用する方針を出しております。

県におきましても、それぞれの良さを適切に組み合わせまして、子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、学力を身につけられる授業づくりを推進しているところです。

また、健康面での悪影響の話もございしますが、そうしたものを防ぐため、県としては、デジタル機器の使い方に関する福井スマートルールを提案しております。

それをもとに各学校で一日の使用時間を決めるなどのルールを設定しまして、よりよい利用ができるように取り組んでいるところです。

県としては、県独自の学力調査や全国学力・学習状況調査におきまして、ICTの使用率やその有用性について、現状把握に努めているところでございまして、そうした分析を元に、引き続き活用を図っていきたいと考えております。

次に、一人一台端末使用状況の実態調査と、不適切な利用防止の検討についてお答えします。

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果により、授業における端末の使用状況は、小学校で週3回以上が70%、中学校で週3回以上が69.5%でございました。

画像や動画、それから音声等を活用することで学習内容が分かるというふうに回答したのは、小学生で92.5%、中学生は92.2%でした。

そうしたことから、この端末活用は、学習理解に極めて有効であるというふうに捉えております。

また、不適切な利用を防止するため、県はインターネットの適正利用のためのフィルタリング設定などについて取り上げた家庭教育リーフレットを作成、配付をしております。

そのほか、授業におきましても、メディアリテラシーや情報モラルなど、情報技術の適切な活用について教えているところでございます。

今後とも、学校と家庭が連携し、子どもたちが端末を適切に活用するよう働きかけてまいります。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

デジタルデバイスというのは、まさに放っておくと、どんだんのめり込むという正確がありますので、いわゆる先ほど述べていただいたスマートルール、こちらについて、性悪説ではないんですが、規制するという意識、つまり有用なところに限定するという意識でさらなる運用をいただきたいというふうに感じました。

また、1問だけ再質問なのですが、授業でどの程度使われているかという実態について報告いただいたんですが、授業外で子どもたちがどのように使っているかというところについては、実態の把握は難しい状況でしょうか。教えてください。

議長／教育長藤丸君。

藤丸教育長／授業でどのように使われているかということに関しましては調査をしていますが、それ以外の実態調査については、現時点では行っておりません。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。
時間ですので、私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

議長／以上で、藤本君の質問は終了いたしました。
ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。
細川君。

細川議員／細川です。
災害対応の検証と県土の将来ビジョンについて伺います。
先月28日、石川県西方沖の深さ7キロを震源とするマグニチュード6.6の地震が発生しました。
この地震で、震度6弱の揺れを石川県の輪島市と志賀町で観測し、福井県でも震度4の揺れを観測しています。
地震の揺れは、震源からの距離や地質などによって違いますが、皆様はどんな状況だったでしょうか。
まず、災害時の情報伝達について伺います。
御存じのとおり、気象庁発の緊急地震速報は、平成19年10月から開始されており、現在は防災行政無線、テレビ・ラジオ、携帯電話の3ルートで一般に提供されています。
先日の地震時、我が家の場合、越前市防災行政無線の屋外拡声子局からの緊急地震速報が真っ先に聞こえ、その4秒ほど後、携帯の音と同時に揺れが来ました。
福井県の防災行政無線鳴動早見表によれば、防災行政無線は県内全域に設置されているように見受けられますが、実際にその音声はどの程度行き渡るのでしょうか。

越前市では、平成19年の設置当初は、屋外拡声子局、非常用サイレンを17の市内全小中学校区に整備として、小学校の校庭付近に設置という情報でしたが、その後、こちら求めにも応じ、子局をあちらこちらに設け、現在市内47か所に至っています。

おかげさまで、うちの10軒ほどの山間集落でも、緊急地震速報を聞くことができたわけです。

そこでまず、県内市町の防災行政無線は、実際、どの程度音声が行き渡るのか、県内防災情報ネットワークの状況を伺います。

また、地震の避難は秒単位の勝負です。

先ほども申しましたが、我が家では緊急地震速報の約四、五秒後に揺れが来ました。

あっという間で、私は窓から離れるのが精いっぱい。

私は、避難行動の時間を1秒でも長く持たせるために、放送をもう少し早口にしたり、あるいは、アラーム音だけでそれと分かるようにしたりすべきと感じました。

ですから、地震の緊急速報の長さの検証を市町に働きかけていただきたいです。

同時に、地震の震源が近いほどに逃げる時間がないことを考えれば、地震に対する個人の対策は、家屋の耐震化や家具固定が必須です。

このことも今回の地震の記憶の新しいうちに、あるいは、余震や不安定な能登の割れ残り断層群への意識が高い今、改めて周知徹底をすべきです。

あわせて、御所見を伺います。

水害に関して伺います。

ふだん、山からちょろちょろ流れてくる谷水は、豪雨の際には大水となって土砂とともに流れ出してくる可能性の高い、注意の必要な流れです。

地区の自主防災組織や消防団の方々は、自分たちの地区のそうした危険性の高い地点をよく御存じで、早めの対応をして防御されます。

これまでも、大雨の際、土のうを積んでおられる姿を何度か拝見しています。

ところが先日、うちの町（？）、今立赤十字奉仕団の防災研修があって、その際、平成16年の福井豪雨災害で、土砂災害が大きかった服間地区の団員さんから、山からの水の流れが変わってきていると伺いました。

これは厄介です。

原因は山の荒れです。

イノシシが斜面を掘って崩したり、放置林の木が折れて転がっていたり、鹿の食害も倒木を増やしているでしょう。

こうした山の荒れで、水の流れが変化していると思われます。

また、山に入ろうにも、昔使っていた山道には草木が生い茂り、どこが道かも分からないし、第一、鹿よけの金網柵などが張り巡らされていたのでは、なおのこと山へ入れないと悲鳴とも諦めともつかない嘆きが聞こえます。

倒木が転がってきたら金網柵は倒れてこないだろうかという不安の声も上がります。

そこでまず、こうした山の荒れた状況を県はどう評価しておられるのか、認識を伺います。

鳥獣害対策の金網柵に対する不安に対しても御説明願います。

県有林での山の整備状況は、これまで議会でも伺っていますが、資料1で御覧になると分

かるように、県有林は限られておりますので、福井の山林は民地対策が重要だと考えます。民間所有の山の現状は、私の知る限りでは悲惨です。

地境が分からない、地主が分からない、祖父が山を売っていたのに登記変更していなくて孫の代ではその山を押し付け合っているという話も聞きました。

山林が昔は財産であっても、今は厄介な資産とされているということの表れです。

資料2は、だんだん広がっていく竹林で、何とかしないとずるっと山肌がずり落ちそうですが、地主は遠くに住んでいて放置状態とのこと。

資料3の歩道は、「児童の通学路に道路脇の山肌の木が落ち葉を大量に落とすので、児童がそれを避けて車道を歩く。何とかしてほしい」との要望に応じて、先月、土木にブロワーで掃除していただいたというのに、またあつという間にこうなったというそういう図です。

私の近くでもこんなような事例がたくさんあります。

地元集落では頭を抱える問題ですが、地主に注意したいと思っても、誰が地主なのか分からないし、調べようにも個人情報も教えてもらえない、こうなると地主に警鐘を鳴らすことができるとしたら行政でしかないのではないのでしょうか。

県には、県内における民地の山林の状況を伺うとともに、放置され地域に危険性や迷惑をかけている個人所有者に、管理に対する指導や必要に応じた助成をすることを求めますが、御所見を伺います。

今回、この質問を書いている間、私は胸が苦しかったです。

いつもは現場の現状を説明した後、何らか手を打って、その現場がよくなる状況を想像しながら質問文を書くのですが、今回は解決の糸口が見えません。

県全域の山の課題は、人口が減少していく将来に対し、エネルギーな団塊の世代の方々のお力を得られる今、何とかせねばならない課題なのにと気持ちだけが焦ります。

実は、同様に感じているのは、山のみならず里もです。

今回、福井の将来ビジョンの骨子案が示されました。

人口減少対策も含んだ上でのビジョンとのことですが、今後減っていく人口を見越した安心安全な県度のありようや、林野行政、居住地の姿などがよく分からないのです。

人の勢力が弱まると、すかさずほかの様々な動植物が勢力を拡大してくることは、中山間地域に住んでいて実感していますし、町なかの放置された空き家などでも、動植物のはびこりは同様です。

後継者のないままに放置される家屋・田畑、高度経済成長時代に勢いよくつくられ、現在、老朽化している施設・設備の数々、こうしたものをどう維持・修繕・撤去し、安全な人口に見合った規模にしていくのでしょうか。

民間への投げかけももちろんですので、それらも含めた上でしっかり手を打たねば、県土が荒廃します。

若者や女性に選ばれる福井にするとおっしゃるならば、この先、人口の減っていく地域をいかに美しく整頓していくかが大事と考えます。

まずはそうした観点も考慮された、美しく豊かな水と緑に恵まれたふるさとの今後の姿を次期福井県長期ビジョン実行プランでお示しいただくとともに、ふくい森林・林業基本

計画、土地利用基本計画、地域森林計画、福井県住宅・宅地マスタープランといった個別計画でも、人口が、特に壮年人口が激減していく現状の中での実効性のある取組や数値目標が必要と考えますが、知事の御所見を伺います。

私の住む集落は、ちなみに、嫁いで来た時は15軒、今11軒、次の代ではさらに半以下になりそうです。

美しい林野に戻るならいいのですが、崩れた空き家や耕作放棄の土地だらけという荒涼とした場所にならないようにと願い、尽力せねばと思っているところでもあります。

議長／知事杉本君。

杉本知事／細川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、美しく豊かな水と緑に恵まれたふるさとの今後の姿について、お答えを申し上げます。

県土の豊かな自然環境であるとか、生物の多様性を維持するという事は、例えば、農林水産業で言えば付加価値を高めるとか、また、農山漁村の活力を維持するといった意味でも大変重要だというふうに認識をいたしているところでございます。

長期ビジョンの中でも、夢が叶う農林水産業ということのそういった目標に向けて、次期の実行プランの中でも、例えば農家も一緒になって住民の皆さんとともに、力を合わせて地域を守る農村RMO、こういったものを形成するとか、さらには、例えばブドウ畑、こういったものが広がっているような田園風景があつて、そこにワインづくりをしているような、それをセットにして観光農園を整備していくというようなこと。

さらには、若い方とか女性の皆さんなんかも新規参入しやすいように、半林半Xのモデルづくり、こういったようなことにも力を入れていきたいと考えているところでございます。そういった意味で、次期のふくい森林・林業基本計画、こういった個別計画の中でも、例えば、半林半Xの取組については、自伐型林業の新規参入者数、こういったものも具体的な目標として設定をいたしまして、具体的に推進していきたいと考えているところでございます。

こうした計画を着実に進めることで、人々が笑顔あふれて、そして地域に住みながら住民が幸せを実感できる、そういう社会の実現に力を入れていきたいと考えているところでございます。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、県内防災情報ネットワークの状況についてお答えいたします。

災害時の防災情報については、防災行政無線をはじめ、携帯電話のエリアメールやSNSなど、複数の手段を用いて伝達することが重要であります。

県内の市町においては、防災行政無線用の屋外スピーカーが合計約1,500台設置されております。

どの程度、音声が行き渡るかについては、スピーカーの種類や気象状況によって異なりますが、およそ300メートルから800メートルと聞いております。

また、屋外スピーカーからの音声が聞こえにくい地域や避難所などの公共施設には、戸別受信機を設置している市町もあり、さらに戸別受信機を全戸配付している市町が6市町ございます。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私から2点、お答えいたします。

まず、荒れた山の状況に対する評価と認識、それから鳥獣外対策の金網柵に対する不安についてお答えをいたします。

長期にわたる木材価格の下落等によりまして、森林所有者の山に対する関心が薄れており、一部の森林におきましては、手入れ不足となっていることは認識しております。

県では、収益性が高く災害リスクが低い林業適地におきまして、集約化等による低コストな林業を推進することによりまして、森林を適切に循環利用するとともに、人家裏などの皆伐が適さない森林におきましては、自伐型林業などによる小規模多間伐の***を進めていくこととしております。

今後とも、森林の条件に適した整備を推進することによりまして、山の荒廃を防ぎ、鳥獣外対策の金網柵にも悪影響を及ぼすことがないように取り組んでいきたいと考えております。続きまして、所有者が不明な山林の状況と、放置された山林の所有者に対する指導や助成についてお答えいたします。

所有者不明の森林につきましては、平成27年に林野庁からの委託を受けまして、県内の約2000人を抽出して所有者の確認を行いましたところ、不明とされた箇所は、人数ベースで約17%という結果でありましたことから、不明の割合については2割程度と考えております。

こうした中、手入れが必要な森林につきましては、市町が森林経営管理制度を活用しまして、生活圏に近い山際などを優先しながら、実質的な所有者の確認、それから所有者が自ら森林を管理するか、森林組合などの林業事業体に管理を委託するかの意向の確認を進めております。

その結果を基にしまして、所有者が管理委託を希望した森林につきましては、森林組合などが補助事業を活用した森林整備を所有者に働きかけていくということにしております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、家屋の耐震化や家具の固定などの普及啓発についてお答えいたします。

県では、能登半島地震を受けまして、耐震性のない住宅の危険性について、その家屋被害の写真などをホームページで発信しているほか、支援制度のチラシや動画、無料相談会や現場見学会など、住宅耐震化への理解を深めていただくための取組を行っているところで

ございます。

その結果、耐震診断の申込みはこの11月末時点で512件となっており、昨年度の約5倍、制度創設以来、最多の件数となっているところでございます。

また、設備機器や家具の転倒、落下に対する安全対策につきましても、住宅耐震化の取組にあわせて周知を行っておりまして、また、転倒防止対策の必要性を学ぶ研修会も開催しているところでございます。

県としては、県民の防災意識が高まっているこの機を捉えまして、引き続き、市町と連携して、住宅の耐震化や家具の固定などの必要性について、周知に努めていきたいと考えてございます。

議長／細川君。

細川議員／数々のお答え、承りました。

まず、後始末の進まない2割の所有者不明というところがあると。

結局、その市町が、きちっとしてくれというような連絡をするように今、頑張っているというお答えやったと思うんですけども、要は、行政のほうで頑張りますというお答えであると理解をいたしました。

先ほども申しましたように、いろんなことが地域に回ってくるんですけども、今、本当に代替わりで持ち主が分からないとか、後継者がたくさんいすぎて、後継可能者というのかな、とてもでないけどそんなたどれないとか、地域に任されてもどうにもならないということが結構ありますので、市町のほうしっかりとお願いをし、支えなあかんところはまた支えてさしあげていただきたいと要望します。

それから、再質問なんですけれども、災害に関して。

防災行政無線ですね。

さっきせりふが長いという話をしたんですよ。

多分、能登のあの1月1日の揺れは、1分弱で福井県に伝わってきたと思うんですけど、ピンポンパンポンが何回も鳴って、地震ですというその説明だけでも30秒ぐらいあったかもしれないかって思うと、もっと短縮するよという市の働きかけをちょっとお願いしたと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／情報を正確に迅速に伝わるということは重要と考えておりますので、市町とその点も検討して進めていきたいと思っております。

議長／細川君。

細川議員／よろしく申し上げます。

本当は、もう先ほどの戸別にある無線機、あれ一番いいなと思っているんですけど、だん

だん減ってきましたので、あれもなるべくこの市町、今まだある市町のところは維持してほしいなど、本当に願うばかりです。

では、次の質問に移ります。

午前中も、ちょっと子どもたちのネット関係の質問がありましたけど、私もです。

子どもたちのSNSの利用の指導について伺います。

海外からやはり興味深い教育ニュースが入ってきました。

オーストラリアです。

オーストラリアで、16歳未満の子どものSNS利用を禁止する法案が可決したというのです。

私の感想は、やるなです。

日本の子どもたちのSNS利用は、もはや当たり前状態で、情報収集、毎日動画を見たり、撮ったり、友人との連絡手段として使ったりです。

子どもたちにとっては楽しみであるとは思いますが、ネガティブなことも多く、深刻な問題を起すケースもあります。

ネットいじめであったり、薬物乱用や自殺、自傷行為に関連した有害なコンテンツを目にするケースも多い。

性的搾取といった危険なことに巻き込まれたり、実際、命を絶ってしまうこともあったりということです。

オーストラリアの法案策定、私はプラス評価していますが、教育長はいかがでしょう。

県内の子どもたちのSNSの利用状況や、それによる事件、課題などとともに、教育長のお考えを伺います。

以前から、物事は多方面から見つめて判断すべし、情報をうのみにせず、批判的に捉えていくクリティカルシンキングが重要というように、教育現場での情報教育をしっかりと申してきました。

インターネットのヤフーやグーグルといった検索エンジンや、フェイスブック、X（旧ツイッター）といったSNSは、利用者の検索履歴やクリック履歴を追跡するトラッキング機能によって、画面に利用者の興味のあるような情報・嗜好が反映された情報・広告ばかりが表示されるようになります。

いわゆる追跡型広告、フィルターバブルという情報の偏りです。

情報の偏りは怖いです。

大人であっても、同じ方向性の情報ばかりを目にするといつの間にか感化され、一方的なものの考え方に染まってしまう危険性があります。

ましてや、伸び盛りの素直な子どもたちは、あつという間に感性や価値観を染め上げられてしまいます。

ですから、テクノロジー大手はあなたを追跡し、データを蓄積し、その思考にあったターゲット広告を表示すると教え、注意を促すべきです。

フィルターバブルの恐ろしさも含め、情報教育、メディアリテラシー教育を、位置づけをきちんとして行うべきと考えますし、姿勢悪化や視力低下、急性内斜視といった目への悪影響なども大きいですから、健康教育としてもしっかりお願いしたい。

先ほど、ふくいスマートルールのお話もありましたが、家庭へもそうしたポイントを広げてほしいです。

あわせて、御所見を伺います。

私は、ネットの世界は無法地帯と思っております。

子どもを有害情報から守るといふのなら、昔なら有害情報が含まれる雑誌や成人映画などに、18歳未満禁止などと明記しておいたものですが、ネット世界はそう単純にはいきませんから難しい。

対応策についてですが、国は携帯販売会社に対し、子どもが使う携帯を買う客には、有害情報に対するフィルタリングの説明を、重要説明事項として必ず行うこととルールを定めています。

昼は電話のみといった時間制限や、LINEはオーケーだけでもXは駄目などと、細かい設定が本当はできるんですけども、そういうのができる人は1%いるかなと、県内で長く携帯販売を行っていた人は言います。

販売側がルールどおり説明しても、親がその使い方をなかなか理解できず、結局、フィルタリングは要らないと判断するケースが多かったり、設定方法が分からなかったりなどが現実なのだそうです。

親がフィルタリング設定のやり方が分からないから、フィルタリングは要らないとなるのであるならば、福井ではフィルタリングは絶対に行うとか、親子で参加するフィルタリング講習会を県全域、各学校で行うという踏み込んだルールを定めてはいかがでしょうか。御所見を伺うとともに、例えば学校において、親子が参加するフィルタリング講習会を行うなど、子どもを有害情報から守ろうと県が主導すべきではないか伺います。

ちなみに、お隣の石川県では、いしかわ子ども総合条例で、県は、学校など関係機関と連携し、適切な利用に関する教育などの推進に努めるほか、保護者は家庭内で話し合い、利用に関する基準づくりなど、適切な対応に努めると定めています。

こうした動きは今後、強まっていくと思われれます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から3点、お答えを申し上げます。

まず、オーストラリアの法案への所感及び県内の子どもたちのSNSの使用状況や課題等について、お答えいたします。

県内のSNS等の使用状況は、令和6年度の全国学力・学習状況調査によりますと、平日に携帯電話やスマートフォンで、SNSや動画を1時間以上視聴している小学6年生が52%、中学3年生は78%というふうになってございます。

御指摘もございましたが、総務省の青少年のSNSに関する調査では、誹謗中傷、個人情報流出、自撮り、闇バイトなどが問題となっております。

このようなSNSに関するトラブル等は、気づきにくく、発覚した時点でかなり大きな問題となっていることが課題だというふう感じております。

オーストラリアの法案につきましては、様々な犯罪や有害な情報等から子どもを守るため

という意図だと思えますけれども、かなり思い切った政策であるというふう感じております。

本県におきましては、警察と連携いたしました非行防止教室の開催ですとか、デジタル機器の利用についてのリーフレットを作成、配付するなどしまして、SNSの適切な使い方を指導し、事件の未然防止に努めていきたいと考えております。

次に、学校現場におけるメディアリテラシー教育の位置づけ及び健康教育について、お答えします。

児童生徒に対しましては、発達段階に応じて、例えば社会科公民分野のマスメディアと世論をはじめ、様々な教育活動の中でメディアリテラシーの育成を図っております。

また、技術科では、情報モラルの授業でメリット・デメリットを学んでおります。

健康教育に関しまして県では、平成24年度から県内全ての小中学校で、目のリフレッシュタイムやビジョントレーニングなど、目の健康プロジェクトを実施しております。

今後は、一部の小中学校で設けておりますテレビやネットを見ない日を定めて、読書ですとか、家庭での会話を推奨するノーメディアデーですとか、メディアコントロールデーというふうにして読んでおりますけれども、こうした取組を他の小中学校にも広げていくなど、家庭と連携しながら児童生徒の目の健康づくりについても進めてまいります。

次に、県が主導して子どもを有害情報から守ることについて、お答えを申し上げます。

県では、これまで児童生徒やその保護者に向けまして、インターネットの適正利用に関する家庭教育リーフレットを作成配布するなどいたしまして、啓発活動を行っております。その中で、子どもの安全のために保護者がネット利用環境を整えるペアレンタルコントロール、またフィルタリング等を推奨して、安全な利用環境をつくることを保護者をお願いをしてきております。

今後は通信事業者とも協力しながら、具体的なフィルタリングの方法についても、逐次保護者に対し周知を図ってまいります。

大人たちが子どもたちを有害な情報から守るということは大切でございますけれども、やはり今は、デジタルネイティブといえますか、インターネットが普及をしております。

こうした情報端末を安全に利用しながら、デジタル技術を活用して、社会に積極的に参加できる能力、こうしたものを身につけていくことも一方で重要でありまして、させないというだけではなくて、学校、家庭が一体となりまして、安全に利用をしながら健全な成長を図る働きかけを続けてまいりたいというふうと考えております。

議長／細川君。

細川議員／各教科で、それぞれで教えているというのはこれまでも聞いてきているので、今回は位置づけをきちんとしてやるべきだという質問をしたので、そこら辺、またお伺いさせていただきます（?）。

それから、先ほど家庭に対してのリーフレットって、実は見たんですけれども、気をつけてくださいよって書いてあるだけでありまして、怖さ、こんな怖いことがありますよって。そうではなくて、今回言いたかったのは、携帯会社さんが丁寧に教えたつもりであっても

理解できない、そのフィルタリングのやり方のややこしさというのがあるんですよね。

1%しか分かっていないinchやうかなと言っているぐらいですから。

だから、気をつけてくださいねって書いただけのリーフレットを1枚渡して、子どもたちのフィルタリングが徐々に進んでいく、広がっていくとは思えないので、もっと具体的に親御さんなり、子どもが理解できるような、そういうようなフィルタリングの広がりというのを、教育委員会主導で広げていただきたいという、そういう趣旨の質問です。

いかがでしょう。

そうしたちょっと具体的なこと、そんな紙をペッと渡すだけじゃなくてと思うんですが、教育長いかがでしょう。

再質問です。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／おっしゃるとおりでございます、フィルタリングというのも、聞いただけでは分かりにくいという点もあるかと思います。

一方で、子どもも少しキャリアの事業者、販売店等に確認をしたところ、そういう16歳未満のお子さんに対して、携帯電話、スマホを買い与える場合には、お店側でちゃんとフィルタリングを設定してお渡ししているというようなこともお聞きしておりますので、いろんな形で協力しながら、そしてよりフィルタリングの具体的な方法が伝わるような、そうしたお知らせもこれからしてまいりたいと思っております。

議長／細川君。

細川議員／フィルタリングして渡すのはいいかもしれませんね。

そういったことを広げていただきたいです。

小学校に勤めておりまして、本当にゲームとかが入ってきたとき、それまでは遊びで集まってくる子どもたちが、五、六人、わいわい、放課後遊んで、放課後というか学校から帰って遊んでいるなと思っていたのが、一斉にぴたっとゲーム機持って、一緒のお部屋に何人がいても、黙ってみんながゲームをしているという姿を見たときに、ゾッとしました。これではコミュニケーション能力は備わらないなと思っておりますので、またそういったようなゲームとか、そんなものに対するセーブを、例えば9つまでは抑えておこう（？）とか、何かもう少し踏み込んだ指導をしていただきたいなと望みまして、次の質問に行きます。今年、福井市でのアリーナの建設議論が盛んに行われました。

今言われている税、公費負担の額に驚いて、他の競技団体からも自分たちの競技環境に関する声が上がります。

そ一つ、BMXの練習場ついて伺います。

BMX（バイシクルモトクロス）は、競技のために特化されたシンプルな構造の自転車を駆使して、レースやフリースタイルといった競技で、スピードや技を競い合うものです。これまでも何度かその練習場に関して質問しておりますが、ストリートスポーツの普及に

努めてまいりたい、若者文化の活動状況を踏まえて、市町とも協働して発表の場とか練習の場を提供するなど、応援してまいりたいとして、近年、ようやく健康の森にパークができ、とりあえずホッとしております。

しかし、このパーク、スケートボードの練習にはいいようですが、BMXに関しては自転車のパーツに制限をつけており、せっかく遠くから訪ねていっても練習できないとの悲鳴が上がります。

さきの議会で西本恵一議員が、「アーバンスポーツの実施率を見ると、福井県が下から3番目で非常に低い。北陸3県でも最下位」ということで、スポーツ課長からは、「すごく町なかのにぎわいにもなるし、交流人口の拡大にもつながる。県では、イベントの開催支援もするし、それから定着を図っていきたい」というようなお答えをいただいているんですが、アーバンスポーツといっても様々ありますので、競技に応じた練習環境が必要です。

BMXの競技は、レース、フラットランド、それからストリートなどの種類に分かれていて、そのための自転車のサイズとか、素材とか、ブレーキがあるかないとか、特徴がそれぞれにあるそうです。

そして、福井県では主に、フラットランドという競技が盛んですが、実情を鑑みても、制限のある健康の森では練習ができない競技者が多数出てきているのです。

結局のところ、現在、県内にはBMXの練習が十分にできるパークはないという状況です。ぜひともBMXの練習が十分にできるパーク、特に、雨天練習場を整備していただきたいですが、御所見を伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／BMXの雨天練習場について、お答えを申し上げます。

まず、ふくい健康の森のスケートパークでございます。

自転車パーツによる使用制限につきましては、BMXによる路面に傷がつくということから、同じ場所で練習するスケートボード利用者から転倒するおそれがあるということから、他県でも同様の制限を設けておるところでございますが、今、御意見を踏まえまして、改めて制限をなくした場合の安全性、施設管理の影響について再検討したいと、このように考えてございます。

BMXを含めましたアーバンスポーツは、広い競技場や特別な施設などは必要とせず、町なかで手軽に楽しめるのが特徴の一つでありまして、県のBMX協会にお聞きしましたところ、福井市中央公園ですとか、福井県運動公園をはじめ、各地に練習可能な場所があるとのことであります。

県といたしましては、まずは市町から練習場として利用可能な場所や、条件を聞き取れるものからリスト化いたしまして、ホームページも含め、様々な形で周知に努めていくということをやってまいりたいと思っております。

また、県内の競技人口が50名程度とお聞きしましたので、アーバンスポーツを見て、知って、体験していただけるスポーツイベントの開催等を支援してまいりたいと考えてござい

ます。

スポーツ施設の整備に当たりましては、スポーツ振興くじ助成金の活用が可能でありまして、他市町でも使っているところがございますので、雨天練習場整備を考えている市町への助言も含め、サポートしてまいりたいとこのように考えてございます。

議長／細川君。

細川議員／聞きますと、それほど床を傷つけるものでもないよということも思いますし、よく話し合いをしていただいて、軽便な直しぐらいなら、大目には言わないかもしれない、ちょっとした修繕費を持っておけばいいんじゃないかなと思うので、よろしく願いいたします。

次に、洋館の維持保存について伺います。

ある音楽イベントのお誘いの手紙・会報を読んでいたら、「歴史の古いヨーロッパの町にいと、文化の層が豊かに複雑に絡まって、1万ぐらい積み重なっているような気がします。そこでは、自然に文学や詩に人々がなじんでいる。福井県にいと、そういう文化の層が10層ぐらいな気がするんです」という、本県生まれの30代の女性の声として紹介されていました。

そして、ほかの人も「私も福井県に移住して30年ほどたつけれど、同じような話を何度も耳にしてきました」とも述べられておられる、ショックですね。

まずは、ヨーロッパは石の建物なので、古い家も残せて、歴史を感じやすいという環境ですから、やっぱり住居かなというところからちょっと考えます。

例えば、今年、世田谷で明治の洋館を守る動きが活発化しました。

資料4を御覧ください。

私はこのポスターを見たとき、「え、これ今立の長谷川医院じゃないの」と思いました。表から見た感じが同じです。

でも、残念ながらその医院は、昨年だったか取り壊されました。

寂しい限りです。

県内にはこうした明治大正の洋館の残るところもありますが、その維持は大変です。

実は、私の実家筋も旧上中町で、明治の元病院だった洋館だったんですけど、シロアリが出まして、取り壊しました。

何か手助けがないと、県内の戦前の洋館というのは、これからどんどん消えていくのではないかと思います。

現在県では、伝統的民家群の保存活用を推進されていますが、戦前の民間の洋館の維持保存も考えていくべきではないか伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／ただいまの洋館の維持保全について、お答えを申し上げます。

福井らしい町並み、あるいは集落景観を保全いたしまして、魅力ある景観づくりを進める

ため、県では伝統的民家群の維持保存に加えまして、戦前に建造されました歴史ある建物につきましても、地元市町を通じまして、建物の所有者に対する修繕の補助、これを行ってございます。

御提示いただきました越前市の洋館につきましても、補助対象になり得る建物であったと考えられますが、取り壊された経緯については、残念ながら不明でございます。

歴史ある建物の維持修繕に関する指導ができるアドバイザーを、これまで約200人養成してまいっておりまして、今後も保全などにつきましても、無料で気軽に相談できる体制の充実、あるいはその周知を図って、歴史を感じる魅力ある景観づくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

議長／細川君。

細川議員／ぜひよろしくをお願いします。

まずはリストアップかもしれません、民間の建物っていうと。

町探検なんかして行って、例えば、本当に、前も言ったかな。

八百屋さんの物置が昔の警察の牢屋だったり、武道場だったりとか、あるいは、もともと何か別なもので使っていた洋館を、移築して公民館に使っていたりとか、結構皆さん、やっぱりそういったものに思い入れがあって、残しているというところがあるんですけども、何かちょっともう大分風化してきて、風前の灯火みたいなものもあります。

本当に、なくなってからあらというよりは、そういったようなもの残していただくと、この動きをまた強めていただけたらなと要望いたしまして、少し時間はありますけれども、私の質問を終わります。

議長／以上で、細川君の質問は終了いたしました。

西本恵一君。

西本（恵一）議員／公明党の西本恵一でございます。

まず最初に、農業DX化についてお伺いをいたします。

農業は危険、汚い、きついという3Kから、稼げる、感動、格好いいという3Kへ、若者が参入しやすい環境をつくるために、効率的なスマート農業の導入が求められております。スマート農業には、GPSを利用した農業機械利用やドローン活用などがありますが、今日はデータを活用した農業DXに焦点を絞ってまいります。

例えば、農薬散布時期をカレンダーに書いている方は多いと思いますが、電子データとして残す方はごく少数です。

日々行っている作業をデータで残すことは、リスク回避や収益量増、事業承継のためにも重要であります。

農業DXは、賢い農業をするため、ワンランク上の農業をするということであり、次の一手をデータから類推するという意味をしております。

大規模農業者のためのものと思ってしまうがちですが、そうではありません。

若者参入という視点でも、農業に取り組む1年目から80点の農業ができる手助けとなるのが、農業DXであります。

資料1にあるように、農林水産省の調べでは、個人、団体合わせて72.3%の農業経営体がデータを活用していないということが分かります。

理由として、IT知識が少ないが4割、経営規模が小さく必要ない、それが4割、ほかに忙しくて時間的に余裕がない、効果が見込めるか分からない、費用がかかるなどが挙げられておりますが、農業DX化は、今後の地域活性化のかぎになるため、積極的な取組が必要であります。

福井県のスマート農業マニュアルの中には、農業経営支援システムで圃場管理や作業管理ができるシステムが紹介をされておりますが、県内でこうしたシステムを利用されている経営体について、実績や普及状況をお伺いするとともに、農業DX化が有効であることを周知するために、スマートサポートチームをつくり、データをどう蓄積し、どう活用するかを支援することができるスマートDX普及指導員が必要だと考えますが、所見をお伺いいたします。

JA福井県は、業務のデジタル化のため、神奈川県企業が開発した情報通信アプリ、JAコネクトを導入し、営農情報や、グループで作物の栽培ポイントや生育状況などの情報を届ける情報共有化システムの利用を行うとの報道を見ました。

一方で、農業経営体自身のデータ管理も必要であります。

収穫予測、実績登録、売上げ、出荷登録などを管理し、AIによる生育状況予測、作業の明確化、スキルの明確化までを行うことができるクラウドシステムがもう既にあることから、県としてこうした経営効率化のためのシステム導入を支援し、推進するべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／西本恵一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、農作業などのデータ管理による経営効率化のためのシステム導入の支援についてお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、農作業であるとか、また生育状況、こういったものをデータ化をしていく、そうすることで、まだ農業を始めて日の浅い、そういうような農業者でも、熟練の方どおりにはいかないようではすけれども、とはいえ、7割、8割の水準で、まずは品質だったりとか、生産量が上げられる、こういうような状況が起きるということをいろんなところで伺います。

例えば、こういうデータを活用した方法としては、いろんな環境制御システム、何度で、湿度が何パーセントで、日照がどれぐらいだと窓を開けるとか、閉じるとかですね、いろんなことをやっているところ。

先日もそういう大規模な施設園芸をやっているところを見させていただきました、キュウリでしたけれども、本当に日照時間も、温度も、湿度も、それで、これが何度まで来ると、今度は換気扇が回るとかですね、いろんな形をしながら、大きくはいろんなところにデー

タがあって、それに基づいてやっていきながら、自分でまた試行錯誤をしながらやられるというところを見ていて、とても計画的な農業ができる、そういうようなこともおっしゃられていました。

こういったことは非常に効果が大きいというふうにも思いますし、また、こういったことを、そういった大規模園芸施設なんかを整備する場合とか。

また、園芸カレッジなんかも、こういったことを勉強するようなコースもつくらせていただいておりますし、それからまたAIで稲の生育状況、こういったものもデータ化して分かるようにしていくアプリ、こんなものも開発されているということでございます。

こういったことによって、今、どんどん、どんどん農業をやられる方の数が減っていく。中でも、経営体が大きくなったり、新しく転換していかなくちゃいけない、循環していかなくちゃいけない中で、新しい方もすぐに農業で身が立てられるようにしていく、さらに大きな利益になっていけるようにしていくということも大事なことだというふうに認識をいたしております、農業のDXをこれからも進めていきたいというふうに思っております。

そういう意味で、民間で開発されました技術も含めまして、農業者への導入が進むように、支援体制をこれからも考えてまいりたいと思っております。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／農業経営支援システムの県内の普及状況と、スマートDX普及指導員の必要性についてお答えいたします。

データを活用して圃場や作業の管理を行う農業経営支援システムにつきましては、稲作を中心とした営農を行っておられる県内の法人101経営体を対象にしまして、令和5年に行った調査によりますと、システムを活用しているのは3割に当たる31経営体で、残りの70経営体につきましては活用していないという結果でございました。

システムを活用している経営体からは、作業日誌の記入など事務負担が軽減されたという御意見があった一方で、課題としまして、初期データの登録に時間がかかる、あるいは、蓄積したデータの活用が難しいといった声もいただいております。

このため、今年度、普及指導員による情報DXチームを設置しております、データ分析など、システムの活用方法の習得を図っております、こうしたことを通じまして、農業者を指導できる人材の育成を進めているところでございます。

議長／西本君。

西本（恵一）議員／答弁ありがとうございました。

3割しかいないということで、少ないなと思いますね、正直言いまして。

気候変動もありまして、気温とか、水やりとか、いろんところで条件が違ってきて、それによって悪いものができたり、いいものができたりとしますので、そういったことをこれからしっかりやっていかなきゃいけないだろうなというふうに私自身は思っていますの

で、ぜひ、何かシステムのそういったもので費用が必要であれば、そういったものを支援していくとか、よくしっかり指導していくとかが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、G I G Aスクール構想についてお伺いします。

児童生徒に一人一台端末を整備したG I G Aスクール構想により、新型コロナウイルス禍で整備されタブレットが更新時期に入っております。

福井県はこれまで費用負担を公費で賄ってまいりましたけれども、高校生には自己負担をさせている都道府県もあります。

今回の更新を機に、自己負担させる予定の府県もあると伺っております。

しかしながら、大変に高額なため、自己負担をさせるのは家庭にとって大変に厳しいと思われれます。

本県は、年収910万円までの世帯などに高校授業料を無償化している、本当の先進県でございます。

タブレットについても、これまで同様に無償貸与するように求めますが、教育長の所見を求めます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／県立高校のタブレット端末の更新につきまして、これまで同様、無償貸与してはどうかという御質問にお答えを申し上げます。

県立高校におきましては、国のG I G Aスクール構想に基づき、令和2年度にタブレット端末を一人一台導入をいたしました。

当初の整備におきましては、本県を含めて、全国で約半数の県が新型コロナ関連の地方創生臨時交付金等を活用して、公費で整備したという状況でございます。

一方で、残りの半数が保護者負担ということで整備をしております。

公費での整備継続に当たりましては、前回のような財源がないということが全国的に課題となっております。当初は公費で整備した自治体においても保護者負担に切り替える、そうしたケースも複数あるというふうに承知をしております。

他県の状況や関係者の意見等を踏まえまして、公費整備と保護者負担整備のメリット、デメリットを整理いたしまして、子どもたちの学びに影響が出ないように検討を進めてまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／私からすると、100%デメリットしかないと思います。

しっかりと無償化を、ぜひ知事、予算つけていただいて、大変な金額なのは分かっております。

よろしく願いいたします。

続いて、リハビリ職の活用についてお伺いいたします。

高齢化の進展に伴い、急性期における長期間の安静状態や、運動量の減少により、身体機能が衰え、心身の様々な機能が低下してしまう状態である廃用症候群を予防する観点から、国の経済財政運営と改革の基本方針2023では、急性期のリハビリテーション、栄養管理、口腔管理の連携、推進を図ることが示されました。

一方で、急性期リハビリテーションの推進に当たり、365日のリハビリテーション提供の効果は大変大きいとされておりますけれども、資料2、資料3を見ていただけますように、50%以上の施設で、休日に提供されておられません。

しかし、休日、リハビリテーションを行うことによる効果は歴然でありまして、早く回復すれば健康保険料の負担も少なくなることが分かります。

そこで、県内における急性期医療機関における土曜日、休日、それぞれのリハビリテーションの実施率をお伺いするとともに、休日リハビリテーションを増やしていくべきと考えますが、所見をお伺いをいたします。

こうした365日提供を行うには、1.5倍の人員が必要とされます。

今回新設されたリハビリテーション***体制の点数は不十分であり、さらなる報酬加算が求められます。

休日リハビリテーションの実施率向上のため、人員の確保と報酬アップが必要となりますが、国への要望とともに、県として支援できないか所見をお伺いいたします。

令和3年2月の議会で、児童生徒の健全な成長のため、運動器、医療の学術的知識と臨床技法を有する専門家である理学療法士が、地区の医師会などと緊密な連携のもと、学校保健の場に参画していく必要性について問いました。

そのときの教育長は、各学校において積極的に活用されるよう周知を図っていくと答弁をされております。

運動や部活動の際に、けがをする児童生徒の割合が増えており、その原因が、運動不足と運動過多と言われております。

こうした事態に対応するため、学校に出向き、適切な運動方法を子どもらに指導するスクールトレーナー認定制度が始まり、全国で130人が認定をされました。

本県でも、このスクールトレーナー認定者を増やしていき、多くの学校で活用できるように推進してほしいと要望いたしますが、所見をお伺いいたします。

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、介護、医療、保健、福祉における専門知識を持った職員によって、様々なサービスの相談や、介護保険の申請窓口などを請け負っております。

そこで、介護予防という観点から、ライフステージに合わせた継続的なリハビリテーションの提供により、その人らしい暮らしを送れるように、総合的な支援を実施していく必要がありますが、これまでのリハビリの在り方は、生活機能の向上と社会参加が主でありました。

これからは、地域包括ケアを支えるリハビリとして機能していくことが求められております。

しかしながら、地域包括支援センターの職員は、通常の相談業務に追われており、総合事

業を構築していくことは容易なことではありません。

住みなれた地域に住む高齢者が尊厳を持って自分らしく暮らしていくには、要介護となる前の一時養護を初め、介護が必要となった後の重症化を防ぐ2次予防が大切でありまして、地域包括ケアシステムを構築する上で、リハビリテーションが持つ役割は、ますます大きなものとなっております。

そこで、リハビリ職である理学療法士など、市町の地域包括支援センターに配置することで、自立支援に向けたケアマネジャーの後方支援や、総合事業における受皿づくりを効率的に実施でき、地域包括ケアシステムの構築を進めることが期待できると考えられるため、県が主導して、市町の地域包括支援センターへの配置を推進していくことを求めますが、所見をお伺いいたします。

昨年の12月議会におきまして、多くの障がい者の方がスポーツに取り組めるように普及を促すため、それぞれの障がいに応じた相談対応や支援ができる理学療法士を、しあわせ福井スポーツ協会に配置するところを求めたところ、非常勤ではありますが、日本パラスポーツ協会公認資格保有者であるアドバイザーを配置をしていただきました。

本当にありがとうございます。

県内の障がい者の方にはどのようなスポーツが適切で、持続可能かを判断し、多くの方がスポーツに取り組めるように願っておりますが、アドバイザー配置後の実績と課題をお伺いをいたします

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からはパラスポーツアドバイザーの配置についてお答えを申し上げます。

しあわせ福井スポーツ協会では、今年の4月から、スポーツを始めようとする障がい者が相談しやすいよう、パラスポーツに精通いたしました理学療法士をアドバイザーとして配置いたしまして、今のところ月平均1日から2日程度活動していただいております。

これまで知的、身体障がい者から、自分に適したスポーツを探したいとの相談が2件ございまして、面談を重ねまして、障がい特性をきめ細かく把握していただき、陸上やバドミントンなどのチームに橋渡しを行いました。

このほか、ボッチャなど、大会出場に向けた障がいのクラス分けにおきましても、専門知識に基づいたアドバイスをいただくなどしております。

さらに、この相談窓口を活用していただけるよう、アドバイザーが直接、活動現場に出向いて相談に乗ることも含めまして、特別支援学校や障がい者福祉施設、医療機関等々に対して広く周知をいたしまして、障がい者がスポーツに取り組みやすい環境づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／3点、お答えをいたします。

まず、県内の急性期医療機関における土曜、休日のリハビリテーションの実施についてでございますが、今回御提示いただきました全国の一次脳卒中センターの土曜、休日のリハビリテーション実施率に対しまして、県内の状況につきましては、県内には一次脳卒中センターが11病院ございます。

このうち、休日にリハビリテーションを実施しているのは8病院で、実施率は73%となります。

そして、土曜日に実施しているのは1病院で9%となっております、休日リハビリテーションの実施率は、全国の32%を上回っている状況でございます。

脳卒中を初めとする急性期疾患では、発症早期から継続的にリハビリテーションを行うことが、入院中のADLの維持向上や、早期の自立、退院にとって重要となります。

このために、土曜、休日リハビリテーションを実施する医療機関が増加しますように、専門医やリハビリ職、急性期医療を担う主要病院の院長が参加いたします循環器病対策推進協議会などの機会をとらえまして、働きかけをしていきたいと考えております。

次に、リハビリ職の確保や報酬アップについてでございます。

人員の確保につきましては、今ほど申し上げた循環器病対策推進協議会などにおきまして、適切なリハビリ実施によって心不全などの再発予防に向け、専門的知識を持つ人材を育成することが必要との意見がございました。

これを踏まえまして、県では今年度から認定看護師、あるいはリハビリ指導士の資格取得を支援し、専門性が高い人材の確保に取り組んでいるところでございます。

また、報酬につきましては、国が医療人材の確保を目的といたしまして、今年度の診療報酬改定でベースアップ評価料を新設したことを受けまして、県内では11月1日時点になりますが、67病院のうち60病院が評価料を届出ております。

リハビリ職を含む医療従事者の賃金改善をそれぞれ進めている状況でございます。

本県でも、高齢化がさらに進み、リハビリを必要とする患者の増加が見込まれますので、リハビリ職の果たす役割は一層重要になるというふうに認識しております。

今後も一層の処遇改善が進みますよう、国に要望してまいりたいと考えております。

最後に、地域包括支援センターへのリハビリ職の配置の推進についてお答えいたします。地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種の配置が必要とされておりますので、リハビリ職の配置は、現在のところ県内2か所のみとなっております。

この一方で、地域包括ケアの機能強化に向けましては、全市町において地域包括支援センターがリハビリ職を含め、多職種が参加する個別ケアプラン検討会議を開催しております。この中で、身体機能などの回復を図り、要介護度の改善につなげているところでございます。

さらに県では、施設や医療機関のリハビリ職を対象としました研修会によって、こうした改善の好事例を広く共有しているところでございます。

また、市町の通いの場などにおきましては、介護予防を目的に、リハビリ職の指導のもと、健康教室を実施しており、県ではこうした取組を広げていくために、指導者派遣が可能な医療機関や施設のリストを市町などに提供しております。

引き続き、このようなりハビリ職の専門性を生かす場を拡充いたしまして、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケア体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、スクールトレーナー認定者の活用についてお答えを申し上げます。御紹介いただきましたスクールトレーナー認定制度は、理学療法士を対象に、公益財団法人運動器の健康・日本協会が本年度から開始したものでございまして、8月に認定された第1期生として、福井県では2名が資格を取得しておられます。

今年度、この資格を持つ理学療法士が、県内の小学校3校におきまして、ストレートネックなどの現代的な課題につきまして、首や体のストレッチ、体を支えるためのトレーニング、座位や立位の姿勢を保つために気をつけるポイントなど、専門的知見に基づく指導を行った事例がございます。

学校保健の分野におきましては、従来から医師や救命救急士などの専門家に外部講師として指導してもらう取組を実施しておりますので、同様に理学療法士に、けが予防のためのトレーニング理論や方法等について指導いただく事例につきましても、学校に対し周知を図ってまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／先ほど交流文化部長から報告がありましたけれども、相談を障がい者の方が受けられるんですというのが、やっぱり周知が少ないのかなという気がします。どんどん紹介してくださいと、障がい者団体のそういったところとか、いろんなところに周知していただきたいなど。

多くの障がい者の方がスポーツに取り組まれる、そのための相談者ですので、ぜひ、その点もお願いしたいと思います。

これは要望で結構です。

それでは続いて、化学物質過敏症についてお伺いいたします。

化学物質過敏症について、福井県のホームページには、ごくわずかな化学物質により、頭痛や吐き気など、心身に様々な状況があらわれる状態で、この病気の原因や発症のメカニズムなどは分かっていないことが多く、誰にでも発症するリスクがあると説明しております。

福井新聞は7月に、6回にわたりまして、化学物質過敏症で苦しむ方の状況を連載をしております。

その中で、過敏症の人は、むしろ体が優秀で、危険を察知しているから反応をする。

だからカナリアと言われる。

環境省が2016年3月に公表した環境中の微量な化学物質による健康影響に関する調査研究業務の報告書によると、化学物質過敏症の患者や潜在患者は人口の約7.5%と推定された。14年に行われた成人対象の疫学調査に基づいており、成人の13人に1人という計算になる。

同年の人口で換算すると約950万人で、近年は潜在患者が1000万人以上と指摘する専門家もいると、かなり多い人数だと思います。

先日、この症状に悩む福井市内に住む女性から相談をいただきました。

香害、いわゆる香りの害により、職場のにおいや環境が合わずに仕事をやめなければならなかったこと。

また、周りの方が理解していただけないとの切実な声をいただきました。

県内患者や家族らで設立した福井かカナリアの会は、県内の市町に対して、化学物質過敏症や香害に関する情報発信、公共施設での香料使用の自粛を呼びかける運動をしております。

県といたしましても、ホームページ掲載だけではなく、県民への理解を進めるべく、広く周知をすること。

さらに、公共施設の香料使用の自粛などの配慮を求めますが、所見をお伺いいたします。この御相談いただいた女性でありますけれども、職業安定所に化学物質過敏症のことを相談したそうでありますが、職場へ配慮を求めるのはあなた御自身ですと言われたそうです。

隣の机に座る人が症状を引き起こす化粧品や香水などを利用しているのではないかと考えると、会社の理解は得られないのではないかと、就職もままならないそうです。

また、障がい年金の対象になるものの、医師からはよい返事ありません。

生活保護について相談したところ、自宅があるため受けられないと、冷たく市役所に言われたそうです。

障がい年金を受けるには、化学物質過敏症は検査数値等の客観的指標がありませんので、就労や日常生活にどの程度支障があるかを詳しく診断書に記載してもらうことが必要であります。化学物質過敏症に詳しい専門医にお願いするしかなく、困難のようであります。

御相談者は、このまま収入もなく戸惑うばかりですと言っておりましたが、こういった症状の方の就職や生活などの相談窓口が必要と思われます。

また、本人が努力しても就職が困難な場合には、生活保護対象とするよう市に促すとともに、県も対応すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／2点、お答えをいたします。

まず、県民への周知と公共施設での香料使用の自粛などの配慮について、お答えいたします。

化学物質過敏症は、頭痛や吐き気など、心身に現れる様々な症状の原因が解明されておらず、化学物質を特定して排除することが難しいことから、まずは、香水や柔軟仕上げ剤などの香りで体調が悪くなる方がいるということを広く認識していただき、香りつき製品の使用に当たって、周囲の方に配慮いただくことが重要と考えております。

県では、これまでもホームページや県民向け情報誌により情報を提供してきたところでありまして、今後も県民の理解が広がるよう、香りへの配慮を促すポスターの掲示やSNS

などを通じた呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

また、今後、県有施設において、香料を含む製品の使用に当たり、化学物質過敏症に配慮するよう検討するとともに、市町施設においても同様の取組を働きかけていきたいと考えております。

次に、化学物質過敏症の方の相談窓口について、お答えをいたします。

県内では、化学物質過敏症を含めまして、疾病により就労が困難となるなど、生活に困りごとを抱えた方の相談窓口を各市及び県健康福祉センターに設けております。

県、市では就労支援に当たりまして、化学物質過敏症のように、周囲の理解と働く場の環境に配慮が必要な方につきましては、本人の状況をハローワークに伝え、体調が悪化しないよう適した就労先の紹介を要請しております。

また、生活保護申請の相談があった場合には、収入や資産の要件のほか、就労の可否やほかの制度、施策の活用の可否も考慮をした上で、応（？）の判断を行っております。

例えば、化学物質過敏症により就労の場を得ることができない場合には、その理由を勘案しまして、生活保護の対象とすることもできると考えております。

このため、市に対しまして、疾病の特性や本人の状況を十分把握した上で、適切に判断するよう指導してまいりたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／ありがとうございます。

それでは、最後の質問にまいります。

災害対策についてお伺いします。

能登半島地震では、直接死より関連死が上回りました。

避難所生活が厳しい環境にあったことが挙げられます。

国際赤十字が作成したスフィア基準の基本理念は、被災者には尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利があり、苦痛を軽減するために実行可能な手段を尽くさなければならないと、人道支援における最低限果たすべき基準を設けております。

例えば、1日当たり最低15リットルの水を確保、1人当たりの居住区間は最低3.5平米以上、トイレは20人に1つ以上、男女比1対3などでありますが、こうした基準の下、避難所運営計画を見直す必要性があります。

特に、女性・子どもの視点に立った避難所運営も必要とされます。

避難所に女性の役員を配置し、着替えや授乳、生理用品の配付など、女性専用のスペースの設置、防犯の取組、自宅避難の女性も立ち寄れる居場所開設など、相談支援体制の確立が必要であり、キッズスペースの設置や学習場所の確保なども初動段階から行うべきであります。

12月補正予算には、トイレトラックとトイレカー導入が計上されましたが、災害後の避難所での関連死を極力減少させるために、スフィア基準を基にしたTKBと言われるトイレ、キッチン、ベッドの迅速配備、避難所の空調、Wi-Fiなどの資機材・備蓄品などを見直し、女性・子どもの視点に立った避難所運営も必要とありますが、知事の所見をお伺い

いたします。

災害時の派遣事業について、2つの視点で申し上げます。

1つ目は、大規模災害時に被災地の小中学校に学校再開を支援する教員を派遣する教育版DMAT版であるD-E S Tです。

D-E S Tと書きますけれども、E S Tです。

被災直後は、教職員が災害復旧の作業に追われ、児童生徒への授業などの教育を行うことが困難であります。

能登半島地震では、兵庫県の震災・学校支援チームE A R T Hがいち早く支援に入りました。

石川県や同県珠洲市の教育委員会の要請で、先遣隊のメンバーを珠洲市内に派遣し、その後も継続的に同市内の小中学校や高校に派遣しました。

現地の学校のニーズに応え、授業再開に向け、瓦礫の処理や図書室に散乱した本の整理などを行い、再開後は登下校の見守りや教職員のサポートを担いました。

被災地の学校の教員が本来の業務に専念し、児童生徒と接する時間が確保でき、震災で傷ついた子どもに寄り添うことが可能となったようであります。

現在、兵庫県を含め、全国5県で支援チームを結成しており、北海道や京都府でも準備を進めておりますが、南海トラフや首都直下地震が想定される中、本県もD-E S Tを設置してはと提案しますが、所見をお伺いいたします。

災害時の避難所では、十分に体を動かさない生活が長期化し、健康状態が悪化することによる生活不活発病や災害関連死が懸念をされます。

こうした事態を防ぐため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーション専門職と、医師などで構成される日本災害リハビリテーション支援協会J R A Tが現地に入り、支援に取り組んでおります。

避難所では、災害による混乱や不慣れな環境の下、身体・認知症の低下や呼吸・循環器の疾患を招きやすく、J R A Tが避難所を訪問し、被災者の体調や歩行などの活動能力を評価するリハビリテーショントリアージを実施し、これを踏まえて歩行介助や訓練、杖や車椅子など福祉用具の選定などを行い、避難所環境の整備や改善も(?)行っています。

こうした命に関わる重要な役割を果たしておりますが、能登半島地震では、石川県との間で協定が結ばれていなかったため支援が遅れが出ました。

石川県は、発災後、1週間後にリハビリテーションの必要性を認識し、協定を結びましたが、平時から現地への派遣費用の保障などを明確にした協定を福井県J R A Tと結ぶべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、スフィア基準を基にした避難所運営について、お答えを申し上げます。

避難所の運営につきましては、国が基本的にまずは指針やガイドラインを示しているということに基づきまして、県でもそれに基づいた運営をさせていただいております。

ただ、現実に今回の能登半島地震の中でも、例えば手洗いの水が出ないとかいうときのた

めの循環式の手洗い器とか、シャワーとか、こういったものの有用性であったり、また、Wi-Fiというお話がありました。外との通信というのでできなくなったりするわけでごさいます。こういったためには衛星通信を活用するということも確認をいたしまして、今回新しく地域防災計画、この中に加えてきたというところでごさいます。

12月補正予算でもトイレトラック、これを予算措置させていただいておりますけれども、これも皆さんが使いやすいような、そういう多機能式のトイレにしていこうということで、避難所のできるだけ環境の整備にも努めていきたいと考えているところでごさいます。

これから能登半島地震についての国としての検証も行われてまいりまして、その中で国の指針であるとかガイドライン、これが見直されるということでごさいます。その際にはスフィア基準も十分に念頭において整備がされるというふうにごさいます。

県といたしましても、そのスフィア基準に基づいたような県のガイドラインに基づいて、さらに、県内でそうすると大体どのくらいの数の資機材がどこにいるのか、こういったこともある程度考えながら、市や町と相談をして、できるだけ災害関連死を生まないように、そういう体制を整えていきたいというふうにごさいます。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／福井J R A Tとの災害協定について、お答えをいたします。

福井J R A Tは、今年1月に発生しました能登半島地震におきまして延べ34名を派遣し、生活不活発病や災害関連死防止のため、避難者への運動指導、嚙下機能の評価（？）による食事内容の調整、避難者の環境整備などの活動に当たられました。

ただし、派遣費用の確保や活動中の事故へ補償がない中で、活動自体に不安が大きかったこと、あるいはスタッフ確保も難しかったことなどの課題があったと伺っております。

災害発生時には、J R A Tが迅速に被災者の支援に当たり、活動を継続できるようにすることが必要となりますので、今後、J R A Tと協議を進め、派遣要請の基準のほか、活動内容、費用負担、事故発生時の補償などの内容といたします協定の締結を検討してまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／本県におけるD-E S Tの設置について、お答えをいたします。

今年1月に発生しました令和6年能登半島地震の際には、文部科学省からの要請によりまして、福井県の教育委員会に所属する教職員を27名、述べ104日間現地に派遣をいたしました。

金沢市の医王山スポーツセンターや、白山市の白山ろく少年自然の家、白山青年の家といった2次避難場所におきまして、中学生に対する夜間の生活指導や支援、そして日中の学習指導などに当たったところでごさいます。

文部科学省は、大規模災害時の子どもの学習継続や学校の早期再開を目的といたしまして、被災地に教職員らを派遣する新たな枠組みD-E S Tの構築に向け、検討を開始したとい

うふうに承知をしております。

被災の規模や応援要請の内容によりまして、必要な人材や人数は異なってくると思いますけれども、災害発生時には県教育委員として所属する教職員を中心に、速やかに対応できるよう、国の動向を見ながらこうした仕組みについても研究してまいりたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／どうも、いろいろ答弁ありがとうございました。

災害リハビリテーションの支援協会 J R A T との協定につきましては、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

南海トラフ、30年以内に起こると言われておりますし、確率が70%、80%あるとも言われております。

こういったトイレカーの各都道府県との協力体制とかをするためには、持っていないといけないと、まず、トイレカーについてはということです。

23の自治体が今、持っていらっしゃるということで、それぞれ融通して補うことができるということで、すばらしいなと思っております。

T K B、先ほど申し上げましたけれども、Kのほうではキッチンカーというのもありますので、そういったことも考慮していただきながら、今回の国の補正予算でも、避難所のそういった予算も出ておりますので、ぜひそういったものも活用しながら、福井県の防災体制をしっかりと組んでいただければと思っております。

それでは、時間でございますので終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、西本恵一君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

北川君。

北川議員／民主・みらいの北川博規です。

久しぶりの一般質問ということです。

今日は3項目、それぞれに思いを乗せた質問となっておりますので、ぜひ誠実な御答弁をお願いいたします。

まず、文科省の問題行動・不登校の調査結果について取り上げています。

ただ、皆さんにお示ししている配付資料の中のタイトルなんですけれども、令和4年度とありますが、直近が5年度ですので申し訳ございません、私のミスです、訂正をお願いし

ます。

10月31日に文部科学省は昨年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、いわゆる問題行動調査の公表を行いました。

この調査は例年実施されており、県と市町教委が調査対象となっている項目としては、不登校、暴力行為、いじめ、教育相談があります。

教育委員会をはじめとする学校設置者、そして私立学校主管部局は、本調査結果を踏まえ、問題行動などへの取組、そして不登校への支援など一層の充実に取り組むことが期待されています。

配付した資料は、パネルはお手元ですけれども、その調査結果の不登校関連部分の抜粋です。

これによると、全国の小中学校で不登校の児童生徒は34万6482人で過去最多を更新しています。

11年連続の増加、30万人を超えたのは調査開始以来初めてです。

本県を眺めてみると、不登校の小中学生が県内で1500人を超えました。

過去最多を更新しています。

児童生徒1000人当たりでは26.6人と、18年度以降、6年連続で全国で最少です。

しかし、データにあるように着実に増加傾向にはなっています。

県教育委員会は、小中学校に支援員を常駐させるなど、支援を強化し、教室以外の子どもの居場所づくりに努めるとしています。

また、調査によると、23年度に30日以上欠席があった児童生徒は2294人。

このうち不登校が最も多く1567人を占めています。

前年度から163人増えています。

そこで伺います。

今回の結果について、教育長としての所感を伺います。

また県教委として調査結果の分かりやすい講評、そしてそれに対する分析は欠かせないものと考えますけれども、今後の方向性を伺います。

不登校児童・生徒の増加の要因についてはいろいろな要素が錯綜しているだけに、その分析には丁寧な姿勢が求められます。

文科省は、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の浸透、また、保護者の意識変化、コロナ禍による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導や必要な支援に課題があったなどを増加の背景にあるとしています。

ただ、教育機会確保法の背景には、児童生徒、そして保護者や教員の持つ学校に通わなければならないという思い込みが学校を休むことで回復するはずの症状を悪化させ、結果として、長期間、学習の機会を失う事態を生んでいるといった振り返りの中から生まれてきたという経緯があります。

登校の呪縛から解放されることが期待される。

一方で、第13条では不登校児童生徒の休養の必要性が認められているだけに、教育機会確保法が不登校の増につながっていると考えるのはとても短絡的で釈然としないものを感じます。

この教育機会確保法の持つ意義、そして不登校数の増加要因について、教育長の考えを伺います。

今、大きな課題になっているのは、不登校生徒の居場所の確保です。

それを校内に求める場合の対応としては、県は23年度から支援員を常駐し、不登校などの兆候のある子どもの相談に乗る校内サポートルームを県内の小中学校5校に設置、そして、24年度には50校に拡大しています。

現場から専門的に対応する人員が増えたことで、他の職員が児童生徒と向き合う時間を増やせたとの声があり、さらなる拡充を期待するところでもあります。

一方、居場所を校外に求めると、公的な機関では教育支援センター、民間の機関ではフリースクールとなります。

県内では数少ないフリースクールの一つである福井スコールを運営している小野寺玲さんとお話したときに、学校外の居場所である教育支援センターの充実と質の向上が今後の大きなテーマであると話されていたのが、とても印象に残っています。

ただ、それぞれの課題もあります。

この教育支援センターなんですけれども、資料として示したこの体制を御覧になって分かる通り、それぞれの市町に存在はしているんですけれども、その体制には大きな差があります。

また、フリースクールの課題としては、福井県内での設置数が極端に少ないことが挙げられます。

文科省はフリースクールなどで、学ぶ機会の確保も視野に入れており、他県ではその効果も着実に現れているだけに本県の取組の強化が求められます。

そこで伺います。

校内サポートルームの拡充の方向性に向けて伺うとともに、教育支援センターの整備、そして民間のフリースクールへの支援が不可欠となる中、それらに対して、今後どのような方向性を持っておられるのか伺います。

不登校をはじめとする児童生徒の問題行動を、不登校に対応するための体制づくりが今年度策定される教育振興基本計画の中にどのように位置づけられていくのか伺います。

お願いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、文科省の問題行動、不登校の調査結果について、5点、お答えをいたします。

まず、今回の不登校の調査結果についての所感と、県教委としての講評や分析の方向性について併せてお答えいたします。

御紹介いただきましたけれども、令和5年度の不登校者数は小学校で545人、中学校で1022人となりまして、これは1000人当たりの不登校者数に直しますと、小学校では14.3人、中学校で49.0人と、それぞれ全国で最も低い水準でございます。

ただ一方で本県においても増加傾向にあるということでございます。

この調査結果につきましては、毎年度、市町に対しまして、県の分析とともに協議をしております。

また、県の指導主事が市町の生徒指導担当教員の研修会に参加をいたしまして、各地域のいじめや不登校の状況の詳細について説明をいたしまして、その対策についても助言をしているところでございます。

不登校の原因は、複雑化、多様化しておりまして、その対応としましては、不登校に悩む児童生徒やその保護者への丁寧な支援が必要であるとともに、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりが必要と改めて感じたところでございます。

次に、教育機会確保法の意義と不登校者数の増加要因について、お答えいたします。

平成28年に成立した教育機会確保法では、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校環境を確保することや不登校児童生徒の休養の必要性、不登校児童生徒への多様な学習活動の支援を行うことなどが掲げられております。

教育機会確保法の制定によりまして、児童生徒が学校以外の居場所で過ごすことの必要性ですとか、そのことが心の安定につながることなど、不登校に対する意識が変化してきたものと考えます。

不登校増加の要因といたしましては、コロナ禍による生活リズムの乱れ、また学業への不安、家庭環境の変化など、様々な要因があるというふうに考えております。

次に、校内サポートルームの拡充及び教育支援センターの整備や民間のフリースクールへの支援の方向性についてお答えをいたします。

今年度より、校内サポートルームを50校に拡大しておりまして、設置校からは安心して過ごせる居場所となっている。

また、児童生徒の在校時間が長くなったなど、非常に効果が高いという報告を受けているところでございます。

今後も市町と協力しながら校内サポートルームの拡充に努めてまいります。

教育支援センターにつきましては、既に全市町に設置済みでございます。

なお、池田町のみ訪問型ということでございます。

御紹介いただいたように、市町によって利用状況に差があることから、市町に対しまして、さらなる環境整備を呼びかけるとともに、県といたしましても、保護者に対しまして教育支援センターを有効利用していただけるように周知を図ってまいります。

また、民間のフリースクールについても、引き続き意見交換を行いながら、子どもたちの多様な居場所の一つとなるよう連携をしていきたいというふうに考えております。

最後に、児童生徒の問題行動、不登校への対応に係る体制づくりの教育振興基本計画への位置づけについてお答えいたします。

今議会でお示しした教育振興基本計画の骨子案では、4つの大きな方針を掲げておりますけれども、その一つとして、全ての子どもたちが誰一人取り残されず、個性が尊重される学びを推進するということが掲げさせていただいておりまして、安心して学べる場の充実に取り組むこととしております。

児童生徒の問題行動や不登校への対策といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などによる教育相談体制の充実や、校内サポートルームの配

置の拡充など、多様な居場所づくりを進めることとしております。

このほか、児童生徒が笑顔で学校生活を送るための取組も重要であるというふうに考えております。

ふだんの子どもたちへの挨拶ですとか、声かけ、励ましなどによりまして、子どもの成長を支え、そして安心して過ごすことのできる学校づくりにも引き続き努めてまいります。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

今ほど、校内サポートルームの拡充、そしてスクールカウンセラー、SSW、その拡充もありましたけども、もっと、とにかく大事なものは財源ですので、そのあたりも含めて、2月議会楽しみにしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、県職員のハラスメント対応について伺います。

昨年6月議会、予算決算特別委員会の質疑の中で県職員のハラスメント防止に対する姿勢と対応について伺っています。

その時点では、認知しているのは、その時点で8件ということでした。

それから1年半が過ぎた今、令和5年度に相談を受けた方のその後の状況はどのようになっているのか伺います。

まず、ハラスメント対応として重要なのは、実体の把握です。

それに対しての体制づくりなのだとも思います。

資料では、現在、総務部が把握している過去5年間のハラスメントの相談件数と退職者数を示しています。

それによると年度による大きな変化は少なく、退職者数との明確な関連を見られないとしても、毎年20人前後の相談数がある、つまりパワーハラスメント事案が発生しているということになります。

今回の資料はパワハラに限定したものであるとすると、ハラスメント全体ではさらに多くの方が苦しんでいるということも予想されます。

前回の質疑の中では、知事からは、こうしたハラスメントがなくなり、職員が前向きに一生懸命になって挑戦していく、そういう職場づくりにこれからも力を入れていきたいと考えているとの答弁があったと思います。

大切なのは、職場の体制の中でつらいと感じたときに駆け込める場の確保なのだと感じます。

もしそれが総務部や部局の上司、また、医療機関のみだったとするならば、現実的には相談に向くことは難しく、敷居の高いものになってしまっているのではないかと感じるところでもあります。

やはり同じ組織の人間がその中の人物に対していろいろな調査を行っていく、そのことに難しさを感じます。

外部の第三者機関として、ワンストップの駆け込み寺的な場が必要であり、その対応姿勢が職員の安心と安定した職務の遂行にプラスになるものと考えます。

人事、職員の相談体制やメンタルヘルスへの対応について、知事にその認識と今後の取組の方向性を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／議員御指摘のとおり、私からはハラスメントの相談体制、それからメンタルヘルスの対応に関する認識と今後の取組についてお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、本当にハラスメントということは人の人格であったり、尊厳を傷つけるということで、決して許されない行為だというふうに認識をいたしているところでございます。

そういう意味で、私も機会あるごとに訓示であったり、それから研修で会ったり、そういった場では職員に対して、特に上司になってくるとそういう傾向が強くなったりしますので、そういった方々に対しても強く、ハラスメントは決していけないということをその都度申し上げているところでございます。

また、相談体制の充実についても心しているというところでございます。

まずは相談窓口といたしましては、今も言っていたいただきましたけれども、人事課というのがございますし、また、県の組織で言えば第三者機関としての人事委員会というのがございまして、ここでお話を聞かせていただいて、それで再発防止といったものの指導なんかもさせていただいていますし、また、人事課ですので、言ってみれば配置転換、こういったことも十分可能ということになっております。

一方で、やはり人事課は敷居が高いとか、県庁の中の組織だと、こういうような思いも強いということもあり得るということで、健康相談をするような健康相談室、これを設けまして、ここに保健師であるとか、そうしたメンタルケアの専門医を置きまして、体の不調も含めて御相談をしていただいて、それは出先も含めて、匿名でいろいろと相談できる体制も整えておりますし、また、令和4年度からは1名、専門員を増員して4名の体制も組ませていただいているというところでございます。

いずれにしてもハラスメントは決して許されないことですので、今、申し上げたように、安心して御相談できる体制も整えておりますので、こういったことを、例えば、職場管理者会議であるとか、また、研修であったり、また、職員向けの広報誌の瓦版というものもありますので、こういったものも含めて周知をいたしまして、安心して相談事、もしくはハラスメントに対するいろんな苦情等があれば相談をいただけるような体制をこれからも整えてまいりたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは令和5年度に相談を受けた職員のその後の状況について、お答えを申し上げます。

令和5年度には、6月の議会のとときに説明した8人に加えまして、年度全体では20人の方の御相談を受けているという状況でございますが、その20人の方については、人事課職員

が、職場管理者や関係者等に事実を確認し、内容に応じて相手方への注意、指導、相手方と接点のない業務の分担の見直しなどの対応を行ったところでございます。

その上で本人の意向も踏まえまして、令和6年4月の人事異動におきまして、16年については相談者か相手方のいずれか、もしくは両方を配置転換しました。

また、2人については、指導により状況が好転したというふうに伺っております。

また、20人のうちお二人は匿名だったので確認はできないところがあるんですけど、そのほかの18人を確認する限り、退職された方もいないという状況でございまして、現在は職場の環境は改善されたものと認識しているところでございます。

議長／北川君。

北川議員／大変難しい取組だと思います。

特に難しいのは匿名性、そして庁舎全体の風土、この部分だと思いますので、また知事を中心にしているような取組を進めていただきたいと思います。

それでは、3つ目の項目として、放課後等デイサービスについて伺います。

これまでも何度か、放課後等デイサービス、いわゆる放デイ、以降、放デイと言わせていただきますけれども、その大変な状況を強くお伝えする中で、昨年9月議会においては、県と市町で令和6年から8年までの障害福祉サービスの必要量を見込むために利用者へのアンケート調査を行っており、県としては、今後、必要なサービス量に対して提供できるサービスが不足する場合、定員数の拡大や事業所数の増加を目指し、人材確保や育成に取り組むといった旨の答弁をいただいています。

しかし、受け入れていただく場が見つからないという厳しい現状は、改善されていくどころか事業者の運営面なども含め、さらに厳しさを増していると言っても過言ではありません。

そのアンケート調査結果の内容によって見えてきた必要なサービス量を伺うとともに、放デイの現状について、需要と受入れ数の現状と格差改善への方向性を伺いたいと思います。医療的ケア児の保護者の皆さんにとって大きな悩みは、放デイの場を確保する保障がないという点です。

敦賀市の自立支援療育支援部会が放デイの受入れ先確保の最前線で活動されている相談支援専門員などの皆さんに提供している資料によると、大半の事業所が既にほぼ定員いっぱいには達しており、次年度の受入れができない状況であるとも伺っています。

その理由の大きなものは、何点かあります。

まず一つは、放デイ受入れ数がニーズに比べて少ない、つまり足りないという認識が行政側に弱いという点です。

現にこれまでのタウンミーティングや議会答弁の中では、行政はニーズを満たしており、受入れ数の不足は、特定の事業所の話であると分析するなど、すれ違った答弁をいただいたこともあったように感じています。

2つ目には、放デイの場合の受入れ数、これは実際の受入れ可能数ではないという現実意識が弱いという点です。

つまり、ケアの必要度が高い児童を受け入れた場合、複数の職員での対応が必要となり、その分、受入れ可能数は減少していくという現実です。

もちろん、その分、運営面ではマイナスになってしまうのを覚悟の上で、その子に必要なケアを優先している事業所も少なくないのも事実です。

そして、3つ目の理由として、公立の特別支援学級の児童生徒の放デイへの通所数の増加があります。

それによって、本来、支援が必要な特別支援学校の児童生徒の重度の障害を持った子の受入れができなくなってしまう場合も少なくないのが現実です。

今後、医療的ケアを必要とする児童が増えていくことを考えると、幾つかの放課後児童クラブに特別支援学級の児童の受入れに配慮した教室を設置していくことを検討するべきではないでしょうか。

もちろん、施設職員も拡充していくことは求められますけれども、それによって放デイの機能は本来の機能を維持することができるように感じます。

医療的ケア、そして放デイで受け入れている公立小学校の児童の数はどのくらいなのか伺うとともに、インクルーシブ教育が進められる中、その児童が放課後児童クラブに通わず放デイを選択せざるを得ない理由について、どのように把握されているのか伺います。

特別支援学校に在籍する児童生徒は放課後を過ごし、医療的ケアの子どもたちとともに専門的な療育を自立支援を行っていくためには、どうしても放デイでの活動が不可欠です。

本来ならば、市町の対応が中心となる課題ですが、喫緊の課題として取り上げ、県の姿勢として強く働きかけていただきたいと思えます。

お願いします。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／2点、お答えをいたします。

まず、放課後等デイサービスに必要なサービス料、現状と格差改善の方向性についてお答えをいたします。

昨年度、市町が実施いたしました放課後等デイサービスのニーズ調査の結果によりますと、令和8年度末までに必要な県全体の1月当たりの需要見込み量は2万1405人日となっております。

対して、現状の月間供給可能量は3万748人日であり、定員述べでは需要見込額を上回っている状況です。

ただし、児童の障がいの程度によって定員までの受入れができないこと、地域ごとに施設数に偏りがあること、そして利用者ニーズと事業者が提供するサービス内容とのミスマッチによりまして、特定の施設に利用が集中し、希望日数を利用できないといった個別の課題がございます。

県では、医療的ケアが必要な重度障がい児を受け入れる放課後等デイサービス事業者を増やすために、***配置のための人件費助成のほか、今年度から新たな受入れに必要な施設の改修や備品整備の助成制度を設けておりまして、今後も地域の受入れ枠拡大に向けま

して、利用者の具体的ニーズを調査し、対応していきたいと考えております。

次に、放課後等デイサービスを利用する公立小学校の人数と放課後等デイサービスを選択せざるを得ない理由についてお答えをいたします。

今年8月時点での放課後等デイサービスを利用する小学生は1266人となっております、うち、公立小学校に通う児童は957人となっております。

放課後児童クラブでは、障がい児の特性に応じた個別のケアや、医療に精通した専門人材の不足、バリアフリー化など、設備面の対応が困難であることなど、障がい児の受入れに当たって課題があり、受皿として拡充が難しい状況がございます。

一方、放課後等デイサービス事業所では、気がかりな児童の診断体制の充実であったり、18歳までの医療希望の高まり、さらに送迎サービス提供の事業所の増加によりまして、預け先として選択肢の一つとなっており、利用者が増加傾向にあるというように考えております。

議長／北川君。

北川議員／いろいろ問題あると思いますけども、前向きに一步ずつ前進をよろしく願いいたします。

終わります。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。

時田君。

時田議員／自民党福井県議会、時田でございます。

本日はテレビ中継ということで、若干緊張しております。

テレビの影響はすばらしいもので、必ず視聴された方々から感想を言われます。

よい質問だったと言われますように、本日も頑張りますのでよろしく願いいたします。

まず、能登半島地震災害を踏まえた福井県の対応についてお伺いいたします。

1月1日に起きた能登半島地震は、地震の規模はマグニチュード7.6で、輪島市と羽咋郡志賀町で最大震度7を観測しました。

日本海沿岸の広範囲で津波が観測されたほか、各地で土砂災害、火災、液状化現象、家屋の倒壊が相次ぎ、交通網も寸断されるなど、奥能登地域を中心に北陸地方の各地で甚大な被害をもたらしました。

死者457人、うち災害関連死229人、行方不明者2人、負傷者1254人、住宅被害9万4910棟、交通網の寸断や被災地の地形により、自衛隊による救助活動も難航しました。

県は、対口支援先の珠洲市を含め、石川県に対し、県内市町市と連携して、人的、物的支援を行ってまいりましたが、9月20日から石川県能登地方における大雨は、さらに甚大な被害をもたらし、県は再度、避難所の運営の支援やボランティアの派遣などの支援を行ったと聞いております。

先月11月1日に輪島市へ2回目のボランティアに行きまいりました。

前回は5月の連休に行ったので、半年ぶりの訪問でした。

震災から10か月、奥能登豪雨から1か月余りがたった現地は、復旧しているところもありましたが、被災地をさらに襲った豪雨による被害はすさまじく、流木や土砂が多く残ったままで、また、仮設住宅に住めなくなったり、インフラの復旧が見込めなかったりなどで、避難所での生活をしている方が増え、まだまだ官民挙げての支援が必要だと感じたところ

です。
福井県は、今回の能登半島地震奥能登豪雨において、人的、物的な両面が石川県に様々な支援を行ってきましたが、発災からこれまでの支援の状況と今後の支援についての方針を知事に伺います。

能登半島地震では、福井県内においても人的被害、軽症6人、住家被害827棟、道路や農業関連施設、河川などの公共施設、宿泊施設のキャンセルなど、全体で約46億円の被害がありました。

県は、能登半島地震における本県の災害支援を振り返り、実績や被災地における気づき・課題を整理、検証するとともに、検証等の結果を踏まえ、本県発災時における危機管理体制の課題と改善策の検討につなげるためのタスクフォースを編成しています。

早期に対応すべき課題と中長期に検討すべき課題に分けて整理し、早期に対応すべきものについては、今年6月の防災会議において、県の地域防災計画へ反映されたと認識されておりますが、タスクフォースにおける具体的な取組内容を伺うとともに、検証の結果、決定した取組について進捗状況を伺います。

被災地では、多くの民間ボランティアが活躍しており、福井県からも多数の県民が参加しています。

震災で被災した家屋の片付けやがれきの除去、また、9月の奥能登豪雨の後には、浸水した家屋の泥かきや家財の運び出しなどを行っているとのこと。

今回の災害では、地震と豪雨の複合的な災害となったこともあり、長期間にわたりボランティアの活動が行われており、ボランティアの方々は被災地の活動の難しさや課題を体感されています。

そこで能登半島地震や奥能登豪雨で活動されたボランティアの方々の経験を今後につなげていく必要があると考えます。

今回の活動を振り返り、取組の検証や課題を話し合うため、また、能登半島災害へのさらなる支援を推進するためにも、実際に活動したボランティア団体にも参加いただき、知見を集約する場を設けるべきと考えますが、初見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／時田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、能登半島地震、奥能登豪雨に関するこれまでの支援状況と今後の支援方針についてお答えを申し上げます。

県におきましては、元日に発災をいたしまして、2日には石川県庁にリエゾン職員を送らせていただきました。

3日には、対抗支援としてカウンターパートで珠洲市に職員の派遣を行いまして、さらにまずは物資の支援行って、それから避難所の運営であったり、さらには、例えば、応急危険度判定であるとか、公費解体なんかの受付業務といったところに行政職員の派遣をさせていただきました。

それからまた、警察とか消防の職員も多数派遣をさせていただきましたし、DMATをはじめとした医療関係者の皆さんにも入っていただいたり、また、ボランティアの皆様にも多数お入りいただきまして、結果として1万5000人余りの皆さんの御協力をいただいているところでございます。

また、9月21日の奥能登豪雨につきましては、発災当日に職員の派遣をさせていただきましたし、まず、ドローンを福井県は配備いたしておりますので、これを活用して状況の把握、そして、今どうなっているかをデータで珠洲市のほうに提供もさせていただいております。また、避難所の運営もさせていただきましたし、それから早い段階からボランティアの皆さんに入っていただけるように、もう6日目には県からのボランティアも派遣ができるような体制も組ませていただいて、能登半島地震のノウハウもすぐに生かさせていただいたというふうを考えているところでございます。

現在も、公共土木の関係の、これまでの復旧に向けて中長期的に職員を14名、これは市町も含めてですけれども、派遣をさせていただいております。

また、解体業者さんはいち早く公費解体のところに入っていただいておりますし、それからまた早い段階で県のほうで申入れもさせていただきまして、様々な廃棄物、こういったものも県内で受入れをさせていただいているということでございまして、これからも現地の状況をつぶさにいろいろ話を聞かせていただきながら、石川県、さらには珠洲市と一緒にになりまして、必要な応援、こういったことを今後とも続けてまいりたいと考えているところでございます。

議長／危機管理監中嶋君。

中嶋危機管理監／私のほうからは、タスクフォースにおける具体的な取組内容と進捗についてお答えいたします。

タスクフォースにおきましては、能登半島地震の発災当初に、道路の寸断や通信網の途絶により、被害状況の把握が困難であったこと、津波が短時間で到達したため、早期の避難指示が重要であることなどを検証してきたところであります。

これらの検証結果を踏まえ、6月に開催された県の防災会議において、孤立集落のドローンを活用した情報収集、避難所の設備充実や、津波警報等の発表を避難指示発令と見なすことなどについて、地域防災計画に反映いたしております。

具体的な取組としましては、衛星通信設備の導入のほか、福井県解体工事業協会やソフトバンクなどとの災害時応援提携を提携したところであり、さらに本日、追加上程された12月追加補正予算において、トイレトラック等の導入を図ることとしております。

引き続き、備蓄物資の見直しなど、国の検証結果等を踏まえ対応するものにつきましては、中長期的な課題として検討してまいります。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、災害ボランティアの振り返りや取組の検証についてお答えをいたします。

今回の地震と豪雨災害の被災者を支援するため、県では、発災後、速やかに在宅避難者の支援を行うとともに、ボランティアバスを2月12日から12月1日まで200日以上運行いたしました。

その中で約3800人のボランティアが被災家屋の片付け、浸水家屋の泥かきなどを行ったところでございます。

このほか、県の補助制度を活用いたしまして、重機を使った活動でありますとか、炊き出し、サロンの開催など、現在も様々な団体が被災者に寄り添った支援を行っているところでございます。

また、県や市町の社会福祉協議会、それから福井県防災士会が現地ボランティアセンターの運営支援を行うなど、関係機関による被災者支援も行われております。

今後、支援活動を行った団体でありますとか、関係機関が集まり、これまでの取組の成果や課題を整理し、連携を深める場を設けることによりまして、本県の災害ボランティア体制を強化していきたいと考えております。

議長／時田君。

時田議員／続いて、公務員（県職員）の働き方改革について伺います。

9月議会においては教員の働き方改革について質問し、時間外在校時間月80時間以上の教員数がかかなり減少しているという答弁をいただきました。

引き続き、そちらも進めていただきたいのですが、今回は県職員の働き方改革について質問させていただきます。

景気の悪い不安定な時代には、長らく公務員が就職先として高い人気を誇ってきました。しかし、昨今はその人気に陰りが見え始めています。

人事院によると、2022年の国家公務員総合職試験の採用試験申込者は1万8295人、これは2011年の2万7567人と比べて33.6%も減少しています。

また、総務省によれば、2022年の地方公務員の受験者数は43万8651人、これは10年前の2013年と比較すると4分の3に減っているとのことです。

福井県においても同様です。

こちらの資料は、福井県職員採用試験の受験者合格者及び最終倍率の状況をまとめたものです。

行政職では、10年前の平成25年には受験者数は300人以上、最終倍率も約8倍でしたが、令和5年には受験者数は半分以下、倍率は3倍を切っています。

少子化の影響により、どの産業でも新卒者の確保に懸命に取り組んでいます。

公務員は収入や待遇が安定しており、仕事のやりがいもありますが、それだけではなかなか

か就職してもらえません。

福井県では若者に選ばれる職場づくりを行うため、テレワーク場所の拡大、執務室のフリーアドレス化、ペーパーレスの推進といった働き方改革を進めています。

庁内も昔ながらの役所といった印象はなく、都会にある企業のようなきれいなオフィスになったようですが、最近の若者はワークライフバランスを重視しますので、働き方がブラックだというイメージを払拭する必要があります。

令和2年度から進めている福井県庁働き方改革Life Stylr Shiftにおける、具体的にどのような取組を実施したのか、また、超過勤務の削減や休暇取得日数の増加など、県職員の負担が軽減したと言える成果が出ているのか、驚頭副知事に伺います。人材確保のためには、働き改革と並行して県職員の採用試験受験者数の確保も進める必要があります。

一般的に公務員試験は受験科目が多く、民間企業とは違った受験対策が必要ですが、福井県ではそれらの試験対策が不要な採用枠を既に設けています。

また、試験日程も春と秋の2回あり、チャレンジの機会も以前より広がっています。

また、今年度から人材採用のディレクターを設置し、仕事内容や職場の実情を伝える努力も行っていることは承知しています。

しかし、今後、人口減少が進み、民間企業だけでなく、自治体間でも人材獲得競争は激化します。

受験者確保にはこれまで以上の努力が必要になりますが、採用倍率が低下する中、受験者確保のために、これまでの対策と令和6年度に実施した採用試験の状況を伺うとともに、今後の対応を伺います。

特に、採用難に直面しているのが技術職です。

これは全国的な傾向であり、小規模な自治体では採用試験の応募がないという事態も発生しています。

先ほどの資料ですが、土木職のデータを見ると令和5年に技術選考枠の募集を始めた結果、一般試験を含めて2.5倍となっており、平成25年とほぼ同じ倍率に見えます。

しかし、募集人数と採用人数の差を比較すると、令和5年は募集人数の半分しか採用できていないことが分かります。

県内の市町においても技術職が不足しており、県からの派遣をここ数年は増やしていただき、私の地元の越前町でも大変助かっていると聞いています。

今後の派遣継続のためにも県において技術職の確保は重要です。

ただ、民間企業と比べて、県職員は待遇が見劣りするので、技術職においては手厚い待遇を用意するなど、思い切った対策をしないといけないかと思いますが。

また、土木職などは大雨や大雪の際に急な夜間、長時間の対応などが必要になるため、家庭や育児との両立が難しく、業種転換や転職する方もいらっしゃると思います。

急な現場対応は業者に委託するなど、職員の負担軽減も必要ではないでしょうか。

技術職の安定的な採用を継続するために、獣医師のような初任給調整手当や就学資金給付制度の創設などの金銭面の処遇改善、また、民間企業への職務委託などによる職場環境の改善も検討すべきではないかと考えますが、所見を伺います。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からLife Stylr Shiftの具体的な取組と超過削減や休暇取得日数の増加などの成果についてお答えを申し上げます。

福井県庁の働き方改革Life Stylr Shiftの取組といたしましては、御紹介もいただきましたように、これまでにテレワークにつきましては年々実施率を上げておりますし、また、フリーアドレスは今年度内に本庁の90%の所属で完了する見込みでございます。

来年度、100%を目指しております。

また、ペーパーレスにつきましても、これは令和元年度に比べますと今、マイナス54%ということで達成していることに加えまして、フレックスタイム制度の導入でありますとか、また、AIやRPAなどのDXを活用した事務処理の効率化で、累計3.2万時間、削減を実現してきたところでございます。

これらに加えまして、職員の増員や課題に応じた組織の改編などを実施してまいりまして、昨年度の1人当たりの超過勤務時間につきましては、このLife Stylr Shiftに取り組む前年の令和元年と比べますと10%減少をしております。

また、年次休暇取得日数につきましても、4.7日の増加をしております、令和5年度は目標でありました年間13日というのを達成しているところでございます。

さらに男性職員の育休取得率も令和5年度、100%達成をするなど、着実に目標達成をし、成果が上がってきているものと思っております。

今後もフリーアドレスを、今度は出先機関のほうに拡大をしていくということでありませうとか、また、職員が所属を超えて交流しながら仕事ができるスペースの設置など、さらに職員が柔軟に働くことのできる環境整備をいたしまして、働きやすく、そして働きがいを高めることで、よりよい行政運営につなげてまいりたいというふうに考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、2点お答えを申し上げます。

最初に、受験者確保のためのこれまでの対策と今年度の実施状況、今後の対応についてお答えを申し上げます。

県では、先ほど御紹介いただきましたように、様々に受験機会の確保や試験方法の見直しを行いまして、受験者数の増加に取り組んでまいりました。

こうした取組によりまして、今年度の***の行政職を見ますと、通常枠だけで132人でしたが、そこにアピール枠の93人を加えますと225人の受験者数となりまして、ここ数年は200人前後でほぼ横ばいとなっております。

近県では減少が続くというような状況が見られまして、そういったところと比較しますと、一定の効果が出ているのかなというふうに考えております。

一方、土木ですとか、薬剤師など、全国的に人材確保が困難な職種につきましては、採用

予定数に届いていないという状況でございます。

このため、技術系職種の採用に向けて、年齢要件や試験内容のさらなる見直しや人財発掘ディレクターのチームを中心とした県内外の大学、研究室へのアプローチの強化、そして、高校卒業枠の採用枠の拡大など、あらゆる採用強化策を検討しまして、受検者の確保につなげていきたいと考えております。

続きまして、技術職の安定的な採用を継続するため、処遇や職場環境の改善をしてはどうかということについてお答えを申し上げます。

技術職をはじめとする県職員の処遇改善としまして、今議会においても提案させていただいておりますが、人事委員会勧告に基づき、若い層、若年層に重点を置いて、約30年ぶりの給料の大幅な引上げを行う給与条例の改正案を上程させていただいております。

また、このほかに県立病院の薬剤師に対しては、新たに月額8600円の手当を6月から遡って支給するなど、これは他県にはない金銭面の措置を行うこととしております。

なお、手当等の給与に関しましては、地方公務員法により国との均衡が求められていることから、総務省の給与分科会において、人材確保のために地方が地域の実情に応じて給与制度を見直せるよう、知事が直接提言してきたところでございまして、今後とも国に対して強く訴えてまいりたいと考えています。

また、職場環境の改善につきましてはですが、例えば、土木事務所において、パトロール業務の一部を民間業務に委託するとともに、水防、除雪の効率的な待機体制の趣向を進めるなど、職員の負担軽減に努めていきます。

また、タブレットの普及や作業服のリニューアルなど、職員の満足度を向上させる取組を行っておりまして、ほかの技術職においてもそれぞれの職種で必要な対応を検討し、人材確保につなげていきたいと考えております。

議長／時田君。

時田議員／福井県内の市町においても、特に技術職の人材確保や定着が厳しい状況であると聞いております。

県が働き方改革や職員採用面での処遇改善の手本を見せることで、市町の人材確保や職場環境の改善も進むと考えられますので、率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、訪日外国人増加による影響について伺います。

先月20日の政府観光局の発表によると、1月から10月に日本を訪れた外国人客は新型ウィルス禍前の2019年以来、5年ぶりに3000万人を超えたそうです。

10月の訪日客は331万2000人で、単月としては最多、過去最速のペースで年間累計も最多を更新するのは確実とのことです。

一方、訪日客増加の影響で、国内のホテルや旅館などの宿泊料金が急騰しているとの新聞記事が掲載されておりました。

東京と横浜のビジネスホテル約260施設でつくる東京ホテル会のまとめでは、10月の客室平均単価は1万8965円で、新型コロナウイルス禍前だった2019年の同月比の約1.5倍、京都市

観光協会によると、市内の客室平均単価は9月には1万7353円となり、約1.3倍に膨らんでいます。

同日の記事では、宿泊料金の高騰により、教育現場にも影響が出ており、修学旅行の積立金では不足し、保護者からの追加負担を心配する学校現場からの声が掲載されていました。保護者の負担が増えたことから、修学旅行費の支援を始めた自治体もあるようです。

また、県職員の出張宿泊費についても、佐賀県では条例の規定を超える例が急増し、上限額を引き上げたとのことでした。

福井県職員も東京出張時には旅費規程の範囲で収まるような宿泊先がなく、自己負担で規程を超える額のホテルに宿泊したり、23区外や千葉県などに宿泊したりすることもあると聞きます。

国家公務員については、先日、国内出張時の宿泊費について財務省がまとめた都道府県別の上限額案が明らかになりましたが、都道府県別に12段階の上限額を設定し、例えば、東京や京都では最も高い1万9000円が適用されるそうです。

また、福井県内の中学校においては、料金の高騰はもとより、インバンド需要が多くなったため、修学旅行を扱う旅行代理店が減っており、特に小規模校においては、その影響は懸念されるという声も聞いています。

福井県において、訪日外国人客の増加による県職員の出張宿泊費や学校の修学旅行費への影響と今後の対策について、それぞれ伺います。

一方で、京都や大阪の宿泊費の高騰をチャンスと捉え、福井県での宿泊を呼び込むことも考えられます。

関西方面を宿泊旅行先に考える学校に対し、福井県を宿泊地として選んでいただき、さらに県内の観光地や体験旅行につなげてはいかがでしょうか。

この状況をチャンスと捉え、宿泊料金の高騰やオーバーツーリズムによる宿泊先の不足が問題となっている京都や大阪などの関西地区への修学旅行生を、嶺南地区をはじめとする福井県に呼び込むべきと考えますが、所見を伺います。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、県職員の出張宿泊費の外国人宿泊者増加と今後の対策についてお答えを申し上げます。

物価高騰、訪日外国人客の増加に伴いまして、東京23区を中心に多くの宿泊施設の宿泊料が現行の旅費条例で定める宿泊料を超過している状況であるということは認識しております。

出張する職員の負担軽減を図るためにも、国の旅費法の改正に準じまして、本県においても条例を改正し、宿泊料の上限を改訂する必要があると考えております。

今般の旅費法の改正は、昭和25年に法律が制定されて以来、約70年ぶりの抜本的な改正でございまして、宿泊料の見直しのほか、日当の廃止や宿泊手当の創設、車賃の実費支給化など、現行の旅費制度に比べて内容が大幅に変わることが見込まれております。

このため実務的な課題を整理した上で、旅費条例の改正内容及び議会への提案時期につい

では、国の運用や他県の状況を踏まえまして、可能な限り早期に対応していきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／宿泊先の不足が問題になりまして、修学旅行生を福井県に呼び込むのはどうかという質問についてお答えを申し上げます。

宿泊料の高騰やオーバーツーリズムに寄りますと行き先の変更の動きというのは、御指摘のとおり、今年度に入って特に顕著でございまして、県ではこの状況をさらなる修学旅行誘致の好機と捉えております。

今年度は関西への修学旅行割合が高い関東を中心といたします学校校長会等々、17団体に対しまして、新幹線によりますアクセスの向上ですとか、体験学習に対する助成制度をアピールするなど、新規開拓にも強化してございます。

また、北陸3県合同ですが、関東等の学校教諭ですとか、旅行会社の社員38名を対象に現地視察会を開催し、さらなる誘致拡大に努めてございます。

学校等からは、新鮮な魚をさばく体験ですとか、民泊体験、敦賀のムゼウムでの平和学習等々、また昨年度旅行会社の協力の下、県内の高校5校が新しい高校生の目線を開拓したプランなどに高い関心が寄せられておりまして、本県が教育旅行のメッカであることを積極的にPRしまして、新規はもちろん行き先の変更の需要も確実に取り込んでまいりたいと考えてございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私からは、訪日外国人客の増加による学校の修学旅行費の影響と今後の対策についてお答えをいたします。

県内の多くの小学校では、10月を中心に秋頃に近畿方面へ、そして中学校では例年5月を中心に春先に関東方面への修学旅行を実施しているところでございます。

市町の教育委員会に聞き取りを行ったところ、修学旅行を扱う大手代理店の減少ですとか、宿泊費、バス代の高騰など御指摘のあったような課題があるというふうにかがいました。既に各市町においては依頼先を大手代理店から地元の旅行会社に切り替えたり、実施時期を旅行の閑散期に移行したり、また、宿泊費が比較的に安い日曜日に日程を変更したり、また、小規模校においては近隣校との合同実施による経費削減を図ったり、行き先や宿泊先を安価な場所に変更、そして毎月の修学旅行積立費を増額するなど、様々な工夫により対応しているというふうに向っております。

できる限り生徒の希望に添った形で修学旅行が実施できますよう、引き続き市町や各学校で工夫をこらしていただきたいと考えております。

議長／時田君。

時田議員／丁寧な答弁ありがとうございます。
以上で私の質問を終わります、御清聴ありがとうございました。

議長／以上で、時田君の質問は終了いたしました。
松崎君。

松崎議員／自民党福井県議会の松崎雄城でございます。
本日もたくさん質問がございまして、特に藤丸教育長、DXのデジタル化教育について、紙の本が大事とか言われたり、あるいは更新には公費全額でデジタル更新したいって、お互いの立場からお話があって大変だったなというふうに感じましたけれども、それで私が質問とかゆるめるわけではございませんけれども、私は私なりに私の立場から質問と提言をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
まず第1点目は、防災について質問をさせていただきたいと思っております。
今年の1月1日に能登半島地震が起き、もうすぐ1年が経とうとしております。
能登半島では発生直後から積雪に悩まされたり、大雨に悩まされたりと、復興するには大変な環境が続いているわけがございますけれども、今後もまた気温が下がり、雪が降り始めれば避難している方々にとっては大変につらい環境になると思われます。
内閣府の情報によると11月26日現在で、22の避難所に101の方がまだ避難生活をしているという状況でございます。
ライフラインについては、上下水道は建物の倒壊地域等を除いて断水は解消され、電力、ガスについてもおおよそ同様の状況だというふうに認識しております。
一つ一つ福井県の対策についてお聞きしたいのですが、先ほど時田議員の質問とも多少かぶることがございますけれども、まず能登半島地震を受けて設置したタスクフォースでは、ライフラインに関する耐震化など、災害に備えた予防対策や災害発生時のライフラインの応急対応について、どのような議論がなされたのかお伺いします。
多くの市町において体育館などが避難所に指定されているわけでありましたが、今年の補正予算において県立高校の体育館の冷暖房整備の方針が出されました。
順次、県立高校の体育館に冷暖房が整備されるのは温暖化によりどんどん夏場が暑くなる中、生徒にとってとてもよいことであることと同時に、もしも災害があった時の避難所としての機能としても非常に有益であると感じております。
もちろん、この設備が地震によって動かないとなっては全く意味がございませんので、そこは整備陣に重々気をつけていただきたいのですが、市立、町立の体育館にしても同じ整備が必要ではないかというふうに考えております。
温暖化対策、災害時の避難所として機能の両面から見ても、市町の体育館の冷暖房整備を進めるべきかと思いますが、所見をお伺いいたします。
災害は、地震だけではなく大雨や、これからの時期ならば大雪などもございます。
特に福井県においては大雪による交通機関のマヒは頻繁に起こる問題であります。
平成30年の豪雪以来、予防的通行止めを行うことによって長期間の交通麻痺が起らないよう努めているわけがございますが、これも大雪の予報が出るたびに高速道路が止められ

ては不便でなりませんし、実際止めては見たが思ったほど降らなかったなんてことも過去にはございました。

北陸新幹線が県内で開業したとはいうものの、いまだに観光客の多くは車での来県が多いというのが現状であり、道路の通行止めは観光面にも大きな影響を与えます。

NEXCOとの話合いの中で、予防的通行止めに対する考え方や発動条件などはどうなっているのか、また予報により、すぐに止めるという判断をするのではなく、状況に応じて除雪で対応するなど、福井県でコンセンサスをとって、道路管理をしていただきたいと思います。所見をお伺いします。

先ほど、学校の体育館の整備のお話をさせていただきましたが、大雪により小中高校がどのように除雪しているかといいますと、地元の事業者がボランティア的に除雪をしているところも一部あるようですが、ほとんどが教師や生徒による手作業での除雪をしているというのが現状でございます。

以前、学校でボランティアとして除雪をしていた一部の事業者からは、建設団体からはいらんことをすると言われてそうで、今はやっていないというお話もお聞きしました。

本当は学校の子どものためにもやってあげたいのだけど、ということで悩んでおられまして、学校側や教育委員会から団体に依頼があるとやりやすいのですが、というお話もございました。

私の地元でも、校長会からは、毎年のように除雪の要望をしているわけですが、改善はされていないようです。

高校などは部活動の生徒による除雪対応という、私の母校ですとラグビー部と野球部が伝統のようにこのトレーニングの要素を持ちながら除雪というのもしてはおりますけれども、教師にとっては、いつもより1時間も2時間も早く学校に来て、雪のけをして、さらに疲れた体で、その後、授業をするということが教師にとっても大きな負担となっていることは言うまでもございません。

学校内すべての場所の除雪をする必要はないと思いますので、生徒が登校する玄関先や教員の使う駐車場の一部など除雪する予算を確保するか、または大雪事の除雪協力について教育委員会から除雪事業者に働きかけを行ってはどうかと思いますが、所見をお伺いいたします。

防災先進県福井を掲げる中、大雨、地震、豪雪など多くの災害対策をしないといけない福井県ですが、2022年の南越前町での大雨災害や今回の能登半島地震において感じたのは、初動対応としての被害状況確認と、その後のボランティアの受入れや活用に対する対応がとても重要だというふうに個人的には感じました。

もちろん、行政として、ライフラインの確保などやるべきことは多くありますが、手が回らない部分の対応というのは、ボランティアに頼るところが大きい中で、いかに効率よくボランティアの方々に動いていただくかというのも重要であり、ボランティアの統率や被害の大小によって分ける人員配置など現場の対応力というのが今後必要になってくるようにも考えられます。

発災直後の初動対応やその後のボランティア活用など、災害発生時における県の対応方針を知事にお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／松崎議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、災害発生時における県の対応方針についてお答えを申し上げます。

仮に県内で大きな災害が発生したというときにはまずは被害状況を確認しなければいけないということで、防災ヘリに飛んでもらったり、それから県職員がドローンを持っていきまして、道路や河川や、孤立集落、こういったところへの状況把握を行います。

また、あわせて実働機関が人命救助、こういったものを最優先で当たっていただくということを実施してまいります。

その上で今度は市や町が避難所を開設する場面になりますので、こうなりましたら県からも例えば仮設トイレであるとか、それからまた、先ほど申し上げましたけれども、衛星通信、こういったことを可能にしていく、そういったことも行いまして、また循環式の手洗い器も設置していく、こういったことも行っていくわけでございます。

それからまた、災害ボランティアのお話もございました。

これにつきましても大きな災害が起きたときには、福井県災害ボランティアセンター連絡会というのがありますので、この職員がその現地のボランティアセンターのほうにまいりまして、いろんな被害の状況を把握したりとかニーズの状況を見て、それで足りないような物資やいろんな設備等についても配備を行っていきます。

それで、安全性が十分に確認された段階で、ボランティアバスなんかを派遣をいたしまして、一般のボランティアの皆さんに泥かきとかの活動をしていただくと、こういう段取りになっているところでございます。

この場合には、県のほうでボランティア基金というのを持っておりまして、この中で補助制度もつくらせていただいています。

こういうものも活用しまして、例えば重機の支援をするとか、それからまた炊き出し、こういったことも十分に行えるようにしてまいりたいと思っておりますし、こういったことをさらにまた、充実をさせてまいりたいと考えているところでございます。

議長／危機管理監中嶋君。

中嶋危機管理監／私からは2点、お答えさせていただきます。

まず、ライフラインに関する耐震化など、災害に備えた予防対策や災害発生時の応急対策についてお答えいたします。

能登半島地震では、広範囲にわたり道路寸断や通信途絶による被害情報の把握の遅れ、上下水道の大規模な損傷など、ライフラインの復旧までに長期間を要したところであります。このような課題に対しまして、対策を検討する中で、県ではドローンの、先ほど知事も申しましたが、ドローンの自動飛行による孤立集落の被害情報収集や、通信途絶時における衛星通信設備、断水時における水循環シャワーや手洗い器の導入に向けた体制の整備を行ってまいりました。

さらに、トイレトラック等の購入経費について、12月追加補正予算において上程させていただいております。

上下水道の耐震化につきましては、重要施設に接続する寒路などを対象とした耐震化計画を、全ての市町において来年1月末までに策定するよう、本年3月から指導、助言を行っております。

災害の備えは国、市町、企業や各種団体との協同が不可欠であるため、引き続き関係機関と連携して万一の災害に備えてまいります。

続きまして、市町の体育館の冷暖房設備についてお答えさせていただきます。

県内の社会体育施設と体育館のうち、避難所に指定されている施設は51施設あり、空調設備が10か所に整備されております。

避難所における良好な生活環境を確保するためには、適切な冷暖房設備が必要であると考えておきまして、避難所に指定されている施設への整備には、特別交付税措置のある緊急防災現在事業債の活用が可能となっております。

また、県におきましても令和6年度から避難所の修繕や冷暖房設備の整備などに活用できます市町への補助事業を設けておきまして、今後も市町に対してこれらの事業を活用した避難所の環境整備を働きかけてまいります。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、予防的通行止めの考え方や発動条件、福井県でコンセンサスを取って対応することについてお答えをいたします。

予防的通行止めにつきましては、大雪時におきまして大規模な車両滞留や事故を未然に防ぐために実施するもので、その実施には降雪予測だけではなく、直前まで現地の降雪量や路面状況、交通状況などを見極めて判断しているところでございます。

また、予防的通行止めを行う際には国や県、高速道路会社等で構成される、冬期道路情報連絡室におきまして、通行止め区間や広域迂回などの調整を行った上で、実施することとしているところでございます。

通行止めの実施後は、集中除雪による早期解放に努めることとしておきまして、この冬は昨シーズン除雪作業に時間を要しました区間での除雪機械の増強や応援除雪体制の拡充などを図っているところです。

県としましては国や高速道路会社など、関係機関との一層の連携を図りまして、大雪に対応していきたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私からは学校における除雪予算の確保及び大雪時の除雪対応についてお答えをいたします。

まず、県立学校におきましては、雪が少ない場合、御指摘のとおり教職員が除雪しておりますけれども、大雪に備えまして当初予算で除雪費を計上し、各学校が必要に応じて民間

の建設事業者と個別に除雪の委託契約を締結し、除雪を実施しているところでございます。また、小中学校では、施設管理者であります各市町において、民間建設事業者への委託契約や道路除雪担当課における除雪の協力、また除雪機を学校に整備して教職員が対応するなど、様々なケースがあると聞いております。

市町におきましては、児童生徒の安全を確保するため、地元の建設業団体と協議をしながら適切に除雪を行っていただきたいと考えております。

議長／松崎君。

松崎議員／ありがとうございました。

緊急防災特高ですね、特高の緊急防災機器につきましてはそこまで金額が高くないんじゃないかなという気もしまして、体育館の整備とかになりますとかなり予算がかかると思うんですけども、この辺の対策費ちょっと増やしていただきたいと多分市町も助かるかなと思うんですけども、そのあたりもまた追々詰めながら確かめさせていただきたいなと思います。

あとボランティアに関しては、いろいろ多分、対応を市町のセンターに頼るところもあるのかなと思いますけれども、こちらもちろん南越前とか能登半島の七尾のほうに入ってボランティアさせていただきましたけども、七尾のときは多分3週間過ぎていましたのでかなりボランティアの態勢も整ってしまっていて、すごいなと思っていましたけど、特に南越前町のときだと行ったはいいけどどこをどうすればいいかという状況もあったので、そのあたりも含めていろいろと考えていただければなというふうに思います。

では続きまして、2問目、福井の文化財伝統工芸の魅力発信ということで、こちらもインバウンドっていうのが時田議員と仲良しなのでかぶるんですけども、このあたりも含めて聞いていきたいなと思います。

11月23日に第35回北前船寄港地フォーラムが福井県内にて開催され、300名以上の方が県内外から参加されました。

福井県の伝統文化というものを学んでいただくと同時に、北前船という一つのきっかけから多くの方とつながりを持てるよい機会となりました。

北前船では長い歴史の中で商業貿易の重要な海路であったと同時に、そこから伝えられ現在まで多くの文化もこの福井にもたらしております。

この長い歴史という部分が非常に重要でございまして、これが他県あるいは外国の方にとっては大きな魅力に映るのだと北前船寄港地フォーラムの交流会の中で聞いたお話の中にもございました。

市町や各事業者が歴史というストーリーを載せて伝統工芸や食材等を観光客に対して発信するパンフレットや新たなホームページの開設等に対して支援してはどうかと考えますが、所見をお伺いいたします。

9月の外国人観光客の県内宿泊者数が全国最下位であったという報道が先日出てまいりました。

観光面にはより一層の強化が必要になると思いますが、外国人の多くはツアーなどによる

団体客が多く県内観光事業者などにより、ツアーの重要性も高いのではないかと推察いたします。

現在、福井県観光連盟から県外客向けに貸切りバスを対象にした稼ぐ観光ツアーという支援制度を行っておりますが、福井県として観光に力を入れているということをしてPRする意味でも観光ツアーの強化を行っていくべきかと思ひますし、各観光事業者の強化という意味でも競争させることは意味があるのかというふうに思ひます。

広報部分に多額の予算がかかるため、一部でも支援をするとやる気の出してくる観光事業も出てくるのではないかと思ひますし、現在敦賀以西への二次交通が伸び悩んでいる部分の助けにもなるかとも考へます。

もちろん、ここには福井の歴史と伝統を掛け合わせる必要があるかと思ひますが、県内観光事業者を対象に観光ツアーのコンテストを実施し内容がいいものにはツアーにかかる費用の一部を支援するなど魅力的な観光ツアー造成に対する機運醸成を行ってはどうかと考へますが初見をお伺ひいたします。

またインバウンドの伸びが低調であることの要因分析と、今後のインバウンド観光についての県の方針を知事にお伺ひします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、インバウンドの伸びが低調であることの要因分析と今後の県の対応方針についてお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、福井県を訪れる外国人観光客の方々は日帰りを含めると令和元年に比べて2.2倍にふくらんでいるという状況ですが、宿泊に限ると令和元年の87%という状況になっております。

一方で金沢市についてみますとこの宿泊客が2.3倍に増えているということですので、本当に、正直申し上げて相当頑張っているつもりでしたけれども、大きく水をあけられているところでございます。

お話をいろいろ伺っておりますと、まだ、なかなか本当にこれがというところが見つからないところはありますけど、金沢と福井市で比較をいたしますと、宿泊定員が4倍ほどあって、いつでも宿が取れる安心感があるとか、また夜のいろんな時間を潰すような娯楽がいっぱいあるというお話であったりとか、また兼六園とか金箔とか、非常に既に外国人の皆さんにもよく知られているものがある、こういったようなことを言われているところでございます。

まだ確たるところが見つかっていないのが現状かと思っております。

そういう意味で、今年インバウンド推進室もつくったり、いろんな努力もさせていただいております。

特に9月補正でもお認めいただきましたけれども、御食国若狭と鯖街道、これが日本遺産プレミアムになりました。

即座に対応も始めさせていただいておりますし、また、今言っていたいたツアーなんかの関係で言いますとやはりアジア圏の皆さん、台湾、香港、中国の方がツアーは多い関係

もありまして、そういったところに刺さるように、外国の旅行会社なんかにも宣伝なんかをさせていただいたりとか、さらには招待をして、こちらで見ていただく、こういったこともふやしております。

宿泊施設なんか100件、以上この数年でリニューアルしたり誘致をしていると、こういう状況でございます。

また、最近はお話し聞いていると非常にインバウンドに各旅行会社さん、県内の事業者さんが積極的になっていきますので、それなりに増えてきていると実感を言われる方もいますので、こういったことをしっかりと課題も我々が分析しながら、広げていって、何とかインバウンドを拡充していきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは2点、まず伝統工芸や食材等の発信の支援についてお答えを申し上げます。

日本遺産につきましては県では関係市町や観光団体等が参加する日本遺産推進協議会によるパンフレットの作成、ホームページの開設、更新などを支援いたしまして、歴史ストーリーに関係する伝統工芸や食材の発信に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、今年7月の御食国若狭と鯖街道の日本遺産プレミアムの認定を受けまして、年内にも全国誌のコトリップですとか、男の隠れ家に記事を掲載する方向で調整するなど、関係市町や観光事業者とともに鯖街道のストーリーと伝統工芸や食材の魅力を全国に発信してまいりたいと考えております。

市町や各事業者によるパンフレットですとか、ホームページ等の取組には様々な考えもありまして数も多うございます。

全てを支援するという事は難しいと考えておりますが、こうした取組によりまして、今後も日本遺産を核に、様々な形で歴史のストーリーに乗せた県の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

続きまして魅力的な観光ツアー造成に対する機運醸成についてお答え申し上げます。

県では令和3年度からJR大手旅行会社等と観光開発プロジェクトを進めまして、市町とともに観光素材の魅力付を行い、318件の旅行商品で3万人を超える、3万74人が参加するなど着実なツアーの醸成と集客を働きかけております。

このほか、県観光連盟では、観光事業所の観光素材の磨き上げですとか、大手旅行会社との商談会を年間6回開催いたしまして、述べ旅行者で申し上げますと115社、県内の事業者は238事業者との商談につなげまして、新たな観光ツアーの造成を支援してございます。

また、県内事業者と相談の上、酒蔵見学とそばを楽しむほろ酔い旅など、福井らしい旅行商品をツアー291としまして、3年間で約60本を造成してございまして、これによりまして1190人が参加されてございます。

県内事業者が生業として売り出し、結果的に競争もされております主力商品に県がコンテスト形式で優劣をつけるのは控えたいと考えておりますが、今後とも旅行者のニーズに合う優れた旅行商品を県内事業者と一緒に造成しまして、一層の誘客拡大につなげてまいり

ます。

議長／松崎君。

松崎議員／分かりました。

ツアーに関してはどんどん支援できると支援していただき、というのも特に海外へのPR、広告宣伝費は事業者にとってかなりきついという所のお話しも聞いておりますの、今後の広告宣伝というところはいろいろ考えていただきたいと思います。

インバウンドも宿泊、金沢に取られがちというのは前からの話でございますけれども、そこを何とかして戻せるように特に夜の楽しみ方かなという話は以前からいろんな議員さんからも話がありましたので、やはり夜楽しめるイベントとかを造成していただけるように頑張っていたらというふうに思いまして、私自身もアイデアを出していきたいなというふうに思います。

最後、県立大学生の居住支援等についてですけれども、福井県立大学のかつみキャンパスができてから1年がたとうとしておりまして、いよいよ新人生が、かつみキャンパスに通うわけでありましてけれども、前回、山本議員からも少しお話が出ましたように、小浜市内のアパートの家賃は永平寺キャンパスの周り比べると、かなり高く、学生やその家族にとって大きな負担となっております。

そもそも事業所が悪いという話じゃなくて、アパートの供給数が少ないことに起因しているわけございまして、小浜市内の家賃相場は1Kの間取りでおおむね5万円からとなっているわけございまして、永平寺キャンパスに通う学生に比べ割安なアパートへレベル選択肢が少ないという状況になっております。

ちなみに私、大学生のときに神戸に住んでおりましたけれども、神戸市ワンルームで大体5万ぐらいでしたので、大体それと同じくらいの値段が今、小浜市内ですのかなというふうに思います。

学生支援のために県内最低ラインまたは平均の家賃を調査して、それに合わせて差分の家賃を支援するのとはどうかと考えますけれども所見をお伺いいたします。

またこれらの学生を助けたいと、地域の方からは空き家を活用して、これを学生用のシェアハウスにすることや、賃貸物件として安く提供するという案も出てきてございます。

ただ空き家の多くは水回りの設備が古く若者にとっては使い勝手の悪いものが多いです。また県内には移住してくる若者の住居として空き家や古民家の活用は重要と考えております。

そこで学生や県外から移住してくる若者の住居として学生や移住者が使用することを条件に、現在土木で行っている空き家の購入リフォームに対する支援を手厚くしてはどうかと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは小浜市内のアパートの家賃支援についてお答えを申し上げます。

県立大学の学生を対象としたアンケート調査をしましたところ、永平寺キャンパス周辺と小浜キャンパス周辺の家賃の比較をしますと、小浜キャンパスのほうが若干高いという傾向が見られました。

現在、地域でもいろいろな支援も進んでおりまして、例えば、創造農学科がありますあわらキャンパスでは地元の温泉業者4社があわらキャンパスに通う学生のために従業員の宿舍の空き部屋を貸し出す協定を大学と締結しまして、学生に安く提供してくださっているということで、現在7名の学生が利用していると聞いております。

また、令和8年4月に供用される勝山キャンパスに通う学生に対しましては、勝山独自で勝山市に在住した場合に家賃の補助を行うという訳であるとなっております。

小浜キャンパスに関しては、最近では市内の民間アパートも建設が増えておりまして、供給数も増えているということですので、今後もの価格動向を注視しますとともに、学生の意見をしっかり聞きながら小浜市と十分協議してまいりたいと考えております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは空き家の購入リフォームに対する支援の拡充についてお答えいたします。

県では移住者等が空き家を購入しリフォームするケースや、空き家の所有者が学生等に賃貸するためにリフォームを行うケースに対して支援を行っているところでございます。

小浜市では、移住者等の空き家の購入、リフォームに対して最大120万円、空き家所有者の賃貸リフォームに最大60万円の補助を行っておりまして、郊外部での賃貸応募の場合においては最大30万円の補助となっているところでございます。

御指摘の支援制度の拡充は、現在の制度は移住者等をまちなかに誘導することを優先していること、上限額の引き上げには新たに市町の財政負担が発生するなどの課題がございますが、学生等による地域の賑わい創出という観点からも今後、まちの意見を十分聞いた上で、支援制度の拡充について十分検討してまいりたいと考えております。

議長／松崎君。

松崎議員／ありがとうございました。

学生は県外から来るんで、県外に戻っていくとこちらで支援したかいがないなという話もございますけども、そこら辺は奨学金支援制度とかも使いながら、いろんな支援制度ございますのでなるべく県に残っていただけるような形で支援するのかなと思いますし、小浜市につきましても今まであんまり気使って、身内がやっていたので気遣ってなかなか言えなかったことも僕もガンガン、小浜市に言えますので共に頑張っていきましょう。

ありがとうございました。

議長／以上で、松崎君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたしますので御了承願います。

渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／民主・みらいの渡辺大輔でございます。

相当長くなりまして、理事者の皆様も、それから、議員の皆様もお疲れだと思いますけれども、あと一人ですので頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

それでは、早速、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、いよいよ残すところ、あと1年余りというふうになりました、中学校部活動地域移行についてお伺いをいたします。

県教委がこの9月に地域移行の課題の一つとして挙げられていました指導者の確保、これは、市町が望んでいた指導者リストではないんですけれども、受皿となり得る民営団体のリストにつきまして作成をいただき、そして、市町に御提供いただいたというふうなところでございますけれども、このリストが上がっている団体の数をまずお聞きするとともに、このリストによって、どの程度市町の受皿の拡充につながっているのか。

さらには県がこの個々の運営団体に対しまして、中学校の受入れに対しまして、どの程度働きかけをされたのかを伺いたしたいと思います。

地域移行の実務担当者からは、やはり県が指導者リストを提供していただきたいというふうなお声を多く聞きます。

現在、確かにこの指導者バンクというふうな制度はございまして、これはスポーツ課が運営をしております、私もサイトをクリックとかしてみたんですけども、なかなか、この地域クラブの指導者としての活用のサイクルがまだ、活用するには至っていないというふうなことを感じました。

地域クラブの移行に関しましては、積極的に支援に取り組んでいる長野県におきましては、今後の取組としまして、資料1にお示ししましたとおり、民間企業に呼びかけをしていると。

そして、指導者だったり、あるいは協力者、こういった人たちにも派遣の願いをしていると。

さらには、財政支援もお願いをしているというふうなことでございます。

そして、協力をしてくれる企業に対しましては、地域に貢献する機能としてもブランドイメージ向上策、これも検討をしているというふうなことをお聞きしました。

さらには広く県民に向けまして、指導者、あるいは協力者を募集をしているなど、指導者の確保に向けて積極的に取り組んでいる県でございます。

ぜひ福井県も民間企業や県民に対しまして、こうした取組を行い、現在、スポーツ課で運用されています指導者バンクについても、地域クラブに対応できるように整備拡充をして、市町への提供をぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、指導者の確保に向けた取組について知事の所見をお伺いをします。

また、17市町とも令和7年度末までに中学の休日部活動を地域移行にするという、こういう情報が現在の児童生徒、あるいはその保護者に十分に行き渡っていないというふうな現状も見られます。

なぜ中学校の休日部活動が地域に移行されるのか、そして、土日の部活動がなくなるのか、

さらには、地域クラブというのは一体どういうふうなものなのか、また、移行に伴って保護者がどのくらいの負担が生じるのか。

こういった分かりやすい地域クラブの移行につきましては、市町に任せるのではなくて資料2でもお示ししましたとおり、県が統一した情報を児童生徒、保護者に発信すべきと私は考えますけれども、所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／渡辺議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、休日部活動の地域移行について、指導者の確保に向けた取組についてお答えを申し上げます。

今年度末における休日部活動の地域移行の進捗状況ということを見ても、全国的にはトータルで21%程度というふうに言われておりますけれども、福井県においては50%程度になる見込みということでございますので、そういう意味では、比較的進んでいるほうだというふうに認識をいたしております。

ただ、やはり指導者、それから、そういうものの受皿となるような団体、こういったものがまだまだ不足しているということで、課題として感じているところでございます。

指導者につきましては、今も御指摘いただきましたけれども、指導者バンクというのを平成2年度からつくっておりますけれども、主たる目的は一生涯通じたスポーツの振興ということでやらせていただいておりますので、現実としてはそこで長期間にわたって学校で教えるとか、生徒に向けて教えるというような、そういうような対象者になっていないというところがあるわけございまして、実際のところは、市や町から要請がありますと、県であったり、市町、いろんな競技団体、こういうところと相談しながら、個別に探していく、こういうような状況になっているというところでございます。

部活動の地域移行は、教育委員会が基本的に所管しながら、市や町の教育委員会、それから競技団体などと相談しながら進めておりますけれども、ただ、今おっしゃっていただいたように、その競技団体の相談もありますけれども、その人が属している、やっぱり結局、生業で、どこかで働いていらっしゃる方が多いと思いますので、そういう企業さんの協力をいただくということも非常に重要だというふうに認識をいたしております。

そういう意味では、どんな形で協力を得ていくのか、その指導者の方が気持ちよく指導に当たれるような、そのような環境をどうつくっていくのかということも教育委員会、そのほかの関係者の皆さんともよく相談しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、中学校休日部活動の地域移行につきまして2点、お答えいたします。

まず、受皿となる運営団体の数及びその団体への働きかけについてお答えします。

中学校部活動の地域移行を進める上で、いずれの市町におきましても受皿団体及び地域指

導者の確保に苦勞しているところでございます。

そのため、今回、競技団体の協力を求めまして、中学校の受入れを可能とする地域クラブの調査を行いました。

その結果、280団体から受入可能との回答を得たことから、9月に各市町に団体の活動場所や連絡先などの情報を提供したところでございます。

現時点でリストを活用して受皿団体の確保につながったという事例はございませんけれども、市町からはより詳細な活動状況を知りたいという声もございまして、現在、活動日時や指導者数などの情報を充実させる追加調査を実施しているところでございます。

今後、この情報を参考に、市町が個別に働きかけを行っていただきまして、具体的な活動条件を丁寧にすりあわせて、そして、受皿団体の拡大につなげていただきたいというふうに考えております。

次に、部活動地域移行に関する県の統一した情報発信についてお答えいたします。

部活動の地域移行は、保護者をはじめ、受皿団体や指導者、学校など様々な関係者の協力の下に進めていく必要があります。

県ではこれまでも、県のホームページや広報番組等を通じまして、地域移行に関する情報発信を行ってきたところでございます。

さらに来週になりますけれども、12月15日付の県からのお知らせにおきまして、小学生や中学生、そして、その保護者向けに地域移行の趣旨または進め方、そして、地域移行が進むとどうなるかなどの理解を深めてもらうことを目的にQ&A形式の新聞広告を掲載する予定でございます。

今後も県や市町の広報団体を最大限に活用いたしまして、市町とも連携しながら、引き続き県民の理解促進につながる広報活動に取り組んでまいります。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／御回答ありがとうございました。

時間もないので、次に進みたいと思います。

次に、北陸新幹線開業後の観光誘客についてお伺いをします。

先日の代表質問でもございましたし、今日の一般質問でもございました。

北陸新幹線開業以降に県内を訪れる観光客が順調に伸びているということは、私も実感をしているところでございます。

しかし、ここに来て課題も見えてまいりました。

その一つが宿泊、つまり、福井県には泊まらないというふうな課題でございます。

県は、令和6年の宿泊者数の目標をコロナ前の令和元年度と比べまして、23%増の510万人としているところでございますけれども、9月末時点の現在で、目標の約半分、258万人というふうなことをお聞きしておりますし、また、比べているその令和元年と比べましても同月比で81.9%と伸び悩んでいるところでございます。

やはり全国の観光客から見れば、この北陸3県一帯を観光地とみなしていますので、やっぱり誘客力がある金沢、ここにまずは訪れまして、観光して、金沢周辺で泊まる。

次に、福井を目指す人は翌日、福井県に来て観光地に行くわけですがけれども、残念ながらまだ宿泊をするまでの魅力は感じられないということで、観光した後に泊まらないで、そのまま帰ってしまう、そういうふうなことも見受けられるところでございます。

10月1日から北陸デスティネーションキャンペーンも始まりましたがけれども、やっぱりPRも、北陸3県が一体となったPRをしているので、このPRでは今後も同じことが続く懸念も生じるわけでございます。

この時期は、全国にも誇れる越前ガニのシーズンでございますので、今こそ福井県の宿泊者数を伸ばす絶好の機会だというふうに思っております。

北陸デスティネーションキャンペーンによる県内の誘客者数、そして、宿泊者数の効果について伺うとともに、県内宿泊者数の目標達成に向けて今後の具体的な戦略について、お伺いをします。

課題の2つ目は、これは全くかぶってしまっているんですけども、松崎議員と時田議員と、インバウンドでございます。

これは、みんなが言うということは、やっぱり絶対、課題なんですね、これ。

県は2024年のインバウンドの目標を40万人としておりますけれども、9月の速報値ではわずか6万1710人と目標をはるかに下回っているわけでございます。

一方、全国的に見れば円安効果もありまして、インバウンドの9月までの累計が昨年1年間の総数に既に並んでいるというふうなことでございますし、消費額も5兆8582億円、これ過去最高だった昨年を既に上回っているというふうなこともお聞きをしている。

こういった中で、福井県のインバウンドの伸び悩み、これは非常に残念な状況でありますので、解消に向けては本当にしっかりと取り組んでいかなくてはならないと思うわけでございます。

県内にも永平寺などの禅、あるいは伝統工芸、そして、私先月、常任会で視察をしてまいりましたけれどもオーベルジュの歓宿縁ESHIKOTO、こういったインバウンドにも刺さる観光地がたくさんある中で、今後のインバウンド宿泊者増に向けた具体的な戦略について、これは何回も、知事、申し訳ないんですけどもお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私からはインバウンド宿泊者増に向けた具体的な戦略についてお答えを申し上げます。

まさに議員おっしゃっていただくように、大きな課題があるというふうに認識をいたしております。

県内は、特に北陸新幹線の開業に向けまして、もちろんまず、富裕層向けの立派なホテルを誘致したりとか、それから、サイクリストなんか利用しやすいとか、さらに、食というのがやはり重要ですので、おっしゃっていただいたESHIKOTOの歓宿縁なんかも含めて、オーベルジュの誘致なんかもさせていただいている。

さらには、民宿をリニューアルしようというようなこと含めて、もう100件以上、新しく、もしくはリニューアルをしていただいているということで、そういう意味では投資のほう

は相当させていただいていると思っるところでございます。

一方で、おっしゃっていただいたように、先ほど申し上げましたけれども、令和元年と比べても宿泊者数87%にとどまっていると、こういうことでございますので、何とかこれをさらに乗り越えていかなければいけないと思っております。

一方、今も申し上げましたが、投資をしているところ、例えば小浜の町家ステイのようなところなんかは、欧米の富裕層なんかは連泊をしてくるような状況になってきているとか、赤坂塾なんかも5%くらいはもうインバウンドになってきているというお話もありますし、また、台湾なんかを中心にして小浜市内でも3割くらい外国人客が増えているというところもございまして、そういう意味では、濃淡も出てきているというふうにも思っております。

それから、カニのシーズンということもありましたので、やはりこれまで遅れておりました越前海岸もお客様は増えている、インバウンドにはまだ届いておりませんが、

そういった意味では、お客さんも増えてきているという実感もあるわけでございます。

これをさらに反転して増やしていかなければいけない。

やはり魅力的な、泊まろうと思うところを、宿泊施設もそうですし、観光地そのものも夜の娯楽も含めて楽しめるようにしていくということも大事だということも認識をいたしているところでございますし、さらに、いろんなコンテンツ、RENEWなんかの場面に行きましても、紙すきの工房なんかに行ったときも確実に外国人の皆さん来ているというふうに言っていましたので、そういった伝統工芸であったり、禅や、それから、いろんな写経なんかも人気があるというふうにも伺っております。

こういったこともやりますし、また、コンテンツづくりというのも大切です、さらには、免税店、これもニワトリが先か卵が先かというのをやめて、とにかく免税店を増やすということで、今、行政も取組をさせていただいております、着々と増えてきておりますし、多言語化、こういったことも進めさせていただいております。

富裕層向けのコンテンツづくりも今進めているところでございまして、徐々にはこういった効果も出てこないといけないと思っておりますが、まだまだ結果に結びついておりませんので、引き続き最善、努力をして、他の県よりもさらに努力を重ねながら結果を出していけるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、北陸デスティネーションキャンペーンによります県内誘客や宿泊数の効果についてお答えを申し上げます。

DC期間中の各観光地の来客数は、DC特別企画の実施ですとか、直通新幹線の運行などによりまして、東北など新たな地域からの誘客が拡大するなど、好調に推移しております。一例で申し上げますと、新幹線駅周辺の、県外からの来訪者数は携帯電話のデータの分析でございますが、11月末現在、前年比16%増という形になってございます。

今年の宿泊者数は、御指摘いただきましたとおり、観光ビジョンで目標としております510万人には及ばない見込みでございますが、まずはコロナ禍前の水準の406万人が達成できる

ように、民宿の改修支援ですとか、ホテルオーベルジュの誘致などを進めてございまして、改修された民宿など100件以上の平均客室稼働率は改修前と比べまして20%増加、120%となっておるところなど、着実に伸びてきておるところでございます。

今後、冬の風物詩でありますイルミネーション、各宿による越前ガニの新プランなど、年末年始の大型連休等の旅行需要を最大限に取り込めるよう、ふくいドットコムでの情報発信ですとか、ツアー造成を図る旅行会社等に強力に働きかけてまいりたいと考えております。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ぜひ頑張っていたきたいと思います。

では、次に県内のがん対策についてお伺いをします。

県内で昨年度、がんによって亡くなられた方は、全体の死者数の22.7%、死因では第1位を占めているわけですが、その中で罹患はじめる年齢が他のがんに比べて比較的若いのが、子宮頸がんでございます。

資料3の1で示しましたとおり、特にこのAYA世代と呼ばれる15歳から39歳までの方の罹患する割合が約3割と極めて高いのが特徴でございます。

この世代の女性は、結婚、そして、出産、子育て、そして、働き盛りの年代であるために罹患をされると家庭や職場へかなり大きな影響もありますし、がんの治療のために子宮を切除すると、出産の願いを絶たれるというふうなかわいそうなケースも多く見られるわけでございます。

ただ、この子宮頸がんは、がんの中でも唯一予防できるがんというふうに言われておりまして、それは、予防に極めて大きな効果が認められるHPVワクチンの存在でございます。

資料3の2は、スウェーデン、デンマーク、そして、イギリスにおいて国家レベルの大規模調査でワクチンの効果の検証を行ったデータでございますけれども、これを見ると、明らかに接種した人は非接種者に比べると、かなり発症が抑えられているというふうなことが明確に分かっているところでございます。

しかしながら、この下のほうの表を見ますと、欧米各国に比べまして、日本の接種率は極めて低い状況でございます。

日本では御存知のように、平成25年の4月から小学校6年生から高校1年生の女子に対しまして、国によるHPVワクチンの接種の積極的勧奨が始まった。

しかし、接種後、体の広い範囲で持続する疼痛の副反応の報告があったために、同年の6月に、国は積極的な勧奨を行わないというふうなことをしました。

その後、約10年かけて厚労省が調査をしたところ、安全性に特段の懸念がないということが確認できたために、令和4年度から、再び接種の積極的勧奨が再開されたという経緯がございます。

同時に、この積極的勧奨を控えられた期間で公費による接種が認められなかった方々、つまり、平成9年度から平成19年度までにお生まれになった方々、この方に対しましては令和4年度から3年間かけて公費によって接種ができるキャッチアップ接種というふうなも

のも行われました。

ただ、このワクチンを完了するまでには3回打たないといけないので、終了するのが来年の3月でありますから、少なくとも今年の9月には、第1回目の接種が終えてなくてはならないというふうなことでございます。

そこで、県内におけるこのキャッチアップによる接種率、これを伺いますとともに、全国との比較も含めて結果をどのように評価をするのかお伺いをします。

一方で、令和4年度から再開されましたこの積極的勧奨につきましては、令和4年度の県内接種率は12.5%にとどまっております。

県は、がん対策推進計画の中で、令和11年までにこの接種率を70%までに上げると、極めて高い目標を掲げているわけですが、予防効果が極めて高いこのワクチンですから、目標達成に向けては計画的に、そして、継続的に取組を進めていく必要があると思っておりますけれども、令和5年度の接種率をお伺いしますとともに、目標に向けた今後の具体的な方策についてお伺いをします。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／2点お答えをいたします。

まず、県内における子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種率についてお答えをいたします。

令和4年度のキャッチアップ接種の初回接種率は、全国平均が6.1%に対し、本県は8.4%となっており、全国では12番目の位置づけとなっております。

今年度は、キャッチアップ接種が最終年度とされておりましたので、9月末までの初回接種に向け、医師会に協力をいただき、かかりつけ医からの接種勧奨や集団接種を実施し、また、夏休み中の接種促進のために高校生や大学生対象の出前講座やリーフレットの配布、県民向けの講演会などを行いました。

その結果、今年度の初回接種者数は9月末時点で5732人と、昨年度9月末時点の1417人に対し、約4倍に増加をしております。

ただし、さらに接種率アップをしなければいけないという認識を持っておりまして、キャッチアップ接種について、先日、国から接種期限の1年延長の方針が示されたところでありますので、***とされている年度末までの初回接種に向けまして、引き続き接種率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和5年度の子宮頸がんの定期接種率と目標達成に向けた今後の取組についてお答えをいたします。

子宮頸がんワクチンの定期接種につきましては、接種を完了した方の接種率は、令和4年度の12.5%に対し、令和5年度は15.9%に増加をしております。

予防接種法においては、16歳未満は保護者の同意が必要とされており、接種率の向上には対象者とともに、保護者にワクチンの効果や副反応などを十分に理解いただくことが重要と考えております。

このために医師からの働きかけが有効であり、かかりつけ医からの接種勧奨とともに学校

医や医師会からの講師派遣により、学校でのがん教育を行っていきたいと考えております。また、今年度は、定期接種期間外の接種では約10万円の自己負担がかかること、また、9価ワクチンは15歳までに初回接種すれば、2回で接種完了できることなどの広報啓発を積極的に行ったことで、接種率が向上しております。

引き続きこうした周知を進めまして、接種率向上に努めてまいります。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

それでは、通告と順序を入れ替えまして、高校生のヘルメット着用についてお伺いをします。

県教委は県内全ての県立高校、そして、特別支援学校に高等部の生徒に対しまして、2026年度から自転車通学を許可する際に、ヘルメット着用を必須とする方針を決められました。これは警視庁の統計ではヘルメットをしないで、自転車に乗って倒れて、頭部に損傷を受けた場合には、ヘルメット着用時に比べると、死亡率が2.4倍に跳ね上がるというふうなことでありまして、県民のヘルメット着用をしっかりと上げていくということは極めて大事なことで、特に自転車を、通学時も含めて多く利用する高校生のヘルメット着用、極めて私は大事だというふうに思っております。

ただ、県民のヘルメット着用率は今年6月現時点では11%と、特に高校生となると2.3%で、ほとんどかぶっていない現状がございます。

全国的に見ると、愛媛県、あるいは大分県は、特に高校生の着用率が高く、90%以上もありまして、そういったところでは、県民の全体のヘルメットの着用率も5割だとか、6割だとか、かなり高いわけがございます、全国1位、2位でございますけれども。

こういうふうに高校生がヘルメットをかぶることが県民全体にも波及するということは極めて明確になっているわけがございます。

ただ、県内約4割を占めている、この私立高校生、ここのヘルメット着用をしっかりと進めていかないと、県立高校の生徒はかぶっているんだけど、私立はかぶっていないということになりますと、これは全体の着用率アップにはかなり支障が生じるものと考えておりますが、この私立高校生の取組状況について、まずお伺いをしたいと思います。

一方、福井県は2021年度から高志高校をはじめ、三国、そして、勝山、敦賀、若狭、県立5校において生徒が主体となって、校則を見直すというふうなプロジェクトに取り組んでおられます。

こうした取組をすることによって、生徒の問題解決能力であったり、あるいは意見調整力でだったり、こういうふうなことが養われるというふうにも言われております。

今回のヘルメット着用を必須とした経緯、これは校則ではないにしろ、行政サイドからの一方的な決定だとも私は受け止められるかなというふうに思います。

生命を守るためにはヘルメットの着用は、本当に大切なことではありますけれども、実質的に義務化、着用を義務づけられる高校生側が主体的に必須化に向けて、私たちも変わっているんだと、そして、自分たちが決めたルールだから自分たちでかぶろうというふうな

気持ちになって初めて、高校の着用率が上がっていくものと私は思っております。
県教委は、来年度1年間を着用にに向けた生徒の自発的な取組を促す期間と位置づけておられますけれども、具体的にはどのような取組を考えておられるのか所見を伺います。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、私立高校のヘルメット着用の取組状況についてお答えを申し上げます。

今の議員がおっしゃいますように、高校生の自転車を利用するときのヘルメットの着用については、県立高校、私立高校の区別なく取組を進めることが不可欠であると考えております。

令和8年度からの自転車通学時のヘルメット着用の必須化につきまして、私立中学、高等学校協会の理事長、校長会におきましてもその内容が議題となりまして、特段の反対意見はなく、今後検討していくということとしている結果でございます。

これまでも私立高校に対しては、生徒の自転車通学時の道路交通法の遵守やヘルメット着用義務化の検討について、随時、働きかけを行っておりまして、今後、ヘルメット着用の促進に向けまして、自転車通学の許可、教育委員会の対応やその実施時期等の検討に当たりまして、具体的な助言などを行っていきたいと考えています。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私からはヘルメット着用に向けた生徒の自発的な取組についてお答えをいたします。

他県におきましては、高校生の自転車通学時の重大な事故をきっかけにヘルメット着用の徹底、義務化を始めた事例があるというふうにお聞きをいたしまして、私どもといたしましては、実際、何かあってからでは遅いという強い危機感から、今回、高校生の自転車通学時にヘルメット着用を必須とする方針を打ち出させていただいたものであります。

この方針を表明するまでには、各県立高校への聞き取りですとか、県警察との協議、また、県高等学校PTA連合会など、関係者との意見交換を丁寧に行いながら、合意形成を図ってまいりました。

また、十分な周知期間を設けるため、開始期間を令和8年度といたしまして、この間を生徒の自発的な取組を促す期間としたいと考えております。

今年度も羽水高校の探求学習におきまして、3年生にヘルメット着用に関するアンケート調査を実施した事例ですとか、また、藤島高校の放送部がヘルメット着用を啓発する映像作品を製作するなどの事例がございました。

柔軟な発想で生徒相互が啓発することに意義があるというふうにご覧いただきまして、来年度もこうした生徒主体の取組を促し、ヘルメット着用率の向上につなげてまいりたいと考えております。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／今ほど、ヘルメット着用必須化に向けての定義のお話がありましたけれども、私ですね、高校側の先生が、特に生徒指導の先生方のお気持ちも分かりますし、かなり抵抗も難色も示されたんだろうし、それを皆様の合意形成を図りながら必須化に持っていかれた県教委、そしてまた担当所管課の皆様をはじめ、関係者の皆様、本当に御苦労があったんだろうなというふうことで敬意を表します。

本当にやっぱり生徒の命を守り、ひいては県民の命を守るというふうな取組なので、これは今後、着用率アップに向けて学校のみならず、生徒、そして保護者、県も、そして県民全体となって、このヘルメット着用に向けてしっかりと取り組んでいかなくてはいけないというふうに私もしっかりと頑張っていきたいなというふうに思っております。

最後に、外国語指導助手、いわゆるALTの受入れ業務についてお伺いをします。

本県では、全国にも珍しく、公立中学校、全ての県内の公立中学校、そして県立高校において、ALTを配置しております。

このALTの配置事業は、国の制度を活用しまして、外国語教育を希望する海外の青年を招き入れて、英語の授業で活用しているものでありまして、本県の中高生の英語力は全国でもトップクラスというふうなことで、ALTも大きく貢献しているところでございます。しかし、この事業にも（？）課題がございまして、資料4に上げましたように、県内にやってきたALTを受け入れる際に、こうした生活をしていく上での様々なお世話、これを配置された学校の英語の担当教諭が担っていると。

中には、平日で終わらない業務もあって、休日も返上して行っているというふうなことであります。

私が聞き取ったところによりますと、例えば教員がたまたまお休みのときに、ALTが事故に遭遇しまして、ALTが慌てて行ったところ、加害者と、そして保険会社と、そしてALTの間に入って、示談だったり、あるいは過失割合の交渉に当たるというようなケースもありましたし、また、別のパターンでは、ALTが自動車の免許証を保持していたんですけども（？）、免許更新、これは平日に行われるんですが、免許更新を行うときに、免許センターから英語教員も同行してほしいというふうなことがありまして、平日授業があったんですけども、自習にしてALTと一緒に免許センターまで行った、こんな事例も聞いているところでございます。

これは明らかに、英語教諭としての任務を超えた業務だと私は思います。

英語教諭も、同じ学校で頑張っているこのALTのお悩みに対しましては、できるだけ支援をしたいというふうな気持ちがある一方で、ALT受入れの際のこの様々なお世話に対しましては、外部に委託するなどしまして、できるだけ英語教員の手から離すべきと考えますが、所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／A L Tの入国や帰国に係る業務について、お答えをいたします。

本県では、全ての公立中学校及び県立学校に、外国語指導助手A L Tを104名配置しておりまして、コミュニケーション重視の授業づくりの推進など、英語教育の充実を進めているところでございます。

県といたしましては、学校の負担軽減のため、今年度来県した37名の新規のA L Tに対しまして、来日に伴う手続や日本での生活に関する研修を開催しております。

あわせて、来日時の銀行との事前調整、また提出書類の簡素化などの便宜も図っております。

また、県教育委員会に配属しているA L Tと、それから地区ごとに経験豊富なA L Tをブロックリーダーとして任命いたしまして、日常生活における支援を行っているところでございます。

ただ、現状といたしましては、市町の転入手続や宿舍契約等に関しては、日本語での手続が求められるため、各学校の教員に協力をいただいているところでございます。

このため、担当教員の負担が過度にならないように、複数教員で対応するよう各学校にお願いをしております。

しかしながら、こうした状況は、働き方改革の観点からも課題であるというふうと考えております。

今後は、市町教育委員会等にも協力を求めまして、A L Tの入国、帰国等の業務負担軽減につながる対策について検討してまいります。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ありがとうございました。

いろいろ申し述べたいところでもありますけれども（？）、もうちょっと早く終われという空気感を後ろから感じますので、ここで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長／以上で、渡辺大輔君の質問は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明11日は午前10時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので御了承願います。

本日は以上で散会します。